
第1回 日吉津村議会定例会会議録（第3日）

平成28年3月15日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成28年3月15日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

1番 河 中 博 子	2番 景 山 重 信
3番 松 本 二三子	4番 加 藤 修
5番 三 島 尋 子	6番 江 田 加 代
7番 山 路 有	8番 井 藤 稔
9番 松 田 悦 郎	10番 橋 井 満 義

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 小 原 義 人 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 森 彰
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 高 田 直 人
建設産業課長 松 嶋 宏 幸 教育長 山 西 敏 夫
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 前 田 昇

午前9時00分開議

○議長（橋井 満義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、各位、お手元に配付のとおりであります。

なお、本日は一般質問の日程でありますので、ここで質問通告順に各議員の紹介を申し上げます。

本日、一般質問、通告順1番、議席番号2番、景山重信議員、通告2番、議席番号9番、松田悦郎議員、通告3番、議席番号4番、加藤修議員、通告4番、議席番号7番、山路有議員、通告5番、議席番号8番、井藤稔議員、通告6番、議席番号5番、三島尋子議員、通告7番、議席番号6番、江田加代議員、通告8番、議席番号1番、河中博子議員、通告9番、議席番号3番、松本二三子議員、以上、本日は、9名の議員より一般質問の通告を受けておりますので、順次、一般質問を行います。

日程第1 一般質問

○議長（橋井 満義君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

通告1番、議席番号2番、景山重信議員の一般質問を許します。

景山重信議員。（発言する者あり）

少々お待ちください。

村長、開会の前に、よろしいですか。

○村長（石 操君） ええですよ。

○議長（橋井 満義君） そのまま続けて、景山重信議員、一般質問、どうぞ。

○議員（2番 景山 重信君） おはようございます。2番、景山重信です。よろしく願いをいたします。

きょうは4点。1点目は、小規模農家が頑張れる村施策を、2点目として、村外農業者も村の認定農業者に、3番目で、補助事業に村独自の利子補給を、4番目といたしまして、うなばら荘の存在感を示せということで、4点質問させていただきます。

第1点目、2月4日、TPP交渉参加12カ国は、協定書に署名をした。日本もTPP承認案と関連法案を国会に提出し、早期発効を目指すとあります。しかし、TPPに対する農業者らの不安は依然強い。政府は、交渉の経緯を含め、各農産物の合意内容とその対策を国民に説明すべ

きであります。相前後して、国内農業対策が柱となる27年度補正が可決成立しました。当然、夏の選挙を意識して、子育て世代、高齢者問題、農業分野への重点配分と受け取りました。安倍政権の目指す農業競争力の強化に向けて、農地の大区画化、産地の施設整備、機械の導入等を重点的に支援するとあります。地域の中核農家を対象に、収益力強化に必要な施設設備と機械リース事業とあります。担い手にとってはありがたい事業であります。ただ、この事業は、村全農家の意思疎通が図られてこそ有意義な施策であります。該当者には伝えてあるのでしょうか、問うてみたいと思います。

意思の疎通を含めて、小規模農家の活躍なくして村農業の将来はあり得ないと思います。小規模農家に元気を出していただく村の施策が必要ではないでしょうか、問いたいと思います。

2番目として、国道431号北側の圃場は砂壤土の土質で水はけがよい。特に畑は白ネギ栽培で村外の農業者に管理をさせていただいております。村主催の新規就農者と語ろうのメンバーのうちの2人は、村農地を恒久的に借りて規模拡大をしたいと将来の夢を語っていただきました。村の遊休農地化が進み、村農業者が手をかけないで困っている中で白ネギは作業がしやすいと話されております。村の農業経営の目標を目指されたならば、村在住者でなくても認定農業者になれるのでしょうか、問うてみたいと思います。

3番目に、12月定例会で同僚議員の質問に答えて、利子補給を2分の1から3分の1程度ならできるとの村長答弁でありました。過去、国の制度では利用実績がありましたが、村の制度もありがたいと思い、必要でもあると思います。早々、当初で具現化されるものと思っておりましたが、予算化はされていなかった。あわせて、機械バンクの答弁もありました。具体的な時期、詳細を問うてみたいと思います。

4番目といたしまして、1月24日の大寒波襲来、西日本各地で大きな被害をもたらしました。近隣では日南町で玄関の上に土砂崩れがあり、3人の死傷者がありの報道もありました。村内でも小学校を初め、水道管の破裂等、3日から4日程度も非常事態に陥りました。この間、飲料水、生活用水に事欠き、不自由な生活を強いられました。ただ、行政の迅速な対応で村民生活に大きな不自由さは感じなかった。本当にありがたかったです。ただ、時代の流れでしょう。トイレと風呂はどうしようもありませんでした。こんな事態のときに、村民から愛されてやまないうなばら荘が入浴不可能、私の頭ではちょっと考えられない状態でした。白鳳の里は入浴客は無料で受けられて、存在感を見せつけられておりました。うなばら荘の村民のメリットは何なのだろう、存在感を示してほしいと思い、問うてみます。よろしく願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 景山議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、小規模農家が頑張れる村の施策をということで質問をいただいております。そこで安倍政権の農業に対する補正予算の話が出ましたけれども、農業の競争力を強化するということでもありますけれども、物によっては世界の中で太刀打ちのできる、世界に打って出られる農産物もあるということです、そこになかなか日本の農業者の目が向いていないということがありますので、やり方によっては成り立つということでの補助政策だと思いますけれども、しかし、大半の農業者は、政府が言われるような大規模で、いわゆる地域の農業を発展させたり持続させていくというところにまで至らないわけでごさいます、特に我が村で考える場合には、小規模農家が頑張れる村の施策をということが大事なところであるというふうに思っております。

現在は、担い手と呼ばれる相当規模の経営を行う農業者が主体とされておりますけれども、担い手だけでは地域農業が成り立たないものであります。担い手以外の小規模農家等も重要であると考えております。担い手だけでやり切れないのは、やっぱり大規模にしてその管理業務あたりは、決して1人の人や2人の人ではできないということでもありますので、やっぱり農地全体を考えたときには、小規模農家も地域の農地を支えたり維持したり、農業を支えていくことでは必要であるというふうに考えるところであります。というところが景山議員と考えは同じであろうというふうに思います。

昨年の日吉津村の総合戦略の、元気なむらづくりの元気づらしの中の小さな農支援事業として、生きがい対策にもつながるとして小規模農家が頑張れる施策を考えていただいた、意見もいただいたということでごさいます、直売施設への農産物の出荷額に応じて奨励金を交付するよう28年度予算に計上をいたしました。村内には少量多品目でも出荷することができる、いわゆる農協の直販施設でありますアスパルがありますので、多くの農家が利用されております。しかし、出荷農家は売上金額から一定割合の手数料が差し引かれますので、その一部を奨励金で補って村内当該農家の所得増加が図れれば、さらに営農意欲を持っていただいて生きがい対策につながっていけばよいということでごさいます。これは総合戦略の推進会議の中で出された意見をもとに今回予算をしたものでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、村外農業者も村の農業認定者との御質問でごさいます、認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて創意工夫し、営農の改善を進めようとする農業経営改善計画を市町村が認定し、認定を受けた農業者に対して支援措置を行うものであります。経営の本拠があります市町村で農業経営の改善計画の認定を行うこととなりますが、土地利用型の農業で複数の市町村にまたがって農地の利用集積を行う場合は、該当市町村

が認定することも可能でありますけれども、村の基本構想では、認定農業者が目標とすべき経営指針は、年間の労働時間がおおむね1,800時間、主たる従事者の年間農業所得がおおむね300万円と定めておるところでありますので、認定農業者になられるに当たって、決してそんな無理な数字ではないというふうに思っておるところであります。

御意見にありましたように、村内の若手農業者の会を年末に初めて開いたわけでありましてけれども、その中で、村外から2人の方の就農があります。白ネギを栽培されておるわけでありまして、他の自治体で認定の新規就農者となられておられる方でありまして、現段階で認定農業者になられることは可能ではないかと思えますし、将来的に基本構想に定める要件を満たし、村の認定農業者にぜひともなっていたきたいというふうに考えておるところであります。しかし、村外でも営農をされておりますので、どちらに営農の土台を置かれるのかということが基本になってくると思いますが、重ねてでありますけれども、できれば我が村で認定農業者になっていただければというふうに考えておりますけれども、関係自治体との協議をして、この若手の農業者の方がどこで認定農業者になられても我が村でしっかりやっていたいただいているのも事実ですので、最善は我が村で認定農業者になっていただくということですので、御本人の選択もあるわけありますので、そこら辺は御本人の選択に任せなければならないということだと思えます。

なぜ、日吉津でということでありまして、非常に我が村は、中山間のほうに入ったり、多少山手がかかったところと比べますと、砂質土から砂壤土ですので非常に耕作がしやすい。特に白ネギあたりは耕作がしやすいということで、労働力が格段に軽いということもあって我が村を選択していらっしゃるということのようであります。

次に、補助事業に村独自の利子補給をとということでありまして、農機具購入に対する村独自の利子補給制度の導入に関する質問でございまして、先ほど景山議員からもございましたが、機械整備に対して利子補給の割合を上げるということでの質問があったわけでありまして、ある程度のものであれば可能だということでは答弁をしたところでありまして、機械の導入に当たっては、経営試算とあわせて過剰投資とならないようにしていただかなければならないわけでありまして、ある意味、県の既存事業もあるわけでありまして、その辺の整合性や新たな制度の必要性などを検討する必要があると思っております。

なお、認定新規農業者の方の経営初期における負担軽減を図るために、営農に必要な機械・施設の整備に県が3分の1、村が6分の1、計2分の1を県と協調して支援する制度もありますので、これらを御利用いただければ新たな設備投資に対して半分の補助金が出てくるということでありまして、その際にはしっかりとした経営計画を立てられることが肝心でありますので、

過剰投資になってもいけない、過小評価してもいけないということがありますので、そこら辺は、新規の認定農業者の意向については、しっかりとそこら辺を見させていただいて支援をしていきたいというふうに思います。

また、農機、機械を有効利用するという事で、農機具バンクについて、特にトラクターあたりはたくさんありますので、過剰投資ではないのかなということでもあります。こうした状況を解決するという事では、機械の共同利用や所有からレンタルへの切りかえなどが考えられまして、農機具バンクも有効な手段の一つであると考えております。特に新規就農の方は、機械の設備投資は大変なことでありますので、これらを、こんな制度をつくって新規就農の方ができるだけ初期投資に苦労がないような仕組みにしなければならないというふうに考えておりますので、引き続き農家の皆さんや関係機関と連携をしながら進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

最後に、うなばら荘に関する質問にお答えいたします。

せんだっての寒波の襲来で、うなばら荘の日帰り入浴をなぜ中止したのかということですが、これは、できることなら営業をしたかったわけでありましてけれども、やむを得ず中止をしたということですが、うなばら荘の温泉は塩分を含んだ温泉でありますので、体を洗うためのシャンプーを使ったり、それから風呂から出るときの流し湯は、水道水を沸かして沸かし湯でやっておるといのが実態でございます。そういう意味では、うなばら荘の温泉で上がり湯をシャワーなり蛇口から出る水、いわゆる水道水の沸かしたものですけれども、これを使われんと、ふだんのときでも、夏、海水浴に行きて、シャワーをせずに帰るとい状態と同じこととなりますので、そういう意味では、米子市の水道局の配水区域にあります我が村の、全体もですけれども、うなばら荘においても水が出ないということございまして、出たとしてもちょろちょろ水しか出なかったということで、到底、温泉につかった後の、体にかけて湯をする、流し湯をする、それから、体を洗う、シャンプーをするという状況になりませんでしたので、やむなくうなばら荘の入浴を休ませていただいたというものであります。ということで、日帰り入浴はやむなく中止をさせていただいたというものであります。

水道水が確保できておりましたら、無料で提供もできたのではないかというような気もいたしておりますけれども、やむなくそういうことをやらせていただいたということで、非常に村民の皆さんにとっては、あの状態は水道の飲み水が出ない、それからトイレの水が、水洗化されて水が出ない、そしてボイラーの湯は、水道水より機械的にボイラーの水圧を多少下げているということですので、なおさら湯は出なかったということでもありますので、生活が便利になった分、

その分ああいいう状態になると、住民の皆さんが非常に生活しにくい状況が出たということで、保存をしておりました、備蓄をしておりましたペットボトルの水、1.5リッター物を500本を、生活に不便を抱えていらっしゃる、そしてまた、多少、生活に不便を抱えていらっしゃる方に対して配布をしたということで、最小限のことにとどまったと、それ以上のことはなかなかできなかったということでもありますので、その点についてはおわびを申し上げて、景山議員の質問に対するお答えとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 1番の問題につきましては、一般農家は政府の方策ではちょっとできないので、村の施策は必ず必要だということをいただきました。ただ、今の補正とかりえ事業とか農協がやる事業は、全て担い手の事業なんで、小さい農家の人、小規模と称される農家の人には全然メリットがありません。

それで、私が言いたいところは、50万のアスパルを地産地消ということですけども、どうでしょう、39軒の方のみの影響を緩和ということもあるかもしれませんが、ただ、指針ということにあるとおり、住民の方には行政懇談会のとこに説明してあると思いますけれども、各農家が多様な形態の農業経営に取り組んでいただくことを基本としつつ、地域農業を将来にわたって持続可能なものとするために、新規就農者を含め担い手と呼ばれるような意欲のある農業者を確保・育成していくことが重要であるということ、この基本としつつということの基本が、私の基本と、村長、それから産業課長の基本が全然違うと、予算審査のときも、それから質疑のときも話したように、基本が全然違うんです。行政はそれが基本だと思っておられるかもしれませんが、私の基本はちょっと違うんで、米の需給バランスを保ってってということで、転作の畑化するということで、単独の村費も出してもらってます。これもありがたいことであるし、ただ、もう国策も全部減反の部分に目が向いちゃって、主食用米というのはもうがいに目を向けちゃらんような部分があるもんで、ただ、小さい農家の方、景山とか、いろんな大きな面積という方がつくられております。減反されているといっても、がいに恩恵を小さい農家の人には受けておられません。だから私、何が基本というのんだらあかなと思って、お願いします。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

基本といいますか、やはり、まずは農家の平均年齢も上がっておりますし、なかなか次のつくる方がいないってことで大規模農家への集積と、それから、また、次の担い手ということで、若手の新規就農者の育成というものにまず主眼は置いておまして、これをしていかないことには

やっぱり次の農家、今の御高齢の方だけではだめですので、次の農家ってということで、大規模農家と次の若手農家のことにまず育成ということが基本ということでありますので、そういうことで、ここにまず力を注いでいくというのが農業全体ではそうではありませんけども、またその大規模農家とか若手農家を支援するためにはいろんな多面的事業とか、そういうものもセットにしながら、いかに地域農業を守っていくかということが主眼といたしますか、基本であると考えております。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 言わんとすることは、それはありがたいことです。あなたの気持ちもよくわかりますけれども、基本的に、ほんなら50町主食用米つくります、50町減反します、朝から晩まで、1反田んぼあって、草の芽が出んほど毎日草刈りしておられる方もあります。その方、ほんならもうアスパルにも、何ていうか、地産地消の店も出されません。その方はほんならもういいんですか。私が言いたいのはそういうことではなくて、減反の部分は村からも畑化にするということで225万いただいております。いいぐあいな配分は再生協のほうでせんといけんと思えますけれども、米、主食用米に対してはもう一番のこれから、30年にはもう私も含めて誰んもの農家が、7,500円もくれません、国は。ただ、私が言ったっていけませんかもしれんけど、大規模な農家にはそれなりなことは、それでも予算措置がなされるのではないかと私は期待しておるんですけれども、小さい農家の方、小規模な農家の方、元気つけてあげないけんでしょう。小さい小規模の農家のことがあって、元気でおられるけん大規模の農家も元気出されるわけだ。その辺をちょっと考えていただかんといけんと思っておるところです。

私の信念としては、農業施策は規模の大小ではなく、地域の全農家、村民も一緒です。合意のもとに地域の自主性が重視された施策ではなくてはならないと。誰んもに大規模だけがほんならこういう恩恵を受ける。小さい農家の人は何にも知らない、わからない、状態が。制度自体も、村から何ぼ助成を受けとるだか、225万の範囲でも、みんな農家の人わかっておられますか。農協もそれは悪いところはあります。そげな部分からきちんと、何ていうか、教えてあげるとか、村から本当に、ああ、1反に、28、29年は7,500円、国がお金ぞす。30年からもうお金出ません。そのときに、ああ、村がこういう手だてをしておいたよってって、そげな状態でもしてあげたいなどは私は思っておるんです。だけん、村の農業施策というのんは、全農家に理解され、小さい農家のも一緒なことです。全農家の方に理解されて、遠慮なく担い手と称される人が村の農業の発展のためってということが、一番の行政の目指すところではないかなとは私は思うんですけれども、何かちょっと基本ということが、産業課長さんの基本と、わからんこと

もないです。アスパルの方に、39人の方に、それはいいんです。でも、もっと大きな目で見ても、小さい農家、だって50町、毎年主食用米つくるんですよ。それが一番メインでしょう。その方に何ぼか、もう30年からは本当にローテーションだし組めんかもしれませんよ。小さい方、協力でできんかしらんです。長年、20年、30年もローテーションを組んじょった中で、どげしたらいいかということ。私たちも困るんです。だけん、その辺をちょっと考えて、何ていうか、もっと大きな目では私は思うんですけれども、次が、ありがとうございましたと言われるような回答をひとつお願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 農家の皆さんが、全員が御理解の上でということでは、地域農業の再生協議会で、特に水田の利活用については、毎年、協議会の中で次の年度の転作のところを決めたりして、場所を決めて、これまで30年近くなるんですかね、ローテーションを守りながらやっておるということの中で、従来、村からは200万、今は225万という形で、再生協議会の中でその225万の使い道を考えていただいて割り振りをしておるということでありまして、かつては国の補助金もいろいろと、大豆あたりでもこの村の補助金を入れても十二、三万になった時代があったと思います。それはそれで国がしっかりとその助成をしておったということでありまして、けれども、いわゆる補助金制度というのは未来永劫続くものではありませんので、一定の年数が過ぎると整理をされていくという中で課題も新しくなってくるので、国の補助制度は国の補助金が減りながら今に来ておるということでありまして、言われる30年からは、いわゆる主食用米の生産については、それぞれの農家が判断をなささいということになりますので、そのときの価格がどの程度になるのかということでは、安くなっていくのであろうという予想の中で、担い手がしっかりと頑張られると、規模を拡大されなければ経営ができんやなスタイルになるであろうということでありまして、再生協議会の中では、先ほどから再々言っていたとおりでありますけれども、その配分を全農家の代表であります再生協議会の中で議論をして固めていくと、配分をしていくということですので、これから配分をどうやっていくのかということでは、変化の可能性、変えていく可能性は十二分にあると思っておりますので、その辺で対応をしていきたいと。金額の大小の問題、また別の問題であります。

それから、出荷農家だけにとということでありましてけれども、今、農業共済あたりでも、どうやって農業共済の災害を捉えるかということにおいては、出荷の実績に応じて被害の状態を見て共済金を出すというスタイルに大豆あたりはなっておりますので、ある意味、それはやっぱり生産をされておると、おったというその実績に基づいて共済金を出すという仕組みになっており

ます。米は違います。ですので、やっぱり実績を見ながら頑張っていらっしゃる方のお手伝いをしたらということでもあります。手数料も相当な率でかかっているようですので、その全額とはいきませんが、多少のことをやっていくということにして、これらが農家の皆さんのいわゆる出荷意欲、生産意欲、さらには出荷意欲につながれば生きがい対策にもなるのではないかとことでの、総合戦略の推進協議会の中で農家の方から御意見が出て、そういう方向がいいのではないかとこともありましたので、今回は予算をしたということでもあります。重ねてではありますけども、水田の問題については再生協議会の中で年々議論をして、225万の使い道の配分を変えたり、その時代に合ったものにしておるとことでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） ありがとうございました。

大規模と中核農家というのと小さい農家、一緒な考え方のもとで進まんとひずみはずみが出てくると思いますので、その辺をいいてあいに再生協のところで、私も私なりにまた表現をしてみたいと思いますし、ただ、いつまでも、どげって表現していいかな、後を見てくださる人、けさもちょっと3人の、農業委員会長と、それから、あとの2人の新規の方の話もちょっと見ておったんですけれども、本当にそれはふえてきておるとありがたいところですけども、作物という部分でどうなんでしょう、米とか大豆、作物という部分で何か後を見てくれる人が少ないように思います。それはすぐ取りかかりやすいということもあるんです。ただ、作物コースというになると資本が要るもので、とてもとても。それは引き継ぎを受けるとか、何か新規ではちょっと難しい部分がありますので、その辺は今の集落営農とか、そういう部分だったらまたしやすいんですけども、そうでない限りはちょっと。なかなかこの5ヘクタールの荒廃地とか、荒廃地を簡単にローダーとかでするような、113でも出てましたけれども、それはいい実証圃ということできたと思っておりますけども。何か担い手と言われる方、103町の作物を守るということからいくと、ちょっと寂しいと思うんですけども、その辺は、手当てとかは、私たちのほうがそりゃあ担い手を探していかなといけんですけども、なかなかそういう担い手もないというのが現実でして、農大にも頼んでみたり、ハローワークにも頼んだりもしますけれども、出現しないというのが現実です。ただ、ネギ、それからブロッコリーとか、単品では資本も要らないんで、すぐってということで取り組めるんですけども、その辺の考えはどう思っておられるんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 鳥取県全体として、新規就農をどんな形で見つけていくのかということ

で議論がされております。それはやっぱり、まずは手短かに現金収入をさせないけんということがあります。それはブロッコリーだったりネギだったりするわけです。そこでやっぱり収入を得て、青年就農に弾みをつけるということでもあります。この箕蚊屋地区でも土地利用型の大規模な農業をしていらっしゃる方、何人かありますけれども、そこでもやっぱり米だけではかなり難しいと。間で裏作でネギをつくらんと、とても経営的には成り立たんということを言ってらっしゃるわけでありますので、景山議員が心配されております土地利用型の後継者というのがなかなか育ちにくいというのは実態ですし、新規就農でぱっとさばって、機械設備を十分にしているということにはならないのが現実でありますので、なかなか解消のしようがないということですが、景山議員や農家の皆さんだけではなしに、みんながかかってそれをできる体制や人を探していかないけんということだと思っておりますし、それから、今、富吉のほうで農地の管理事業の、あれ、何ていうやつだったかいな、直接支払いか。（発言する者あり）多面的機能の集団化をしていらっしゃるということでもありますので、そこら辺の、いわゆる農業の補完作業をできる体制ができて、そこにまた担い手ができてくるというような選択肢もあるのではないかというふうに考えておるところでありますので、今、うちげで考えられるのは、そういう多面的機能を拡大をさせて、水路やあぜ草の管理や、さらにはそれをもうちょっと仕事の幅を広げたりしていけば、担い手の方の作業が、言うなれば植えつけと収穫作業だけに、極論で言うとなつて、そこで合理性が出て、さらには次を担っていただく方を探すということにつながっていくのではないかというふうに考えますので、そのような方向かなという、我が村で今とれるのはそんな方向かなというふうに思っておりますので、そのような努めをしていきたいというふうに思います。以上。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 頭の中ではようわかっています。ただ、預けられる方は鎌もくわもない人ばかりですので、全部受けた人の負担になってしまいます。だけん、なかなか思うように、村長さん言われるように、そういう簡単なことではないですので、非農家の方も含めて出役してもらって、地域全体で、農家の方ばかりじゃなしにっていう話に持っていけば、それはそういう田んぼの中だけを耕うんすればいいだけん、作物をつくれればいいだけんっていう姿になるんですけど、ちょっとちょっとそういうことでは先に進みますので、ちょっと。それから、時間の関係で、次、行かせてもらいます。

説明ではわかりました。1,800時間、それから純益が300万、本当にほど遠いです。一緒に純益を百姓で300万上げかと思うと。それで、この間の新規就農者と語る会で、皆さんの、7名だか6名だか出席なさったんですけれども、その現状というのは把握できておるんですか。

私、やっぱり村が主催されたもんで、先輩の方も、ネギ掘りに来なったら、ちょっとお茶など飲み寄りに寄りないよってって言ったりしとるんですけども、うちも昼休憩とかっていうとまた帰ってしまわれるし、時間が合わんでということでなかなか話が進んでないんですけども、魅力ある、後に続く若者が出てくる認定農業者に私は育てていかんといけんと思うんですけども、村内外の方でも。助言とか指導とかはしておられるもんか、当然しておられなければいけんと思うんですけども、どうですか、1カ月、2カ月たちましたけど。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） せんだっても農家の若い就農者と中海テレビを通じて対談をさせていただきましたが、その放送が流れたかと思えますけれども。1人の方は施設型ですので、これは天候を整理をしながら生産環境を施設の中ですべてつくってやっていくということですので、非常にロスがない農業経営の形態ですので、どちらかといえば、企業経営に近い形でやっています。ロスが全く出ないというやり方ですので、温度管理や水の管理や液肥の管理、そこら辺を適切にやってくれば確実に、御苦労はあったかもしれませんが、販路も確保していらっしゃるの、これは会社になってますが、会社経営ということですので、これは一定の安定したものをつくっていかれるのであろうというふうに思います。

それから、もう一人の方はブロッコリーでございましたので、非常に意欲を持っていらっしゃる、この辺でいきますと大山町のあたりで、ブロッコリーで、非常に年間の所得や販売額が多額なもの上げていらっしゃるわけでありまして、そこに負けるのが悔しいと、追いつきたいということを書いていらっしゃる、十分に意欲は持っているということですので、御指摘のように、作物での勝負は早くできるであろうと思っておりますし、現実に農業を長らくしていらっしゃる方でも、先ほど言いました、野菜の一定のものではかなりの売上金額を出していらっしゃるというのが実態であります。本人からは、この売り上げを若い人に伝えたほうがいいのではないかということ、これだけやればこれだけの売り上げ出るよということを書いていらっしゃるけれども、まだ私は本人から言ってもいいということを承諾をいただいておりますので申し上げますけれども、相当な金額を、去年は売り上げをしていらっしゃいますので、その若い人が、やっぱり隣の町の若いものに、同じ作物をつくっておって負けたくないという意欲を持っていらっしゃいますので、このあたりは何とかなるのではないかとこのように思っておりますが、景山議員のおっしゃいます土地利用型の農業を手がけていくということでは、まだ時間がかかるのかなということしております。お答えになったでしょうかね。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（２番 景山 重信君） 松嶋課長さん、一つ、南部町と日吉津で両方で認定農業者なれますが、なれますが。両方で。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 年間総労働時間が1,800時間ですので、両方でとろうと思うと、3,600時間ということになりますと、ちょっと毎日10時間ということになりますので、どちらか一方だと、時間的には一方になると思います。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（２番 景山 重信君） ちょっとその話は後からゆっくりさせてもらいたいと思います。現在でも、ある人は両方でとっておられます。3市町でありますからそういう事実もありますが、それで、それは後にしておいて。

それで、次の、利子補給ということで、私、本当に当初でも期待しておったです、出るんだかなと思って。そういう、今、説明があったんですけども、将来、国のほうでは現実に利子補給等もありますので、村でそういうことをされるということは画期的なことではないかなと思っております。県が3分の1、村が6分の1、生産者のほうが2分の1という補助事業もありますけれども、そのほかにも利子補給ということをつけてもらったらありがたいと思うんですけども、その現実性はどうなんでしょう。あと10分しかないですので。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） いわゆる村が出すなら県が補助金を出しますという、県と村で2分の1出す補助金で導入した機械の残りの残債の償還を利子補給するというのが、多少無理があるというふうに僕は思ってます。補助制度を2つかませるということになりますので、それは多少無理があるかなという気がします。県の制度で県が3分の1、村が6分の1、そして、買われた方が2分の1という、この2分の1の残債に対して利子補給するというのは多少無理があるというふうに僕は思ってます、補助金の制度上。例えば単独で導入すると、機械をですよ。機械を導入される際に、うちげは村として利子補給するのか、補助金を出していくのかということは考えに値するというふうに思ってますので、そのようなことで。ただ、それはやっぱり全体で営農計画と機械との生産能力との整合性といいますか、バランスを見ながら、過剰な投資にならないようなことでの理解をして進めていくべきだというふうに考えてます。以上。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（２番 景山 重信君） ありがとうございます。その件につきましては、よくわかりました。

それで、話し合いの場で、新規就農者の。私は出席して会った方の意見を十分に受けとめられたと思っておりますので、一つずつでもその要望に応じてやっていただきたいと思います。そのあらわれが、私も今週からですかいね、けさ見せてもらいましたけれども、そういうことだったと思いますので、利子補給という単品ではちょっとできないということなんで、それだけでもできる可能性も中身によってはあるということですね。そういうことですので、ひとつ、せっかくこの新規就農者っていう方も一生懸命頑張ろうとしておられますので、利子補給ということ、そういうことを12月のときにも質問議員があったので、そのことも本当にみやすいことだというように私は答弁と受け取ってしまったんですけども、そのことも考えて、これからの村の農政ということで、ちょっと頭に入れてやっていただきたいと思います。

それから、最後に、水道管の破裂で、私、本当に、誰も、村民一緒だったと思うですけども、水ということのありがたさを知ったと思っております。ただ、うなばら荘、これから継続的に運営に携わるといってやっぱり観点からも、いつ何どきやってくるかわからない大震災、大災害ということに対して、やっぱり、どげっていか、広域の皆さんにありがたさを感じられるような、そういう方法で、例えば、いつだったかいね、うなばら荘の、高森課長さんと支配人とおいでたときに話を聞いたときにも、多少塩分があるかもしれませんが、何か急遽のときにはその水を、井戸水を打ち込んだやつを使って、何か営業中止というようなことがないようにでもする方法というものを選ばれんだったらあかなというように思いましたので、要するに広域の皆さんの思いに供するような施設ということで、その辺の、震災も含めて、大災害のとき含めてのうなばら荘であってほしいと思っておりますけれども、お願いいたします。最後ですけど。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 本当に貴重な御意見いただきましてありがとうございます。

やむなく日帰り入浴を中止した経過は村長が申し上げたとおりでございますけども、当日は御宿泊いただいている方のトイレの水でありますとか、手洗いの水だとか、それはやはり確保しないといけないという観点から中止させていただきました。今、井戸でも掘ってという御意見だったかと思っておりますので、これはうちでできるものかという、なかなか単独では難しいものでございます。広域の施設でございますので、このあたりも含めて広域のほうにはまた協議の一つの事項として進めさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議員（2番 景山 重信君） ありがとうございます。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 終わります。ありがとうございます。

○議長（橋井 満義君） 次、通告2番、議席番号9番、松田悦郎議員の一般質問を許します。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。

最初に、水道管凍結災害の対応と対策について質問をします。

10年に1度と言われる猛烈な寒波の襲来が1月24日に発生し、1月25日に日吉津村では、今までに経験したことがない生活用水が突然に断水するという災害が発生しました。これは記録的な寒波の影響によって水管が凍り、パイプに亀裂が入り、その後、氷が解け出し、その亀裂部分から水漏れが発生したようであります。そのため、米子市水道局の給水区域内である米子市、境港市、日吉津村を初め、九州地方まで宅内給水管の凍結や破損事故が多数発生しました。今の気象条件では今後も同じような災害が起こり得る可能性がありますので、私たち住民も含めて検討、検証をしなければなりません。行政としてもこの給水管凍結に対する対応と対策を考えていく必要があると考えますが、どのような考えがあるのか伺います。

また、村内でも被害が少なかった地区もあると聞きますが、水道管はどのような配水経路になっているのかあわせて伺います。

次に、電力自由化情報の正しい発信をということであります。

ことしの4月以降、家庭用の小売電力が自由化される中で、一般家庭や商店も含めて、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになり、つまり、ライフスタイルや価値観に合わせて電気の売り手やサービスを自由に選ばれるようになりました。この制度は、平成12年3月から、大規模工場やデパート、オフィスビルなど2,000キロワット以上が電力会社を自由に選び、購入することが可能となっており、その後、平成16年4月からは、50キロワット以上の中小規模工場や中小ビルが対象となっております。また、ことしの4月から、100ボルトから200ボルトの一般家庭や商店などに適用となったという経緯があります。この制度につきましては大きく報道されていて、メリット部分が多くある中でもデメリット部分もあると言われております。しかし、いまだこの制度が多くの国民に理解されていないのが現状であります。報道によりますと、現在までに6割の事業者などの申し込みが終わり、残りの4割がこの4月から家庭や商店に売り込みが始まろうと言われております。現在まで村内で電力の売り込みはないというふうに聞いておりますが、本格的に売り込みが始まれば、間違いなく住民は疑心暗鬼に陥ってしまうのではないかと思います。本来は電力の小売業者が積極的に情報を開示すべきではありますが、マイナンバー制度導入と同じように、行政からも住民に対し正確な情報を発信す

べきと思いますが、考えを伺います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 松田議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、水道管凍結災害の対応と対策はということで御質問をいただいておりますが、1月の24日には10年に1度と言われる寒波に見舞われました。翌日の25日には水道管の破裂などの被害が多発しております。一説に聞いたところでは440件ぐらいの水道管の破裂があったと、米子市水道局の配水区域内であったというふうに聞いております。水道局では水圧を下げて、給水区域である本村にも影響が出たということでもあります。村内のそれぞれの地域、あるいは時間帯によって多少水圧や水量に若干の差がありましたけれども、一様に水の出ぐあいが悪いといえますか、多少ちょろちょろと出ているという程度のところで経過をしたというものでありまして、先ほどもお話をしましたように、時間帯を見計らいながら飲み水をためても、トイレの水は流せない状態や風呂のお湯は出ないという状態が何日か続いたというものでございました。

村としては対策本部を立ち上げながら飲み水の確保を第一に考えて、1.5リットルのペットボトルを500本備蓄をしておりましたので、高齢者のみの世帯や障害者のみの世帯の皆様には電話で安否の確認をさせていただきながら、あわせて乳児のおられる世帯に対しても必要に応じて、この生活弱者の皆さんや乳児のおられる世帯に対して飲み水の提供をしたというものでございます。あわせて、小学校にも飲み水とあわせて備蓄品である乾パンを配布をしました。このほかには、イオンが自前で掘っていらっしゃる井戸水の地下水の提供がありましたので、これも一般の村民の皆さんに開放を受けたということで対応をしてきました。

今回の寒波は、気温がマイナス5.8度まで低下したため、各家庭の外に、いわゆるむき出しの立ち上がり管や蛇口の凍結が多発したというものでございまして、外の外気を直接受ける蛇口や立ち上がり管は各家庭での凍結対策をとっていただくことが必要であります。具体的には、古い毛布やタオルや布きれを巻いていただくということや、その上からビニールテープで固定をするということや、ホームセンターで水道用の保温材を購入されて防御される方法などがありますが、蛇口を直接防護するものではありませんので、手前でそういう知恵を出していただくこととなります。これらについては、米子市の水道局ではホームページを通じて周知をしていらっしゃるということですが、さらに啓発方法も検討をするということでもありますので、村においても広報紙や防災無線を使って各家庭での寒さに対する、凍結に対する啓発をしてまいりたいというふうに思います。

それから、私、一つ勘違いをしておりましたけれども、日吉津の水の、いわゆる上水の配水を、

かつては淀江の福井から配水を受けておった時代がありましたが、25年の5月からは、今、村内全域が米子市の水源地から直接来ておるということをごさいますて、ちょっと見えにくいですが、23年までは上口2区の辺だけが米子の水源地から来て、そのほかは全部温泉線を通して福井の水が来ておったと、大半が福井の水が23年までは来ておったということでもあります。それから24年は、今度はほとんどが米子の水道局から水が来て、海川と海川新田、今吉の一部が淀江の福井の水が来ておったということをごさいます。福井のほうの水の供給が思うほど確保できないというようなこともあったようをごさいますて、25年の5月からは、我が村は全域米子市の水道局から、中央配水区という名前がつけてあるそうですけども、中央配水区から配水をされておるということになりましたので、その点の勘違いをしておりましたので、この場をかりお断りをしながら訂正をさせていただきます。我が村は米子市の水道局からの水が直接、村内全域を中央配水区の区域として配水をされておるということに訂正をさせていただきます。

今回の災害で、凍結で、米子市の水道局はかつてないほど、この凍結の温度が下がったときに水を配水をしておるということもあっております。それは各家庭で凍結を防ぐために多少蛇口をあけておられたということもあったのではないかと推測も出とる。かつて米子市の水道局から配水をしておる実績がないほど水が出たということですので、そういう家庭での、いわゆる凍結防止対策がマイナスをした部分もあったのではないかと推測も出とる。今回、一様に中央配水区の水圧が下がりましたので、水道管の末端地域やアパートの2階などは特に水圧低下の影響を受けたということをごさいますので、そのような状況だったということをお断りして、この水道管凍結災害の対応と対策はということの答弁にさせていただきます。

次に、電力自由化に関する質問にお答えをいたします。

テレビや新聞等で報道されておりますように、4月1日より電力の小売全面自由化によりまして、各家庭や商店等でも電力購入先を自由に選択できるようになります。先般もこれに伴いまして、県西部でエネルギーの地産地消を目指す地域エネルギー会社ローカルエナジーに対し、米子市が出資するなどの動きが見られております。本村におきましても、役場庁舎を初めとする公共施設の電気料金について、電力の購入先を今回の自由化にあわせて選択をしようということで検討をしているところであります。そういう意味では、自由化によりまして、電力会社の競争促進で電気料金プランの多様化やインターネットを活用した新たなサービスの展開などのメリットが見込める反面、電力の安定供給の不安があるようでもあります。また既に、電力自由化を実施してきた海外では、一時的に電気料金は下がったものの、結果的に電気料金が上がっているというような現状もあるようです。

現在のところ、電力の売り込み等による問い合わせやトラブルがあったなどという事例は把握をいたしておりませんが、基本的に電力会社の選択や電力の自由化に関することにつきましては、利用者の方が直接、それぞれの事業所や電力会社へお問い合わせをいただくものと考えておるところであります。本村におきましては、広報媒体を活用した制度の周知や啓発等を行うとともに、村民の方からの電力自由化についての問い合わせに対しましては、概要について必要最低限の説明や対応ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。また、消費者トラブルの観点からも対応できるように整えておきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをして、松田議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 再質問をさせていただきたいと思いますが、質問しようと思ったことを、結構、村長からも答えられましたので、その中でちょっと選びながら質問をさせていただきたいと思いますが、先ほどの一般質問でもあったんですが、今回の災害で水道水のありがたみは本当に、大いにありがたみを感じたという、私も含めてですが、多くの方がそう言われておりました。という面におきましては非常にいい経験になったなと思っておりましたが、今、村長が言われました水道水の蛇口は、最初、誰もが凍ったから流しとけば、当然、そのうち凍ったのが解けて流れてくるだろうなということで、うちもそうだったんですが、そういうふうにしてましたら、一考したら役場のほうから、こういうことで水圧が下がるよという防災無線が入ったところでもありますけども、この辺の状況といいますか、今、村長が言われましたので、どこの家庭も水道水を流しておったと思うんですけども、その辺の役場としての状況というのは、その当時は把握されておられたんでしょうか、どうなんでしょう、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 村内の、例えば自治会長さんのお宅ですとか、70近い、全てというわけになりませんでしたけども、時間を区切って定期的に確認をさせていただきました。そういう中では、上のほうから海に近いほうまで自治会あるわけですけども、若干その中ではちょっとずつ差があったというふうに思ってます。そういう中で、やはり水圧が下がる原因は何ですかということを水道局のほうにも確認しましたら、一つは、エリアの中で水道管が破裂して、そこから水が漏れてるために水圧を下げざるを得ないということが一つ、あわせて各御家庭の中で、やはりちょっとずつ水を出されているのも一つの原因だということではないかということ水道局のほうから御指摘いただきましたので、本村としてはエリア全体のことを考えますと、水圧を

早急に上げるための協力をさせていただきたいということで、村内の皆様にも周知をさせていただいたということでございます。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 当時、この事故が発生したときには、全国的に新聞を見ますと、復旧のめどが立たないというような大きな事故ということで、九州地方なども結構盛んに新聞に出てましたけども、この災害に対して、終わった後、西部の市町村あたりでこの対策会議なんかは開かれておるのでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 防災全体での話し合いの中ではそういった議題も上がってまいりましたが、個別の水道水という一つのライフラインに限っての議論は、恐らくこれから本村も水道局の水道協議会というのを設けておりますので、そういう中で今後の対策も提示されていくんだらうというふうに思うところでございます。水道水に限っては米子市水道局さんのお水をいただいておりますので、ここと日吉津村の水道協議会の中で、今後……（「給水車の使い回しを」と呼ぶ者あり）が練られるというふうに思っています。

あわせて、給水車というものを水道局持っておったり、あるいは自衛隊さんが持っておったり、それから、西部の町の中では単独で水道を持っておられるところございました。影響のないところについては、日吉津村、必要となれば給水車貸すよという申し出もいただいたりしておりまして、このあたりも含めて広域的な対策っていいですか、議論を進めていかないといけないというふうには思っておるところでございます。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 今回の事故は、聞くところによりますと、この辺でも何年前に、一遍こういう零下5度ぐらいになったというようにちょっと聞いたところなんですけど、その辺が記憶にあるかどうかのかわからんですけども、こういうふう到大災害になったのは今回なので、前回はたまたまなかったのかなと思ってるんですけども、いろいろ新聞に出てましたけど、日吉津村に空き家などがあると思うんですけど、その辺の対策をどう思われたんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 御指摘のとおり、例えば西部の管内見ましても、自治公民館みたくなところが既に水道管が破裂しとるけども、ふだん使わないもんですからずっとだだ漏れの状態であったということが、なかなかそういった空き家の水漏れが水圧が下がるときの要因にもなったということは聞いております。村内の場合に、空き家といってもそう、限られて多くはないわ

けですけども、本当の空き家っていうところになると、恐らくは元栓といいますか、水道の配水がとめてあるんだらうというふうに思っていましたし、一軒一軒確認をしたわけではなかったんですけども、結果的にそういったところでの水道管の破裂等はなかったというふうに承知しとるところでございます。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 空き家対策のほうは今聞きましたけども、村内で給水管の破損状況などは把握されておるんですか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 1月26日の段階で水道局のほうに問い合わせたところ、今、記憶しとる中では、日吉津村内で5件程度破損していたということは聞いておりますが、その日のうちに復旧したということで承知しております。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 水道管の破損事故って水道料金の関係は、質問しようと思ったら、きのう、水道局のほうからこういう紙が来まして、主なところを読ませてもらうと、このメーターは、前回からの検針を参考にしながら、水道がふえた分を減免するというような感じで書いてあったんで、それも水道局へ行かんでも訪問される検針員の方で受け付けするというように書いてありましたので、ああ、これはまあ、いい紙が来たなというふうにちょっと紹介をさせていただきました。

それから、先ほどなばら荘の関係の被害についてあったんですが、対策もいろいろと言われましたけども、小学校の関係も何かあったようなんですが、小学校のほうの被害と今後の対策についてちょっと、わかる範囲でいいですので、ちょっとお知らせ願いたいと思いますが。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員の御質問にお答えします。

小学校のほうは、教室棟の2階の屋内の消火栓、ここのバルブが凍結によって破損をして漏水したということで、これはすぐ、当日のうちに直させていただいております。対策といたしましても、これがほかの消火栓の状態を確認させていただきまして、異常がなかったということで対応しています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 消火栓はわかりましたが、給食はやめたんでしょう。

○教育課長（松尾 達志君） はい。

○議員（9番 松田 悦郎君） なぜやめたですか、給食は。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 消火栓の給水をとめるために全体を一回とめました。そのために、給食時間、給食の食材を調理する時間ぎりぎりまで給食のほうは待たせましたけども、ちょっとそこの復旧までに時間がかかりましたので、当日は牛乳とパンの給食にして、昼からは子供たちを帰らせたという対応をとらせていただいています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ようわかりました。水道の水が低下してそうなのかなと思ったんですが、消火栓の工事でそうなったんですね。わかりました。

それから、これも、今回、漏水があったということで、ある方が、一番我が家で漏水するのは、見るのは、水道メーターを見るべきだと。水道メーター見て、メーターが回らたら自分の我が家のどこぞが漏れとると、それで発見せいというふうに言われまして、これは本当にそうだなと思っていろんな方に言ったんですけども、きょうの一般質問でこのことを言いつつ、またいつか、起こっちゃ困るんですけども、起きたらそういうふうな感じで、自分の我が家の漏れを見るべきだなと思って、ちょっと報告させていただきました。

それから、今、村長が、後ろ池橋の関係で、淀江からの配水、これ、23年に後ろ池橋ができる前に、村長、そのときおられたんかどうか知らんですけども、議員全員で水道局から説明を受けたときに、これからは後ろ池橋を建てればおいしい水が飲めますよというふうに、すごく水道局のほうから説明を受けて、後ろ池橋ができれば、当然、日吉津の水源地がなくなって、それ以上にすごくおいしい水が飲めるよというふうに、我々も住民の皆さん方にそう言った経緯があったんですが、その後の水道審議会の中で、どうも今、村長が言われたようなことを言われたそうなんです、なぜそのときには淀江からおいしい水出しますと言いつつ、実際のところ、今、村長が言われた25年には変わったと。その辺のことがもうちょっと住民の皆さん方には説明をして、今、村長言われましたけども、すごくこの辺は重要なことであると思うんですよ。だけ、我々としては、もしそうなら、いや、あのとき、ならあの話はうそだったんかというふうに思うんで、非常にこの辺は残念であって、今後もこの水道の経路になるものも住民の方によく説明をしていただきたいなと思いますが、課長、建設産業課長、これは、じゃないですか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 松田議員の質問にお答えいたします。

先ほど言われましたように、水道の管の水の配水につきましては、平成19年あたりからいろ

いろと水道局のほうからも説明を受けておられるようですけれども、その後の話の中では、福井のほうの水源地の能力の水圧とか水質とかの関係ってというのは、調査された結果において能力の拡張というのが少し難しいということで断念されたような経過もあるようです。水道局のほうとしても、その区域内の皆さんには安定しておいしい水をとということでの考えは強く持っておられますので、今後そういったことがあった場合には周知するように努めます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 多少補足をさせていただきますと、1カ所、井戸からいい水が出た、多量の水が出たといっても、これが未来永劫続くわけではありませんので、米子市は常に水をどこからとるか、新たな井戸をどこでとるかということのを常に考えながら水を確保していらっしゃいます。うちげが、今、米子市の水道局から直接来るようになったのは、水道局の旧局長の官舎の土地から井戸を掘ったら、そこからええ水が出たということですので、常にそういう新たな井戸を探していらっしゃいますので、その中で給水、配水区域が変わってくるということはあると思います。ですので、その辺を御理解いただきたいと思ひますし、淀江とつながっておるということについては、今はたまたまそこからの水は配水を受けてませんけれども、将来においてそこからまた水が出てくる可能性が、配水される可能性はありますので、常にそういう水道局としては安定的に水を供給するということでは1カ所、これまでの井戸ではもたないということですので、常に新しい井戸を探していらっしゃるということですので、それが、日吉津の井戸が、今、休止をされているというのが、何ていいますか、水道局の取り組みの一つの参考事例になるのではないかとこのように思ひますので、補足的に説明をさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） そのことはよくわかりました。だから、結局、村民はそう思っちゃったのにいつの間にやら来てないよというのが一番の、私としては非常にあれなんです、その辺をよく、またそういうことがありましたら、機会がありましたら広報をお願いしたいと思います。

それから、電力の自由化についてちょっと質問したいと思ひますが、この質問、最初に全てを取りかえるというスマートメーターについて、ちょっと具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 電力自由化に関してちょっと調べてはみたんですが、スマートメーターというものはちょっと承知しておりません、申しわけございません。いろんな切りかえの

仕方があるようでございますが、申しわけございません、その件については承知しておりません。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） これは電力自由化、一番最初の基本のことなのと思って一番最初聞いたんですけども、私が調べただけのことなんですけど、これは自動検針ということになって、全ての家にこれを、今までのメーターだなくて、このスマートメーターというのをつけながら、今まで検針の方が来ておられてメーターのデータをとっておられたんですけど、そのまま電力会社につながって、一々検針に来んでもよくなるというようなメーターをというような感じで、それが全国的に無料だとかなんとか書いてあったんですけども、それもちょっと聞きたかったなと思ったんですけど。ということで、この辺ではいつそのスマートメーターに取りかえなのかよくわかりませんが、必ず取りかえに来るといふように書いてあったような、調べたところによりますとそういうふうになりましたので、これが私が言っということが違ったら大変申しわけないですけども、多分こうだろうなと思うんですけども、自由化に対してのスマートメーターについては一番の、最初の工事でありますので、ひとつよく理解をしていただきたいなと思います。

それから、電力自由化に伴って、新聞ではよく出るんですけども、行政からの自由化についてのいろんな文書なりがおりてきませんが、大体に国から、県から、自由化についての指導文書などは来てないんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 私どもが承知しておりますのは、今、自由化によりまして200社程度の事業者が登録しておられるということは聞いております。一般家庭向けに電気を売るのは30社程度と。1社で幾つものプランをつくっておられるということですので、今のところ150程度のプランが用意されてるということは聞いております。これは電力会社さん、民間さんがされる部分での宣伝でございますので、うちのほうが気にしないといけないのは、やはり消費生活の視点からの周知はしていかないといけないだろうというふうに思うんですけど、細かい、どこの電力会社がどういうものを用意してるとかということについては、全く上のほうからは情報は届いてないということでございます。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） これもちょっと新聞なんかで見たなと思うんですけども、西部総合事務所で1月の18日に、何か一般消費者を対象に電力自由化についての説明会があったように聞いておりますけども、この辺は御存じでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 当方ではちょっと承知しておりません。申しわけございません。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） わかりました。なかなか話がかみ合わなくて非常に困っちゃうんですけれども。

電力の自由化で一番問題なのは、便乗勧誘などがいろいろと新聞などで出てまして、要するに詐欺事件みたいなものが出てくるというのが一番怖いということで、今はもう新聞見ますと200件以上も発生しとるということなんで、こういうのが一番、私としては心配なことでありまして、その中で、ちょっと見ますと、主な、いろいろ相談があったんだそうなんですけれども、電力会社を名乗る人物からの紹介で業者の話を聞いたら給湯器の勧誘だったとか、自由化で電力料金が上がると説明され、高額な太陽光発電システムの購入の契約をしてしまったとかいうですね、こういうトラブルが起きかねんということなので、私は日吉津村でもこういうことのないように、マイナンバーと一緒にやっぱり広報をすべきだなと思って一応質問したんですが、再度、この広報についてはいかがの回答でしたでしょうか、ちょっともう一遍、再度お願いします。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 御指摘のとおりでございます。中には、プランの中でも中途の解約をすると違約金が発生するとか、さまざまなことがございます。またその商品の中ではセットプランというようなものを設けちゃったりして、例えば中国管内だとプロ野球のグッズがもらえとか、そういったいろんなことがセットの中であるようでございますが、やはりこういうものは後のトラブルのもとにもつながりかねないというふうに思いますので、消費生活の視点から十分に周知をしまいたいというふうに考えるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 時間になりましたんですけれども、この電力の自由化につきましては、本当に本格的にやってくれば村民の皆さん方が疑心暗鬼に陥るということは、もう必ずそういうことが起きると思いますので、ぜひとも本当にマイナンバーと同様、広報をひとつよろしくお願いをして、質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で松田悦郎議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） ここで暫時休憩に入ります。再開は、10時50分に再開をいたします。休憩に入ります。

午前10時35分休憩

午前10時50分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告3番、議席番号4番、加藤修議員の一般質問を許します。

加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 4番、加藤です。通告に従いまして質問をいたします。

初めに、平成28年度村財政運営について、平成28年度予算の主要施策を伺います。また、地方創生にかかわる小さな村の仕事づくり事業とは何か、具体的な説明を求めます。

次に、人材育成交流事業について、平成27年度交流事業の実施内容とその成果を伺います。

また、平成28年度の交流計画についての説明を求めます。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 加藤議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、平成28年度の村の財政運営について、その主要施策の質問をいただいておりますが、当初予算で23億2,625万8,000円で提案をさせていただきまして、前年と比較しますと1億6,480万8,000円の増額であります。対前年比で7.6%の増額であります。増額の主な要因は、公有地の取得にかかわる費用が2億5,200万円、ふるさと納税の記念品代が3,000万円と、昨年と比較して増額となっております。

主要施策については、平成28年度も引き続いて地方創生事業を進めてまいりたいというふうを考えております。

地方創生に関しましては、平成26年の11月にまち・ひと・しごと創生法が制定されまして、地方創生の視点から事業が進められてきました。本村もこれを受けまして、27年の9月に地方創生日吉津村総合戦略を策定し、この戦略に基づいて移住定住、子育て支援、仕事づくり等を基調とした事業を進めてきたところであります。

新年度の地方創生に関して、国は、地方創生のさらなる推進に向け、新たな地方創生推進交付金を新設されております。国の予算規模で1,000億の予算であります。交付金対象の事業については、官民協働・地域間連携・政策関連系の先駆的要素が含まれていることなど、交付金の基準審査等が厳しくなっている現状であります。しかしながら、本村の掲げております地方創生事業について、交付金の配分が厳しい状況もあります。本村においての地方創生の基本指針

であります村づくり、人づくり、仕事づくりは重要なテーマにしておるわけでありますので、できるだけ国の交付金の対象となることを見据えながら、そうはいつでも最悪の事態もあるわけですので、しかし、重要なテーマでありますので進めていくということであります。

新年度の地方創生事業の中身について、少し具体的に申し上げますと、昨年度に引き続いて新築住宅利息助成事業を展開し、移住定住の促進を図ってまいります。また、村の現状に合った農業の振興という観点から、農家の経営力向上にかかわる事業や小規模農家への補助等を新たに展開をしてまいる予定であります。さらには、昨年5月にオープンしました、ヴィレステひえづを拠点として活動される団体の育成支援や新たな団体の発掘、施設のさらなる活用方法など、ヴィレステひえづを拠点とした事業に取り組んでまいる考えであります。これら地方創生にかかわる事業予算としては大きな規模ではありませんが、先ほど述べました事業を地方創生事業として位置づけをしておりますので、取り組んでまいります。

地方創生事業だけでなく、従来から進めております重要な事業も引き続き実施しながら、村民の皆さんとともによりよい日吉津村となるよう邁進をしてまいる覚悟でありますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、人材育成交流事業に関する質問については、教育長をもって答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 山西教育長。

○教育長（山西 敏夫君） 加藤議員の人材育成交流に関する一般質問にお答えをいたします。

初めに、平成27年度の実施状況とその成果についてお答えをいたします。

参加児童は、5、6年生の希望者から作文と面接によって選出した8名が、昨年7月28日から31日までの3泊4日、沖縄県読谷村長浜地区と交流をいたしました。この事業の目的は、郷土の、日吉津村の未来を担う子供たちを、風土、それから文化、生活習慣の異なる読谷村に派遣をして、人々との交流を通して日吉津村の文化や歴史に気づき、郷土への愛着を深め、次世代の人材育成を図るという目的で行っております。この目的を達成するためには、事前学習を4回、それから事後学習を1回行いました。日吉津村を再認識して郷土に誇りを持つ子供、それから、沖縄を学習し、訪ねる先を知るなどを目的として、日吉津村の歴史や文化の学習、平和学習、沖縄戦を通じた第二次世界大戦、それから、鳥取県の文化を傘踊りを通して披露をいたしました。それから、各自で決定した研修テーマに沿った事前学習を通して、日吉津村の代表である自覚や他人への感謝を持つことを狙いとした学習を行いました。

そして、成果といたしまして、子供たちは積極的にいろんなことにチャレンジしようとするようになったこと、それから、自分のことは自分でできるようになった、日吉津のよさに気づいた

等の変化が見え、そのきっかけはこの交流に参加したことであると、どの子ども報告作文に上げておりました。また、今年度につきましては、相互交流が実現をいたしまして、ことしの2月11日から14日まで、民泊でお世話になった長浜地区から17名の交流団が日吉津村を訪問されました。そして、4家庭に民泊を受け入れていただき、2月12日には日吉津小学校の全校児童との交流を行いまして、その中で、エイサー等の披露や読谷村についての発表を行いました。それから13日には、平成26年度と今年度の人材育成交流に参加をいたしました児童、またその家族と長浜地区の交流団との懇親会を行いました。

次に、28年度の交流計画につきましては、今年度同様、5、6年生の希望者から8名を選出いたしまして、7月末に3泊4日で読谷村長浜地区へ出かける予定でございます。そして、沖縄からの訪問につきましても、来年度も行いたいという意向が向こうもございますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。加藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 小さな村の仕事づくり事業、これ、2月の臨時議会に出された資料でございますが、この中に地方創生加速交付金150万があります。この説明をお願いします。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

地方創生にかかわる小さな村の仕事づくり事業でありますけども、地方総合戦略の柱の一つであります雇用支援で、会社や店を新しく起業するためにさまざまな分野における個人に対する支援制度を設け、事業の継続と発展を目指し、雇用の拡大につなげるとともに安定した雇用を創出するための事業でありまして、国の地方創生加速化交付金が創設されましたので、この事業交付金を財源として27年度の2月の臨時議会で御審議いただいたところであります。

内容といたしましては、鳥取県西部9市町村と商工団体等が共同で策定した、会社や店を新しく起業するための創業支援事業計画に位置づけられた創業に必要な知識習得機会の提供など、特定創業支援事業の推進や特定創業支援事業、例えばマーケティングの仕方ですとか、単価の決め方ですとか、会計の関係とか、そういう事業を勉強して、実際に村内で起業された方への支援について商工団体に委託する形で支援するという、そういう事業でございます。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 平成28年度の一般会計当初予算の中で、地方創生にかかわるも

ので新築住宅借入利息助成事業など、今、今吉は建築ラッシュでございまして、今、造成にかかっておりますところが8軒、今、既に基礎ができて建つところが3軒、アパート等の予定もありまして、特に一戸建てのところの不動産屋さんの目玉というのが、この利子補給、1年間に30万掛ける3の、3年間で90万の助成、それから、太陽光発電の40万の助成、一番大きいのが、待機児童ゼロ、今、国会でも言われております。待機児童ゼロというところが目玉で、今から子供を産むとか、今現在小さい子がいるとかいう方が戸建てに入られて、日吉津の保育所、小規模も2つありますので、待機児童がありませんよ、入れますよというところ、一番の売りと聞いておりますが、その辺どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 地方創生の定住の、我が村に定住をしていただくための補助制度を、実は地方創生のヒアリングに出したわけですが、全国的課題は人口が減ることが課題でございまして、おまえのところはまだ条件はいいなというような言い方でございまして、なかなかここがのりにくいところであります。移住は引き受けられますけれども地方創生の交付金の対象にはなりづらいということをやられておりますが、今、発言の中にありましたように、30万を3年と太陽光の40万、これは非常に大きいと思っております。それはなぜこういうことをしたのかといいますと、実は、うちの住宅地の供給単価がよそと比べると高くなっておるということもありまして、住みたいけども日吉津をついの住みかにするための戸建てが建てにくいということがありましたので、それを解消するためのことでは新規住宅の利子補給というのを考えたわけでありまして、それから、やっぱり何を言っても、先ごろも、この2日ほど前も、国会で待機児童対策が非常に進みが悪いということをやられて大きな議論になっておるようでありまして、やっぱり御意見にありますように、待機児童ゼロでいくというのは非常に難しさがあります。年度途中で受けますので。そうすると、見る側の職員体制も影響が出てくるということでもありますけれども、おかげで、そういうことを言っていますので、例えば半年先にどうですかというような御相談もあるわけです。4月ではないけども半年先はどうでしょうかというような言い方もありますので、それはお互いに、ああ、半年先には保育サービスを提供しなければならない、半年先には保育サービスを受けられるという、そこら辺のやりとりができますので、待機児童を出さないという言い方は売りにしてまして、これはよかったなと思っておりますけれども、その辺の苦労はありますし、隣の市では、4月以降は待機児童が出るという現実でありますので、それも受けていますので、それがええか悪いかは評価が分かれるところでもありますけれども、でも、そのことで受け入れて、村内のいわゆる戸建ての定住につながってほしいということで、これから、今の国の課

題では人口減少が土台にあって子供さんが少ないということもありますし、きのうも小学校の入学、1年生の入学予定者が残念ながら転勤のために1人転出されるということで、30切りそうだからだかいな。（「30ちょうど」と呼ぶ者あり）ちょうど30か。ちょうど30になるということですので、30までは1学級か、とりあえずは、31で2学級の、県教委とのやりとりをしてましたので、5月1日までにもう一人転入があれば2学級を持続できるということを期待をしながら、そういうことではやっぱり受け入れをしていかなければ学校運営も大変だと。一定の規模の子供を預かりながら学校運営もしていく、保育所も預かっていくということで進めていきたいというふうに考えます。御理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 今度、待機児童ゼロのところ、イオンの中にもありますけども、イオンの従業員さんも、朝預けて、仕事して、連れて帰ってということもあると非常に便利だという話を聞いておられますけど、それはそれで置いて、ふるさと納税が今、1,000万だったのが7,000万まで膨れ上がっているという。この辺少し、ふるさと納税について説明を願います。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 御指摘のとおり26年度につきましては、1,000万程度でしたが、本年度は7,000万円の見込みを立てたところでございます。新年度も7,000万円できるとりあえず見込みを立てておりますけども、これについては、もうちょっと上がるんだろうというふうに思ってます。システムの導入、あるいはヤフーを利用した電子申請ができるということが大きな要因だったと思いますし、あわせて、お礼の品の数をふやしたというところは一つの魅力につながったんだろうなというふうに思ってます。要は日吉津村に関心を持っていただいて、できれば一度でもお越しいただいたりとか、そういったようなことができればということを考えてるところでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） ヴィレステひえづについての質問でございますが、先般、きのう、おとつ、芸能大会をやりました。非常に場所がわかりにくい、初めて来てどこにヴィレステがあるのかわからないという方が多くおられて、送迎バスを今回から提案をしていただきましたので、バスに乗って来られた方はわかりますけども、要するに看板がないんですね、看板が。ヴィレステひえづ、ちっちゃいちっちゃいこんなのが2つぐらいあるぐらいで、大きいところ、ここがヴィレステですよってのがないんですよ。通常、建物の上のほうに書いてあるもんですよヴィ

レストって。ヴィレステひえづ、図書館とか、何にもないんですよ、本当に。うちら知ってますからわかりますけども、知らない人は通り過ぎるんですよ。あれは何の建物だろうかっていうののがあって、その辺はまた新年度向けて、新年度予算には入ってませんが、補正などしてもっとわかりやすくしていただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 御指摘のとおりだと思ってます。行くまでの道路の案内標識とか、そういったものございませんしね、そういったところでやはり、村内の方はもとよりも、村外からの御利用も多い中では、何かしら対策練っていかないといけないというふうに思いますし、あわせて、建って約10カ月、オープンしてから10カ月たったところでございますけども、より多くの方にヴィレステを知っていただくということがまず第一だろうというふうに思いますので、特に村内の方についてはいろんな広報を通じて、位置も含めて、広くヴィレステを紹介していきたいというふうに思うところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 図書館の中の使い方、特に中央公民館の時代は図書館の中で学生さんが勉強しとったんですね。だけど、ヴィレステの場合は図書館の中で勉強してはいけないと、別室を設けてっていうと、その別室が2階だと。2階の第3会議室、防音のところです。あそこを開放しておりますからどうぞって、そんなところ上がるわけがない大体。ですから、大体、ふれあい広場ですか、オープンスペースでやっていると。そこで言わせると、キッズ広場なんかは使ってないです本当に。だから、何かしらやはり学生さんに勉強できるスペースをつくるべきではないかと思います。そのあたり、条例を直してもらわないと使えませんよみたいな言い方をされるんですけども、それはちょっと筋が違うんじゃないでしょうかって話でして、どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 誰ですか、答弁。

高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 中高生の勉強をされる際の部屋は、これを建設する当時から設けてあげたいという村民集会の中での御意見頂戴しました。部屋を借り切っていいですか、使い切ってっていうのは、またいろんなトラブルということも想定しながら、2階の部屋でどうかなということもございました。そういっても周りでがやがやしてるところよりは一つの部屋の中で静かに勉強していただくっていうのも一つのやり方だなということで、今の形におさまったというふうに考えております。ヴィレステの審議会の中でも今後また御意見を頂戴したいというふう

に思っておりますけども、約10カ月たちましたので、このあたりのこともまた御意見頂戴しながら検討をしてみたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） その、今のまだあいている部屋を有効利用するということもありますので、またその辺をきちんと精査をしていただいて、使い勝手のいいようにしていただかないと、せっかくつくったわ、使い勝手が悪いだわではいけませんので、またその辺よろしくお願いをいたします。

今回、教育費の中で一番の目玉は、中高生自主サークル活動支援事業ではないかと私は思います。要するに、日吉津村のアキレス腱みたいところは中学校も高校もありませんので、小学校しかない。中高があいてしまうんですね。大学別にして、こここのところのつながりがないというところで、今回初めて、地方創生にかかわる中で、中高自主サークル活動支援事業というのが入っています。金額的に大きいものではありませんが、一番ここを推進するべきだと思いますけども、どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

このたび、先ほど議員のほうからも御指摘のとおり、平成28年度、新年度予算ということと、地方創生の総合戦略で掲げている事業で、中高生の姿がなかなか見えないというところからこの事業もしているわけですが、今までもチューリップマラソン、それから運動会、こういったところで中学生のボランティア、募集をしてきておまして、ここら辺も年々多くなってきたり、中学生で考える、ボランティアが中心で考える役割というようなところもやってきましたが、ヴィレステひえづで交流の輪を広げて、中高生でもっと村のことについての活動に考えていただきたいなど、それぞれの活動で輪を広げていただきたいなということで考えております。ここら辺は重点的な力を入れていきたいというところでもありますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 実際に何をやるの、実際に。題目はいいけども実際にどういう活動をするの、それが知りたいというところです。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 内容の中高生の募集については、これから声かけをしていくということで、予算が成立しますと新年度の事業に実施していくわけですけども、まず、いろんな視察

もしていただきたいですし、視察も考えたり、グループでどういったことができるのかというところだと思いますし、まず、対象の方の掘り起こしというところから始まりますので、周知をしていながら賛同していただける中高生に集まっていたきたいと、それから輪を広げていきたいなというところで考えています。具体的にはこれからの部分が多々ありますけれども、そこを中心とした事業としていきたいというところ です。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（４番 加藤 修君） 参議院選挙がことしありますね。18歳からですね。今まで20歳からですので、この選挙に対する考え方なり、教育なり、取り組み方なり、選挙はどういうふうにするんだという方法なり、高校生のところからもう既に周知とか教育とかお知らせとかしなくちゃいけないと思うんですけど、そのあたりはどうですか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 御指摘のとおりでございます。高校では、どうも模擬投票をやったりとか、そういった授業を通して18歳からの選挙がありますよということで学校現場でやっておられるんですけども、選挙管理委員会の立場からしますと、やはりこのあたりについても、広報誌がいいのか何がいいのかちょっとわかりませんが、ことし参議院の選挙からどうやら該当になりそうということがございますので、啓発、周知を図っていききたいというように思います。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（４番 加藤 修君） 今、今吉が住宅がいっぱい建ってきたというところと、自治会への加入促進等が問題になってるところもありますし、新規のアパートを建てたところに自治会費の徴収等をあわせてやっていただくと。今、今吉の場合は、業者さんのほうから直接自治会費は家賃の中に入れて、会計さんのほうに直接払いますというシステムをとっていただいておりますので、新しい。ほかに建ったところについても、そういうふうな取り組みを行政のほうからでもきちんと通達していただけますか、どうですか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 非常にタイムリーな御質問いただきまして、実を言うと、昨日、今吉地内に集合住宅建てたいという不動産業者さんが見えまして、関係の各課の担当者と、あわせて自治会費の納入も含めてですが、説明してお願いしました。既存の、これまで建ったところの集合住宅についてですけども、なかなか今住んでおられる方については、そういった契約の中でお住まいでございますので、これはなかなか難しいということがございますけれども、これが入れ

かわられるときには自治会費もあわせて徴収していただくことができないかということ、今、不動産業者さんのほうにお願いしてるところでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（４番 加藤 修君） ここは一般質問ですけれども、昨日、予算特別委員会が終わりまして、各委員から出ました附帯意見等もつけとりますので、新年度の今の村財政運営に向けて、きちんと附帯意見を踏まえた予算の執行をお願いをして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） 以上で加藤議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 次、通告４番、議席番号７番、山路有議員の一般質問を許します。
山路議員。

○議員（７番 山路 有君） 失礼します。７番、山路です。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問に入らせていただきます。

東日本大震災、先日、３月１１日で発生から５年を迎えたところであります。いまだに１７万人余の方がふるさとを思いながら避難生活をされているという、こうした現実に関心を打たれるところであります。この間、大震災の幅広い報道があり、私たちが学ぶところが多かったと思っております。その一つに、郷土愛の強さに心打たれるところであります。今日の平和な社会、郷土愛という言葉は忘れられたように思うところであります。このような世相が背景にあり、より新鮮に思われる、強く心を打たれるところであります。今まさに国策として地方創生、施策に取り組む真っ最中であり、揺るがない日吉津村を築き上げるためにも、それこそ日吉津村自治基本条例がうたう参画と協働の精神、そして何より根底には、郷土愛があってこそ揺るがない日吉津村が築き上げられるものと信じております。本日は、揺るがない日吉津村を築き上げるための質問に終始したいと思っております。

今、日吉津村の課題で、まず子育て支援、先ほども少し質問がありましたけれども、子育て支援の立場から、最初は、保育料第２子無料の対策についてお伺いしたいというふうに思っております。

そして、２点目が、村の安全対策という立場から、村道２号線の拡幅進捗状況、これは信号機を目的とした拡幅進捗状況についてお伺いしたいと思っております。

そして、３点目が、これも今、村の大きな課題でもあります健康取り組み施策、このことについて、村長のお考えをお聞きしたいというふうに思っております。

それでは、早速、最初の保育料第２子無料化の対策はということでお伺いしたいと思っております。

子育て支援と出生率向上について、次の一手は、保育料第2子無料化を訴えてきたところであり、鳥取県が実施する保育料無料化について、村の対応をお伺いしたいところでもあります。参考資料もつけておりますけども、まず県の条件で、村が実施した場合の負担。

それから、2点目が、所得制限をしなかった場合、第2子の所得制限をしなかった場合についてお伺いしたい。

それから、3点目が、所得制限400万、それから500万した場合の該当者と予算についてお伺いしたいと思っております。

続いて、2点目が、村道2号線の拡幅進捗状況はということでお伺いしたいと思います。

役場線と村道2号線、十字路に信号機設置するための道路拡幅については、12月定例会で詳しく説明したところであります。つく条件について、資料に基づいて説明をしたところであります。当面の緊急安全対策として、交差点のカラー舗装対応、これは大変早急に、村当局、カラー舗装を対応していただきまして、この場を通じましてお礼申し上げるところであります。ありがとうございます。

そして、まず1点目として、拡幅した場合、西部地区の優先順位等を確認されたのかということで、これは12月議会、住民課長が、ここまでの確認はしておりませんということでしたので、拡幅した場合、このあたりを警察のほうで聞いておかれないと、余りにもこれは現実的なことにならないのではないかと思っております。まず、このあたり、お伺いしたいと思っております。

2点目が、28年度、信号機設置のための道路拡幅の具体的な取り組みはということでお伺いしたいと思います。

それから、3点目が、現状の交通量、具体的に企業進出、これ今、企業が進出するところで計画ありますけども、村道2号線全体の拡幅は急務と考えると。もちろん都市計画も含めた中で、このあたりどういう考えを持っておられるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

続いて、最後の、村民で取り組む健康づくり施策をということで少しお伺いしたいと思います。国内の概算医療費、つまり社会保険、それから国民健康保険、国民にかかわる医療費、概算医療費が約40兆円超えたところであります。そして、介護保険給付費を合わせれば50兆円時代となった、実に国家予算、今、国家予算がおおよそ、28年度が96兆円程度と認識しておりますけども、国家予算の2分の1に匹敵する給付状況であります。また、都道府県、市町村別の開きも大きいところであります。我が村の国保会計、国民健康保険の会計は、平成13年度が決算が

2億1,000万でしたけども、27年度、これがことしの1月20日現在で4億5,000万。決算見込みとしては、4億7,000万程度が見込まれるのではないかというふうに思っております。この医療費の伸びに驚くばかりであります。今こそ皆さんに医療費の現状をお知らせし、積極的かつ組織的な健康づくりに取り組むときではないかというところでもあります。

そこで、まず1点目として、具体的な取り組みを考えておられるのかということで、まずお伺いしたいと。

それから、2点目が、これは具体的なところですけども、例えば午前10時、午後3時に、ケーブルテレビ等を通じて健康体操でも考えてはどうかと。あくまでも私の考えです。

それから、3点目が、地方創生一環事業として、他町でもこの健康づくりとして、健康取り組みを上げている自治体があります。元気な村、ノルディック・ウォークの推進の村に取り組んではどうかということで提案したいというふうに思っております。

詳しくは下のほうに書いておりますので、執行部のほうも目を通しておられますので、この1点目、2点目、3点目、村当局の考え方を伺いたいというふうに思います。

以上、質問申し上げまして、再質問をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 山路議員の一般質問にお答えをしております。

冒頭、山路議員から郷土愛という、震災発生5年がたって、やっぱりその大切さを訴えられたわけでありましてけれども、我が村の子育てを考えたときに、やっぱり日吉津で育てられた、日吉津の家庭で育てられたということを誇りに持たせなければならないという気がいたしております。それが今、日本でいわれます誇りの空洞化だと言われておりますので、決してそういうことになってはならないということでの、やっぱり生まれ育てられた地域に感謝し、そして将来においては、その地域を背負って立つという誇りを持つ若い世代を育てていくことが大切だろうというふうに思っています。

というふうなことを申し上げて、1点目の保育料第2子の無料化の対応はということですが、平成27年度から第3子の保育料の無償化を実施を始めたところでもあります。これは、子供さんが3人生まれないと基本的には人口がふえていかないということでの第3子の保育料の無償化を実施して、保護者の負担の軽減を行いながら子育て支援を実施をしておるところであります。第2子の保育料については、私としてはちょっと想定外でしたけれども、第2子の保育料の無償化が、そういうことでは、鳥取県では、平成28年度に国制度の拡充に伴いまして、

従来の第3子の無償化に加え、低所得世帯に特化した、第1子と同時入所の場合の第2子無償化並びにひとり親世帯の保育料負担軽減が実施をされるというところでもありますので、本村でも県の実施に合わせ、第2子保育料の無償化等を実施し、低所得者世帯への支援を強化をしてみたいということで予算を組み立てたところでありまして、子供が産み育てやすい環境を整備し、出生率の向上を促進したいと考えておりますが、質問の中にありました具体的な数字は、担当課長から答えをさせますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

次に、村道2号線の拡幅進捗状況についてであります。村道2号線の件に関しましては、交通事故が多発をしておいたという状況で、2号線と役場線の交差点に緊急対策として、先ほどもありましたように、1月の27日に赤色のカラー舗装を施工し、交差点の中がはっきりわかるようなことになったのかなという気がしております。しかし、カラー舗装の施工後も、視覚的には鮮やかな色彩でありますけれども、ゼロではないということで、物損事故1件起きておるようですけれども、比較的効果はあっておるということでもあります。

それから、拡幅して、信号機の優先順位をお尋ねいただいておりますけれども、このことについては、優先順位がどうだということでは、今の段階ではないのかなというふうに思っております。優先度は非常に高いという言い方はあろうかと思っておりますけれども、今の段階ではそういうことではないというふうに思っています。

それから、28年度に信号機を設置するための道路拡幅の具体的な取り組みを、何をしていくのかということでは、交差点改良の手法並びに工事費、用地買収費、移転補償費等の事業費等をはじき出していきたいというふうに考えております。それは、こうやれば信号ができるよという言い方はいただいておりますけれども、その部分だけを考えても、交差点ですので、1人の方の話だけでは済まない、関係者も1人では済まない。4方向あったり、その前後がありますので、やっぱり全体を考えながら、どこを土地をお分けいただくかということは、これからの議論でないとだめだと思っておりますし、おたくの土地を下さいということにはならないと思っております。全体でこういう計画を立てて、それで改良をしていきたいので、御協力をいただきたいということにしないと、非常に難しさがあるかなという気がしておりますので、ことしは、28年度は、どうやれば改良できるのかということの下準備をしていくということになりますので、工事費なり、用地買収費なり、移転補償費等の事業費等を積算せないけんということでは、具体的なことに踏み込んでいくということでもありますので、通行される側からすれば、時間がかかり過ぎるなということかと思っておりますけれども、さっき言いましたように、用地取得や道路改良の手法は、やっぱり関係者がございますので、本当に理解をいただくためのしっかりとした下準備をしていきたい

というふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、現状の交通量で、具体的となった企業進出を考えると、村道2号線の全体の拡幅は急務と考えるということで御質問をいただいておりますが、予定の企業進出は、国道431号と村道2号線との間で、村道大道下線から西に向かってホレコ川排水路までの既存の店舗や住宅を除く区域で、相当の面積であります。まだ具体的な進出計画が我がほうに示されておられませんけれども、具体的な開発計画の中では、そのエリアの道路計画も当然、提案をされるわけでありまして、それから周辺へのアクセスについては、警察協議も行われるわけでありまして、その中で都市計画の手続が進んでいくというふうに考えております。

具体的に村道2号線の拡幅全体をということでの質問でありますけれども、現段階でこの新たな企業進出については、企業側に、特にエリア、それからアクセスの関係はしっかりと責任を持っていただくということでありまして、例えて言いますと、イオンさんの場合には、2号線はイオンさんに自主的にセットバックをしていただいて、2車線と片側歩道を確保したということですが、残念ながら、あそこの2号線と村道役場線の角の議論はできなかったということで現在に至るとということでありまして、それから駐車場や駐車場の入り口の設置についても、できるだけ道路から駐車場に入ってすぐにとまらないと、中で車が迂回するような交通体系、駐車場体系をつくれというような指導を受けて、今日のイオンのあの駐車場ができておることですので、当然そのような議論もして、新たな企業進出に対してはそういう指導をしていくということでありまして、村道2号線全体の拡幅をということになりますと、非常に御心配の向きのとおりでありますけれども、でも、あれを、全体を、全体といたしましても、役場線から富吉線までの間の拡幅をということに、具体的に言えばなるかと思ひますけれども、エリアの中はセットバックの手法も業者さんにはお願いをしておりますけれども、それ以外の地域について、両側に住宅が張りついておることでありまして、これをどの程度の事業費がかかるのかということでは試算をまだいたしておられませんけれども、非常に村財政の体力としては、交差点の改良自身も相当な金がかかるということでありまして、この2号線全体を拡幅するということでは、財政的な体力が非常に厳しいことになるなというふうに考えておりますので、もう少し時間をいただきながら、検討をしていかなければならないと。予想される、心配されるとおりのことになってはいけないと思ひますけれども、その可能性は非常に高いですので、財政的な体力との、それから安全面とのバランスもありますので、そこら辺は検討をしてみたいというふうに思ひます。

それから、3点目の村民で取り組む健康づくり施策をということでございまして、この具体的な取り組みをということでありまして、現在、健康相談健診センターなどを中心としたさまざま

な健康増進事業等の継続実施に加えて、県福祉保健局、国保連合会、協会けんぽの協力をいただきながら、健康寿命延伸プロジェクトの協議を進めております。健康寿命延伸ということでは、うちが打ち出して、やっぱりここを何とかせにゃいけんなということで打ち出しましたら、ちょうど鳥取県も県全体で健康寿命の延伸をやるということで、県の地方創生の中のプログラムにも導入されましたので、足並みをそろえながらやっていけるかなという気がしておりますので、平成28年度中には、国保連や協会けんぽなどが把握しております健康医療データを分析、活用し、村のデータヘルス計画を策定することとしております。その中で村民の健康状態に即した効果的、効率的な保健事業を構築していくことが大切だということで、そのような目的にしております。

健康寿命の延伸や、国民健康保険の財政運営において、一般会計からの繰り入れを減少させられておる市の実態等が、このごろ国保新聞に報道されておりますけれども、データヘルスもこれは大事なことですけれども、これを土台にしながら、さらに一人一人に踏み込んでいかないと、どうも健康寿命の延伸や医療費の減少につながっていかないということでもありますので、課長には、健康寿命の延伸をプロジェクトチームで検討してやれという言い方をしていますけれども、さらにもう一步踏み込んだ組み立てをしないと、成果としてなかなか出にくいのかなという気がしていますので、そのような取り組みをしていきたいというふうに思います。

それから、健康体操の推進の提案をいただきましたが、新年度の健康増進事業の一つとして、御当地体操の制作に取り組むべき、講師選定等、鋭意準備を進めておるという内容でありますし、体操の普及方策の一つとして御提案をいただいたケーブルテレビ等の活用も視野に入れ、幅広く周知、啓発に取り組んでまいりたいというふうに思います。

次に、ノルディック・ウォークにつきましては、健康づくり推進協議会を主体として、講習会の開催や、ふれあいフェスタひえづ健康ウォークを実施するなど、村民の健康づくりのために意識の普及啓発に努めてきたところでもありますけれども、コース設定については、今のところは平成22年に作成しました自治会公民館を起点としたウォーキングマップの利用や、水辺の楽校と河川敷グラウンドの利用などの対応を考えておまして、自治会の取り組みとして率先してノルディック・ウォークに取り組んでいただいておりますので、他の自治会にも広がるよう、現在ありますコミュニティ活動助成金を御活用いただくなど、自治会の主体的な取り組みに対し支援をしていきたいというふうに考えております。

村といたしまして、健康増進事業をさらに推進し、健康寿命の延伸のための知恵を絞り、検討を重ねてまいりたいというふうに思いますが、政府は地域包括ケアシステムを構築せえということとを具体的に言い出しましたので、やっぱりうちの中で何が一番懸念されるのかということ考

えてみますと、医師会や医療機関との連携をどうするのかということが一つは課題でありますけれども、でも、地域包括ケアシステムの構築というところでは、医療機関や医師会との連携が欠かせないという組み立てになってますので、うちにはそういう、なかなか医療機関と連携することになりづらいという懸念もありますけれども、でも国が打ち出してますので、それは相談の仕方や持っていくようによっては、やっぱりそこを組み込まないと、健康寿命の延伸につながっていかないのではないかというふうに思いますので、これまでのやり方を乗り越えて、健康寿命の延伸に取り組んでいきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

以上で山路議員の一般質問に対するお答えといたします。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 山路議員の資料のほうの御説明を簡単にさせていただきたいと思えます。

資料のほうで、一つは県の条件、年収360万円で村が実施した場合のということと、それから所得制限をしなかった場合ということでありまして、一つは県の条件、年収360万と申しましても、村の保育料の基準が村民税の所得割ということとしてしておりまして、国の方針で、この360万未満の中で、所得割が5万7,700円未満というところで影響額が出るということで、表のほうにしております。一つは、3人世帯で3人入所の場合、第2子が半額から無償になるということと、3人世帯の2人入所の場合、第2子の全額が半額になるということが影響があります。それから、2人世帯の2人同時入所の場合、第2子が半額から無償になるということと、2人世帯の1人入所の場合、第2子が全額から半額ということと、ひとり親については、4万8,600円未満と、それから7万7,101円未満ということで、第1子が半額になり、それから第2子が無償になるということで、影響が出るようになっております。

この影響を考えたときに、村としては10名の方が影響が出るということで、これは平成27年度、現状の保育所の方ということで、10名、62万7,000円ということで影響額が出ます。ただ、28年度はまた所得等が変わりますので、多少影響額が変わると思えますけれども、一応参考ということで、62万7,000円の影響額ということになります。

この第2子を所得制限なしでした場合には、総額44名の方ということで、755万8,800円が影響額ということで、先ほどの360万未満と合わせて、約820万の影響額が出るということになります。

28年度の当初予算で日吉津保育所の保育料ということで、2,800万程度予定しておりまして、これを全て減額すると約2,000万ぐらいということになるということですので御理解をいただき

たいということであります。

③所得制限400万と500万にした場合の該当者と予算はということですが、先ほども申しましたように、所得のほうは所得割で保育料、決定しておりますので、400万、500万であっても、調べたところでは、例えば430万の方でも9万5,300円の所得割があったり、逆に520万円の所得があっても9万4,000円の所得割であったり、収入によってというよりは、扶養控除とかいろいろな控除が入って実際の所得割は違いますので、年収が高いからといって所得割が高いということでもありませんし、ちょっとその辺はうちのほうではまだ調べかねますので、一応400万、500万にした場合、ざっと見込んだ場合、500万程度ということまで考えた場合には、所得割が9万4,000円から5,000円ぐらにかかるといって設定した場合に、約6人ぐらい影響が出るということで、94万円ぐらいは減額になるだろうということで、資料のほうにはお示しをしておりますけれども、一応その後ちょっと確認をしたところ、それぐらいが影響として出るということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。また、この資料提出については、事前に高田課長ともお話ししましたが、大変御苦労、出しにくい表であったということで、またそれ以外にも今、94万円ということで説明願ったところです。ありがとうございます。

きょう、私も、先ほど同僚議員の質問にもありましたけれども、この子育て支援の村の対応というのは、私は高く評価している1人であると思っております。ただ、私が申し上げたいのは、それであっても、地方創生の総合戦略で掲げております2030年には3,550人、それから2060年では3,600人というふうに掲げておりますけれども、鳥取県のこの担当課の説明によりますと、2040年で鳥取県の人口は44万人になるという結果も出ております。ということを見ますと、相当のこうした努力をしていかないと、何というのですかね、そうはこの目標を達成することも難しい部分があるかなというふうに理解しております。

そこで、まず、第1点が、今、村長の答弁の中でも少しありましたけれども、9月議会で、第2子の無料化は現在は考えておりませんという答弁をなされております。そうしますと、今回、28年度からは第2子無償化ということで取り組むわけですが、この辺の一貫性っていうのですかね、考え方、県がやるから日吉津村もやりますよという考えであるのか、ある面ではそうした理解ももとの、取り組みを開始されるのか、その辺の一貫性っていうのはどういうふうになるのかなということをお伺いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 一貫性ということでは、第2子までふえても第3子がふえないと子供がふえんということですけども、残念ながら地方創生ということで、子育てのそれぞれの自治体の取り組みが、全国の土俵に上げられてしまったという言い方悪いですけど、上がってしまったといいますか。そういう中で、県がその政策を打ち出されましたので、じゃあ、うちはそれをしないよということになったときには、負けてしまう危機感を非常に感じたわけでありまして、それはまず最低限横並びを、県との横並びをしていきたいというふうに思って、最低限の横並びしといて、あとはやっぱり待機児童はなしだよということで受け入れをしていくということだと、いわゆるその当事者にも、県は第2子、無償化にしちゃうあのに、何で日吉津はということの批判はないのであろうということ、させていただくということに切りかえたものでありますが、県内でも、県としては行政懇談会の席で、どこまで子育てのそれぞれがサービス競争をするのか、させるのかという議論があったのが新聞に出されておりますし、家庭保育が大事だよということで、家庭保育に隣の町では、1人、月3万円出していらっしゃるところもありますけれども、でも、それは一つの考え方として、家庭保育の大切さを否定するわけではありませんけれども、そこにこだわっていると、家庭の勤めたいという、一億総活躍社会だ、女性活躍社会だと言いながらも、そうじゃなしに、それは受け入れて、女性は仕事に出られる環境をつくっていくほうが、選択肢としては、我が村は特に核家族が多いですので、そのほうが家庭保育より求められるのではないかとということで、第3子の無償化は県に合わせて、そしてよそ並みに合わせるということでの取り組みですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。私は、県がこういう、今、村長お話しされるように、こういう県のほうが指針が、無償化ということが出たんで、負けたくないということで、これも私、評価、もちろんしておりますし、小さい村の特異性というのが生かされているなど。なかなかこの小さい村で、県の指針が出たから即ということも大変難しい部分であるなどというふうに思っております。その部分については、十分に理解はしております。

次、村長の施政方針も読みまして、ここに低所得の世帯の対応としての年収360万という言葉が、当初予算の説明でも、担当課長もこの360万というのを入れてないというのは、このあたりはもっと下げたい気持ちがあるのかなと思ったり、入れない理由は、私、素朴な疑問を持ったところなんですけども、そこあたりはどうなんだろうかなと思って、非常に疑問というか、期待というですかね、持ってますけど、そのあたり少しお伺いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 先ほども2,800万ということでお話をさせていただきましたけども、大体総額を計算するとき、一人一人積み上げというのが、新年度に向けてはなかなかできませんので、実績に基づいて、うちの中でD1、第4階層ということのを平均ということで計算をさせていただいて、今現状で入られる予定の人数とを掛けて計算をして2,800万ということを出しておりますので、先ほど言った現状の方の影響額っていうのは、その時点では引いておりません。その2,800万の中で、実際にはその分減ってくるとは思うんですけど、ただ、所得によって逆に上がる部分もあったりして、総額的には決算上はどうかちょっとわからない部分で、そういう予算の立て方をしておりますので、一人一人計算をしてないということを御理解いただきたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 今、福祉保健課長の言われるのもわかるんですけども、今度は、その該当者にとっては非常にわかりにくいことであって、もちろん私は今回、こういう質問をするということは、今こうした保育園に出しておられる方にとっては、何というですかね、内容がわかるというようなことでは、大変メリットがあるかなというふうには思っております。その時点で上げない理由はそういうことであるというふうには理解するところですけども、この当初予算に2,809万9,000円っていうのが、今回、これは保育利用者負担金ということで上がっておりますけども、そうしますと、例えば今の県の条件に従って、第2子の所得制限を360万として、おおよそ62万7,000円が日吉津村としては入が減になるよという理解をしておりますけども、そうすると、県のほうはそういう施策をやられますから、村のほうとしてはこの額は、何というですかね、そのものが入ってくる、このものか、そのあたり少しお伺いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 保育料の減額については県も実施ということですので、県のほうから補助金をいただくことになっております。今までも第3子の場合も、県の補助金もありましたし、地方創生の交付金ということでいただいておりますけども、第3子のほうはちょっと交付金のほうがいただけない現状なので、第2子も県の補助金ということで御理解いただきたいというぐあいに思います。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） もう一度確認しますが、県の施策に従って日吉津村が負担するこの全額62万7,000円という上げられている金は、県のほうから補助されるという理解で

いいわけでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） この62万7,000円は、あくまでも参考ですけども、その2分の1が助成金ということで入るといふぐあいに理解しております。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） この2分の1というのは、これは1月21日の日本海新聞の記事ですけども、平井知事の見解として、この取り組みをしたいということで、2分の1というのはここには書いてないんですけども、こういう2分の1施策ということになるわけでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 実際には細かいことを言うと、国の基準の保育料の2分の1ってことになりますので、もともとの国の基準の保育料と村の保育料っていうのは差がありますので、実際にもらうのは、逆に言えば多くなるって考えていただければ。国の基準の保育料の2分の1を助成額としていただくということになりますので。（発言する者あり）いや、ちょっとこれは国の基準を考えないと幾らとは言えませんので、30万よりは多く来るだろうといふぐあいに予想しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。どちらにしても、この辺私も、質問している人間も、このあたりの、県のほうがこういう施策で第2子無償、ただ、所得制限つきですよという。丸々は来ないだろうなという気は、私ももちろん当然しております。ただ、このあたりがきちんとした数字で、いつこういうものが出て、今、確定申告が終わって、所得がわかって、階層がわかって、保護者の方にいつの時点でこういう内容がわかるわけでしょう。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 保育料については、4月からいただくことになりますので、そのときに通知をしますし、本算定ということで9月から、実際に28年度、27年中の所得に応じたの新しい分については9月以降ということになります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） そうすると、その差額というのはどうなっていますでしょうか。4月と、今度、本算定して額が決まって、9月からは27年度の所得に応じた保育料をいただきますよということなわけですね。それまでは26年度の所得に応じた額の保育料をもらっておられると。その、今度は額の差額が出るわけですね。これはどうなっておりますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 第2子の無償化については、4月の時点でもう入れていく予定にしていますし、ただ、9月に本算定になった場合は、上がる方もあるし下がる方もあるし、その調整で、9月で実際に出た数字が本当の額ということで、その差額調整ということになりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。この保育料、第2子については、該当者の保護者の方、きょう、こうしたケーブルテレビ見ておられる方も、また福祉保健課なりにお聞きになる方が多分にあると思っております。私のほうも、新聞記事に基づいていろいろそういう質問なり問いかけもあるところですので、またそのあたりは福祉保健課のほうで対応していただきたいというふうに思っております。

そうしますと、1点目の保育料、第2子無料化の対応については、終わりたいというふうに思います。ありがとうございます。

そうしますと、2点目の……。

○議長（橋井 満義君） 山路議員、ちょうどタイミングがいいところですので、お昼過ぎましたので、残りの質問は昼休憩後をお願いをいたします。

ここで昼休憩に入ります。再開は午後1時より再開をいたします。（「15分にしてもらえん、15分にしてもらえません、1時」と呼ぶ者あり）1時、1時ちょうどに再開をいたします。

（発言する者あり）早く済ませてください。

午後0時13分休憩

午後1時00分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、山路議員の一般質問を続けて行います。

山路議員。

○議員（7番 山路 有君） そうしますと、2番目の村道2号線の拡幅進捗状況はということで質問をさせていただきます。あくまでも拡幅進捗状況というのは、2号線に信号機をつけるという前提のものの拡幅進捗状況であります。今、答弁いただいて、このあたりの1番目の優先順位ということについて、再度少しお伺いしたいなというふうに思いますけども、よろしくお願ひします。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長、よろしいですか。

○住民課長（清水香代子君） 山路議員の質問にお答えいたします。

12月の議会でも質問いただいておりますけれども、このたび、また米子警察署の担当課のほうの課長のほうにも確認をいたしまして、村道と2号線角のあの交差点につきましては、信号機設置の必要性は十分に認識している、わかっているということですが、具体的な設置の優先順位については、はっきりとは言えないということで回答をいただいております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。なかなかすぐ対応しては、すぐつけますよということも、警察署のほうとしては言えないんじゃないかなというふうに思いますけども、このあたりも少しは、いよいよこうして具体的に取り組みされるということであれば、確認は私としてはしてほしいなというふうには思っております。

そもそもこの信号機の問題については、昨年、700名余りの署名活動をした中で、日吉津村を通して米子警察のほうに署名を添えて公安委員会のほうに出したという経過があります。村民の間からも、今、村長の答弁もありましたけども、カラー舗装で、これで終わるんじゃないかなというような声も出ておりますけども、このあたりで今後そういう対応をするのであれば、おおよそめどとして、いつぐらいにこうした形、拡幅して、次のステップの信号機ということに考えておられるでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 答弁でも申し上げたかと思いますが、方向性としては、あの交差点を改良するというところで、今年度の調査事業では事業費も組み立てるということにしていますが、そういうことで、今年度はそういうところまで行くということですので、当然、関係者の議論を始めていくということになりますが、そういう意味では、議論が調うには時間がかかりますので、いつということはお約束しかねると。ただ、信号機が設置できるような改良をするということに向かっておりますし、ただ、こうすれば信号機ができますよということでの進め方をしても、うまいぐあいに進まんだらうなという考えをしております。交差点ですので、4方向の地権者があったり、さらにその延長線上の土地をお持ちの方もおりますので、そこでの議論をして、その進みぐあいによって行くということですが、今の段階、いつということではお答えができかねるといことでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） なかなか私も、今、村長答弁されるように、いつっていうことは

なかなか難しい部分があるかなというふうには思っております。ただ、ここ該当箇所では、これだけ交通事故が発生し、人身等のことも発生しておりますけども、住民の皆さんに、言葉をかりれば、取り返しのつかないような事故が起きたときには、すぐ取り組むのではないかなというふうな話をよく聞きますけども、今、村長が言われるように、すぐすぐにはなりませんということですので、早い段階にそうした、28年度、話を進めるような段階をまず出していただいて、信号機設置に結びつくような施策をしてほしいというふうには思っております。

あと、今、先ほど村長の答弁もありましたけども、役場線からこの2号線ですね、富吉線までのアスファルトが相当傷んだりしている場所があるんですけども、このあたりについてはどう考えておられますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 修繕しなければならないところは修繕をしていくわけでありまして、質問の中では2号線全体の拡幅は急務と考えるということがありましたけれども、これこそ、それこそ住んでいらっしゃる皆さんがあるわけでごさいます、今どうのこうのということに、財政的な根拠や計画の絵もなしに、そのことには言及ができません。あくまでも白紙でありますので、私がここでそうだと言ってしまうと、それはそこに住んでいらっしゃる皆さんがいらっしゃるわけですので、このところはあくまでも白紙だということ、質問いただきましたけれども、白紙でお答えをさせていただきたいということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） この2号線の問題については、私も署名活動までかかわった1人ですので、何とか、何というですかね、前向きな、当然、今、村長言われるように、関係者もたくさんおられるところですので、即こうしたからこうなるといふわけにはなかなかないというふうには思っております。この間、話聞いた中では、側溝については、あれは無筋ということでは話聞いておりますけども、そのあたりぐらいは調査されたんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 山路議員の質問にお答えいたします。

時期はちょっと昭和50年代の初めころでありますけども、農林の事業で行っております、無筋でございます。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。そのあたりも少し、私も一回確認しとかないと、今、先ほど、相当の予算がかかる事業ですので、そんなにすぐ、今、村長言われるよう

に、私も昨年12月議会、27年度こうした質問をしたから、28年度とやかくってという段階踏まなければならないということは理解しているつもりです。

そうしますと、2点目終わりました、3点目の村民で取り組む健康づくり施策をとということで、再度、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

具体的に、ここまで27年度、単独のルール外の予算も投入した中で、非常に医療費がかかる中で、これまでもこの健康取り組みというのは、何回か質問をさせてもらった経過があると思っておりますけども、村の健康づくりムードを盛り上げるためにも、今、村長のほう、日野川の河川敷とかということでお話もあったところですけども、現状は、夕方等、ホレコ川沿いとか、ある程度コースは決めて、皆さんがウォーキングしておられますけども、一つ、ムード盛り上げるためにも、ここにも書いておりますけども、コース設定板、案内板、街灯なんていうことを少し充実させて、村のムードを盛り上げるっていうことは考えておられませんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 誰ですか。

村長。

○村長（石 操君） 考えているかいけないかということでございましたので、ムードをつくり上げていくということでは、改めて検討したいというふうに思います。以上、お答えです。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 今、28年度、福祉保健課でもこうした、今、答弁がありましたように、いろいろな健康取り組み、こうしたものを考えているということでお話があったところですけども、何かそれでも、こうしたコース等は私は考えるべきではないかなというふうには思っております。

これは福祉保健課長にお聞きしたいですけども、具体的な取り組みとしてはどういう取り組みを計画されておりますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 先ほど答弁、村長がしたように、今までもさまざまな健康取り組みをしております、それ以外にも新規で町の保健室事業を行うということも今、予定しておりますし、それから、高齢者の歯周疾患検診も新たに行う予定にしております。それから、後期高齢者の健康機能向上ということで、新規事業も3つ行う予定にしております、それから、先ほどもあったように、御当地体操というものを取り組んでいこうということで、どういう形でできていくのかまだ見込みが立ちませんが、そういうものも含めて健康づくりに努めていきたいというぐあいには思っております。それをするためにも、先ほど言ったように、健康寿命延伸プ

プロジェクトということで、データヘルス計画を考える中で、個人個人の、一人一人の健康データから何を導き出すかというところを研究しながら、日吉津村に合った事業も新たに考えていかなければいけないということで、一応28年度はそういう事業を加えてやる予定ですけども、さらに何かできることはないかということで研究していきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。私、せっかくここにこうした資料をつけておきまして、行政サイドもこういう資料は見られていると思うんですけども、私、もちろん日吉津村でも福祉保健課のほうでノルディック・ウォークというのを実際にやられておられるところですけども、各自治会に、取り組みとして講師を派遣というのですかね、お願い、行政のほうからされて、7自治会あるわけですけども、こうした取り組みを具体的にするような考えはないでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） ノルディック・ウォーク等については、健康づくり、それから連絡会等で進めておりますので、またそういう会で、こういう意見があったということで検討させていただいて、行っていきたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 次に、これは予算審査の中でも言ったんですけども、今、各いろいろな取り組みをこれからやりますということでお話になったところですけども、実際これまで、私も、例えば糖尿病のもろもろの研修会とか参加しますと、非常に参加者が、例えば男性は私1人であったとかいう会が非常に、多いとは言いませんけども、そういう姿勢っていうのですかね、講習会なりそういうことについてはすごく理解はしておりますけども、参加者をふやすという努力はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 広報等で周知をしたり行ってるんですけども、この間、健康寿命の延伸プロジェクトの中でもこれが一番課題であるということで、私たちも認識しております、どのような形で参加していただくかということのをこれからも考えていかなければいけないということで思っております。なかなか一番難しい点でして、幾ら周知をしても、来たいというような思いになっていただくということが大事ですので、その辺をどうやってやっていくかということを考えていきたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） まことに、私も自治会でこうした健康取り組みをやっておりまして、参加者を多く出してもらおうという取り組みっていうのが非常に苦勞するところであって、それは何だろうかなと、ここ何年考えるところですけども、私、やっぱりどんだん村なかに出ていって、人間関係づくりといいますかね、そういうことをやっていかないと、幾らいい研修会、大学の先生なり病院の先生に来ていただいて講習会開いても、なかなか数人しか参加されないという会が多いじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味で、今、日吉津村、保健師5人おられると聞いております。これまでもこの議会の場で何回も質問はさせていただいております。そのときの答弁が、やはり子供のいじめ等の問題もあったり、庁舎でいろいろ対策せないけんことがあって、なかなか村内に出れる時間が限られるというような答弁はあったと思いますけども、ただ、今、5人なると、例えばこの5人の保健師の方が1人10人のそうした人間関係づくりされて、こうした取り組みがあるからぜひ参加くださいということになれば、単純計算すれば50人の方が出席されるという状況はあるんじゃないかと思うんですけども、このあたりの保健師の村なかにもう少し出ていくという考え方については、どのように考えておられますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） うちの課がいろいろな相談を受けるということで、子育てからお年寄りまでということで受けておりまして、この健診等の関係でも、さまざまな関係で家庭訪問はしております。それ以上にどういう形でできるかということは、うちの中でもこのデータヘルス計画の中でも研究していかないといけない部分でありますけども、また新たに新規事業で町の保健室ということでヴィレステを拠点にしたり、モデル地区を定めて自治会のほうに出かけて健康相談をしたり、いろいろなことを考えておりますので、そういう中でどういうことができるかということをさらに研究していきたいなというぐあいに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。ぜひそのような取り組みをどんどん推進していただいて、やはり村民の方と人間関係づくりをしていかないと、それとあとは、やっぱり医療費がこういうことで、入院された方が一番苦勞されると思いますけども、ただ、村の状況としてこういう状況ですよということを、ここを私は行政懇談会、1月の末から2月上旬にかけてありますけども、私はこういう、国保っていうですかね、医療費の状況とか、そういう村なかに出て説明会なり、ごみの問題もあると思っておりますけども、あってもいいんじゃないかと思うんです

けども、村長、どのように考えられますか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 人間関係を、担当する者がつくらなければ進まないということがありまして、まさしくそのとおりだと思っております。保健師は今ある仕事をしっかりとこなしてはおりませんが、先ほどありましたように、糖尿病の予防の講演会しても、2人、3人しか出席者がいないということですが、実は今、糖尿病予備軍といいますか、糖尿病、さらには糖尿病予備軍で、講演会に御案内をする対象が去年まで80人あったということですので、80人ということは、村全体の数字になってますけども、国民健康保険でいくと870人ほどの被保険者ですので、実は10%になるという大きなものでありますので、この糖尿病が、その予防がなぜ大切なのかということで申し上げますと、これが腎臓のほうに来るといって、進んでいくと、さらには透析に進んでいくということにつながっていくということで、糖尿病を防ぐというのが、高齢者にとっては一つの大きな組み立てになっておるようでありますので、人工透析に至らない。至っても至るときを遅くするという取り組みが、これは非常に大事ではないかと。そのためにはやっぱり保健師なりその担当が、一人一人の人間関係をつくり上げないと到底無理だということですので、このことは健康寿命の延伸プロジェクトをつくって検討をこれから進めるということで、項目としてはたくさんありますけれども、改めてそのこの部分をこちらのほうから指示をして取り組みを進めなければ、これまでいろんなことやってきましたけども、人間ドック受けようけんええわいということでは、物事の根本的な解決につながらないということですので、この部分を重点的に、健康寿命の延伸の中で取り組みができるような議論を指示していきたいというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、地元に出てという話は、当然、住民説明会等を繰り返しながらそういう展開をしていかなければ、今までどおりではなかなか進まないよと、つながらないよということだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。私も、ある面では村長と一緒に気持ちで、国保の運営協議会もこれで十四、五年担当させていただいて、これまでいろいろな事業もしてきたり話もさせていただいて、結局は医療費は、これは村の取り組みがとやかくというのでも置いても、年々医療費は上がっていくという現実を踏まえると、これやったからこうだというのがなかなか見えないんで、次の糸口が見えないところですけども、何か一つ、村長、例えば昔は日吉津は走ろう会とかいって、すごく健康の村、日吉津村だというイメージが、ぱっと我々、今

でも県のそういう研修会に行っても、よくそういう話されますけども、何か日吉津村でそういう取り組みは、ノルディックならノルディックでも、私、いいじゃないかと思うんですけども、そういう何か前進的なものはできんもんでしょかね。何か抽象的なことを言ってるようですけども、何か一つそういうものをして、皆さんがそういう健康取り組みに一致団結して取り組むんだよというようなムードづくりを私はせな、何かね、でもないああでもない、あそこに場所はあるけん、それでやりましょとかいう、何か一つ日吉津をアピールする、健康づくりの村、日吉津っていうものがあるでもいいような気がするんですけども、どんなもんでしょか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） まさしくそのとおりでありますので、やっぱり訴える力といいますか、自分のところをアピールする力というのが、やっぱり地域づくりの中や地域を運営していく、回していく中では大事なことだと思っております。おかげで山路議員が大変御努力なさっていらっしゃいますので、チューリップマラソンが、チューリップが少なくなったといえども38回目を迎えておるといことですので、それはやっぱり継続が評価されておるといことだと思っております。健康づくりにはやっぱり訴える力と継続というものが大事だなというふうに考えますので、いわゆるムードづくりをどんな手法があるのかということ、全国の中では、健康寿命日本一と、ばあんと打ち出されたり、合計特殊出生率日本一とばあんと出されて、それがいい宣伝効果になってますし、我が村でいえば、今は待機児童ゼロがうたい文句になっておるといことですので、そのようなことを検討をしてみたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。ぜひとも、私もこの健康づくりという施策には全面的に協力したいと思っておりますので、何とかこうした、余り医療費、医療費と言うと、何か考え方が暗くなりますので、健康取り組みということで今後も応援していきたいと思っておりますので、ひとつ、村長以下、行政の方の支援もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（橋井 満義君） 以上で山路議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 次、通告5番、議席番号8番、井藤稔議員の一般質問を許します。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。一般質問の順番いただきましたので、質問させていただきます。

本日は、3点につきまして質問させていただきます。第1点が、3世代同居補助金等への対応はということで伺いたいと思います。2点目が、うなばら荘のあり方と経営改善であります。3点目が、マイナンバー制度の積極的運用をということで質問したいと思います。

まず、1点目の3世代同居の補助金等への対応の関係であります。昨年末であったと思いますが、国土交通省が本年28年1月から3世代同居住宅などへの補助制度を開始する予定ということが、大々的かどうか知りませんが、報道されておりましたし、ことしになりましてからも、国会のほうでは、一部この関連の質問があったりということで、動いているように私は受けております。この制度は、3世代が同居して、子育てや介護を家族同士で支え合うということで、社会保障に係る公的な負担を減らす狙いもあると言われております。一方で、報道あるいはインターネット等で見ますと、まさに子育てや介護の経費をずばり節減できる、するための、やはり最大の目的なんだということで紹介されているところもございます。私も以前にちょっと話しさせていただきましたけれども、やはり家庭教育の支援ということで、一回質問させていただきましたけれども、まさに今回、この3世代同居補助については、少子化や介護の課題を、ある意味では根本から改善する施策になるのではないかと、私自身は期待をいたしてるところであります。そういうことで、この関連につきまして、次の3点について伺いたいと思います。

行政のほうでは、この制度の内容をどのように把握しておられますでしょうか。実は、私も余り詳細を承知しておりません。行政のほうには入ってきとるんじゃないだろうかという気がしますので、この質問をさせていただきました。

2点目が、この制度への対応は検討されておりますか。もしあれば、検討されておりますかということをお聞きしたいと思います。

それから、今、それこそ日本中が対応しております総合戦略、地方創生の総合戦略などへの活用については、できるかできないか、あるいはどのように考えておられるか、そのあたりについてどのように考えておられるのかということについて伺いたいと思います。

2点目のうなばら荘のあり方と経営改善の関係であります。今回、定例会に提出されております平成27年度の補正予算、最終補正になりますけれども、この中でも、うなばら荘の赤字補填予算が計上されております、約1,800万円だったと思いますけれども。うなばら荘の経営は、村長が理事長となっておられますうなばら福祉事業団が、施設所有者であります西部広域のほうから指定管理を受け実施されているところでもあります。これ、村民の皆さんもよく御存じのとおりであります。うなばら荘の経営は、恒常的にここ数年、赤字状態が続いております。経営姿勢や経営体制について、次の点について伺いたいと思います。

まず、第1点でございます。福祉事業団の理事会に議会からも参加してくれという村長のほうの御要望があるということをお聞きしております。理事長である村長の要望なんでしょうか。また、参加してくれとおっしゃるその理由は、もしありましたらお聞きしたいと、このように思います。

2点目が、経営改善計画、このように赤字が続いておりますが、経営改善計画は実際に立てておられるかどうか、この点について伺いたいと思います。また、立てておられるということであれば、なぜ議会に示されないのか、この点についても伺いたいと思います。

3点目が、首長の附属機関などへの議員の参画について、どのように村長は考えておられるか、この点について伺いたいと思います。議会のほうでもいろいろ全国の議長会等での検討が過去からなされてまいっております。その中では、首長の附属機関への議員参加はなるべく控えるようという検討結果が出ておまして、研修会の報告という形で、我々議員が持っている議員必携の中にも記載がされております。そのあたりについて、村長、どのようにお考えなんでしょうか、聞いてみたいと思います。

4点目が、理事長といたしまして、赤字を解消するための改善策は本当にあるんですかということをお聞きしたいと思います。あれば御披露いただきたいと思ひますし、もしないのであれば、やはり経営姿勢や体制を根本的に見直していく必要があるんじゃないだろうかというふうな考えております。現在、議会のほうでも行財政特別委員会を立ち上げておまして、行財政改革の部と、それから議会改革の部ということで、現在、各種課題を検討中であります。行財政改革の部では、もちろんこのうなばら荘のあり方、経営改善についても、現在、部会の議員5名が第一義的に検討しておりますし、議会改革については、議会基本条例をどのようにする、今後どのようにしていくかということについて、現在検討中であります。以上5点、お聞かせ願えたら、このように思います。

3番目が、マイナンバー制度の積極的運用をとということでもあります。マイナンバー制度が1月から運用開始となりました。セキュリティー等の問題などが大きく取り上げられまして、当初強調されていた導入の必要性やメリットが余り言われなくなってきているように私は感じております。一方で、他の自治体では、個別の利用方法等について報道されるのを目にするところでもあります。本村でも、2月17日だったと思いますが、急遽開催されました臨時議会で、セキュリティー上、必要だと、急遽、ネットワークの整備が必要だということで、予算が上程がありまして、議決しているところでもあります。そういう関連で、3点ほどお聞きしたいと思ひます。

1点が、セキュリティーの具体的な方針、特にソフト面などについてですけれども、については、

もう既に準備されておりますでしょうか、どうでしょうかということでもあります。

2点目が、ナンバーカードはいつ交付し、いつから利用できるようになるのかということでもあります。先ほど申しましたように、セキュリティーの予算は、本年の2月の臨時議会についてとるわけでありまして、このあたり、もう既に全国的には運用になるところあるんじゃないかと思えますけども、そういう点でこの点、聞いてみたいと思えます。

3点目が、私は姿勢や、やはり対応が中途半端だと、どうしてもそれから生ずる効果は中途半端になるんじゃないだろうかということに危惧しております。申請について、もっともっとやはり積極的に広報していくべきじゃないだろうか。また、その利用拡大、これはよそがやったから安全だと、やってから安全を確認してということじゃなくて、セキュリティーをきちり整備しながら、積極的にその利用拡大を図っていくべきじゃないかと、このように考えます。

以上3点、足早に申し上げましたが、第1回目の質問をさせていただきました。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 井藤議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、3世代同居補助金の対応はということではありますが、国土交通省の3世代同居に対応した補助制度でありますけれども、27年度の補正予算でつくられた補助事業であります。これは、3世代同居に対応した良質な木造住宅の整備の促進に係る国独自の補助制度であります。この補助制度は、既存の補助制度に新たに次の要件に合った住宅を建設する場合に追加補助をするとされております。この補助事業の要件の1つ目は、地域における資材供給、それから設計、施工業者の方々が連携体制をつくられてグループ化されることが、まず1つ目の前提条件です。2つ目は、住宅の建設に当たって、調理室と浴室、トイレまたは玄関のうち、いずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置する3世代同居対応住宅を、このグループ化した、グループを構成した業者が建築する場合に補助の対象となるというものであります。それから、3つ目が、県産材を、いわゆる地元産の材木を過半数以上使用する場合が補助の対象であります。これらは既存の補助事業に上乘せされるものですので、既存の補助事業は長寿命型の長期優良住宅、それから高度省エネ型の低炭素住宅では100万円の補助金。それから、高度省エネ型のゼロ・エネルギー住宅では160万円の補助金がございます。それで、新たに補正で成立しました3世代同居対応住宅の場合に、1戸当たり30万円を上限に、県産材を過半数以上使用する場合にはさらに20万円を限度に追加補助がされるというものであります。

続いて、この制度への対応を検討をしているかということにつきましては、この補助制度は、

資材、設計、施工業者が地域内でグループを組んで、その補助を受けるために国に申請し、採択になった後に、その関係業者が建築をした住宅を購入された方へ国が補助をするものでありまして、鳥取県内では、この建築をされるグループ化されておりますのが、鳥取で2グループ、米子で1グループ、境港で1グループ、計4グループの体制ができております。ちなみに、米子のこの1グループが村内で建築したものを購入された場合は、補助対象になります。

続きまして、総合戦略の活用などについてはどのように考えているかということですが、住宅施策につきましては種々の施策がありますので引き続き周知をしておりますが、日吉津村では地方総合戦略に基づいて、新規住宅借入利息助成事業によって、移住定住の支援、若年層や子育て世代の転入を促進する施策を展開しております。また、子育てや介護を家族の支援がしやすい3世代住宅に対する支援策につきましては、新規住宅借入利息助成事業の拡充か、または新たな施策を今後検討をしております。3世代同居の我が村での新築というのは、なかなか現実的には難しい部分があるかなということと、既存の補助事業がかなりハードルの高い補助事業ですので、なかなか難しさはあろうかと思っておりますけれども、それが利用できればいい住宅ができるのであろうかというふうに考えております。

それから、総合戦略で国の出している政策は補助事業関連ですので、補助事業の上に総合戦略を後追いで補助するということはありませんので、それは切り離して考えた方がいいというふうに思います。

続いて、うなばら荘のあり方と経営改善ということですが、初めに、理事会に議会からも参加してほしいとの要望があると聞かれましたが、それは代表理事でもある村長の意向かということですが、5月の12日に議会のほうから、全員協議会だと思っておりますけれども、一般財団法人うなばら福祉事業団の理事及び監事を日吉津村議会から選出しないことの通告ということによって総務課長が受けておられるということですが、それは中身は、定款に議会から出すことがうたっていないということですので、出さないという結論がされたというふうに通告を受けたということによって復命を受けておりますが、その後、うなばら荘の理事会において、議会からこういうことで、議会からうなばら荘の理事なりは出さないということのございましたので、という報告をさせていただきました。そのときのそれぞれの委員の理事さんの反応は一定のものがありましたが、それはせんだって、議会と語ろうの中で発言があったお二方はうなばら荘の理事をしていらっしゃる方でしたので、理事会の雰囲気であれで伝わったというふうに思っております。みんながうなばら荘を守り立てていこうという従来の姿勢があったというふうに思っておりますが、それが議会と語ろうの中で発言が出たというふうに思っております。ですので、既に5月の12

日に、議会としては一定の判断をされておるといふことでもありますので、今、井藤議員さんからあります、1番目の、議会からも参加してほしいとの要望があると聞くがといふことでもありますので、そのことについては、既に議会は一定の結論を出していらっしゃるというふうには私に受けとめております。

それから、2番目の経営改善の関係であります、黒字への転換を念頭に経営コンセプトを設定して事業計画を立ててまいりました。経営改善につきましては、先般の行財政・議会改革調査特別委員会の場で、事務局長である総務課長と支配人が説明を申し上げたところでございますが、料金設定の見直しを初め、商品企画、営業の推進体制など、営業体制の再構築を考えてまいりたいというふうには思っております。営業体制の再構築は当然でありますし、新規顧客の獲得と、さらには既存顧客の利用促進、費用削減の対策、さらには戦略的な設備投資も含めて、改めて経営改善のこれらの項目について、一つ一つ申し上げませんが、具体的に経営改善につなげるの取り組みをしていきたいというふうには考えておるところでありますし、端的なところでは、ウェブの運用や、SNSなどのインターネットを利用して新規の顧客の獲得につなげることも取り組みとして進める方向であります。

一方では、それこそ効率的な人員配置や原価管理の徹底をしなければならないと、物件費の見直しなども掲げておるところであります。商品では、定番であります法要プランを初め、仕事で来られる方をターゲットとしたビジネスマン宿泊プランや、近年ふえております同期生会プランなどのほかに、外国人ツアー客の受け入れも進めてまいったところでもありますけれども、さらには海浜運動公園を利用したグラウンドゴルフ企画では、グラウンドゴルフと会食のセットを企画したりして、年に2回のうなばら杯の大会も開催してまいりましたが、今年度は、全国組織でありますJAFと、自動車の旅行中のトラブルに対する修理の組織、あるわけでもありますけれども、JAFと契約して、会報を通じてうなばら荘の宣伝をしていただくことになりました。そのほかにも、理事会や評議員会や、御利用いただいたお客様などからいただくアイデアや御意見を生かしてプランの提供をしてきております。西部広域の施設ではありますけれども、今後も村民の皆さんの御利用を第一に考えてまいる所存でありまして、そのことがうなばら荘が日吉津村に存在する大変大きな意義だといふふうには思っております。

残念ながら、黒字への転換が本年度も難しい状況がありまして、新年度に向けて経営改善計画をもとに取り組んでまいりたいというふうには考えておりますので、28年度と29年度はあわせて、西部広域のほうから1億6,000万円程度の事業費をかけて、浴場を含めた改築、修繕が予定をされておまして、このリニューアルを契機にステップアップを図ってまいりたいといふ

うに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、マイナンバー制度でありますけれども、3番目のマイナンバー制度に対する質問であります。セキュリティの具体的な方針について準備はできているのかという御質問ですが、これは2月の臨時議会で補正予算を可決していただいたとおり、ネットワークを3つに分離し、そのネットワークとネットワーク間にウイルス対策ソフトとウイルス対策機器を導入し、国が示しましたセキュリティの条件を満たす構成としております。またインターネットの出口に鳥取県自治体情報セキュリティクラウドを設置し、鳥取県が県下自治体のインターネットの出口を一括管理する予定であります。今後事業を進めていく中で内容を精査していくこととなりますが、国の予定に沿って準備を進めているところであります。

個人番号カードの交付につきましては、本村では本年2月中旬から個人番号カードの交付を開始しております。利用につきましては、交付後すぐに使えるということであり、社会保障関係や国税関係の申請をされる際には、個人番号の確認と本人が1枚のカードで完結ができるようになるというものであります。

マイナンバー制度については、村報へ折り込み、またはパンフレットの配布等で周知を図ってまいりました。番号カードも住民の皆さんのお手元に届き始めておりますが、今後も周知をしていきたいというふうに考えております。

マイナンバー制度が導入された後は、行政手続が簡素化されるかと言われておりますが、実際にはどの程度の事務量が簡略化されるのか、またセキュリティ面での問題は発生しないのかなどの課題を見定めてから、独自利用についての検討をしていく必要があるというふうに考えております。条例で定めればマイナンバーの独自利用が可能となりますが、これまで申し上げてきましたとおり、本村は制度導入当初からの独自利用は考えておりませんので、全国や近隣自治体の動向を注視して検討をしてまいりたいというふうに考えるところでありますので、御理解をいただきますようお願いをしまして、井藤議員の一般質問のお答えとさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ちょっと追加して聞かせていただきたいと思いますが、ちょっと前後しますが、まず、うなばら荘のあり方と経営改善の関係を先、ちょっと質問させていただきたいと思いますが、首長の附属機関などへの議員の参画についてはどのように考えておられるのかということについては、答弁いただいてないと思います。

それから、赤字解消、赤字が果たして解消できるかどうかは別として、いわゆる改善するための具体的な方策はあるのか、今、ざっとはお聞きしましたが、私どもが先般この議会に入っ

からいただいたのは、ほんの1枚物のこれだけですので、果たして具体的な経営改善方策はあるんだろうかどうかどうだろうかちゅうことがちょっとわかりませんので、その点、もしあればお聞かせ願えればと思います。

それから、さっき申しましたようなあれですので、経営姿勢や体制を根本的に見直す必要はないのかどうかということでもあります。これ、以前の質問のときも聞かせていただきましたので、大体意図するところはわかっていただいておりますんかなと思ったんですが、さっき話したような、いわゆる全国議長会議などでの研究報告などでもその方向がきちり示されておりますし、それから、総務省だったと思いますから、ここからいわゆる第三セクターの運営ということに来てまして、これは執行部のほうからも資料をいただいておりますけども、あのあたりの問題、テーマ等を考えたら、経営姿勢や体制もある程度やっぱり検討していく必要があるんじゃないだろうかということで、以上3点、ちょっと質問させていただいておったんですが、ありませんでしたので、これちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） うなばら荘の、議員の首長の附属機関への参画については、総務省がそういう見解をお示しになっておるといことでもありますので、その判断は、議会が5月12日にされたのだというふうに思っていますが、ただ、これまでうなばら荘の経営や運営については、議会も参画をいただいて、参加をいただいて、村が一体となって広域施設を運営をしておるといこと、やっぱり全村が一つになってあれをやっておるとい受けとめ方はあったと思いますので、できることならそういうことがいいのではないかと、総務省の判断は別にして。そういうことであったと思いますが、議会はそういう判断をされたといことでもありますので、与えられた環境の中でうなばら荘を運営をしていくといことでもあります。

それから、赤字の解消については、これまでさまざまなことを、平成19年から指定管理を受けてますので、やってきたわけではありますが、世の中の動きも早いこともありますし、さらには村民の皆さんの福祉という部分もありますので、例えば日帰りの入浴券あたりをうなばら利用券と一緒に、いわゆる村が出しておりますうなばら利用券、高齢者の方に出しておりますうなばら利用券を入浴券とかえられるといことになったりしておって、そういう面では、宿泊客にしてみれば、宿泊客は非日常性を求めてうなばら荘を利用され宿泊されるという一面がありますし、さらには、反面では、村内の皆さんが入浴券を使って村内の施設に入浴をされて喜んでいらっしゃるという部分は福祉の部分につながるという部分ですので、ここら辺をしっかりと整理をせんと、何といひますか、何もかんにもまぜこぜの施設になってしまいそうで、その辺は心配をしておる

ところであります。さまざまな赤字の改善策をこれまでやってきましたけれども、宿泊客が伸びない、高齢者がかつての、38年前の高齢化社会の時代と今の高齢化社会の時代との背景の違いがあると、経済的な違いがあって、なかなかそこが宿泊につながっていかないということがあろうかと思えますけれども、今風に変えていかなければ無理であるということでございまして、今回の赤字が続いておるといふ状況で、さまざまなことをやってきましたけれども、赤字が続いておるといふことでありますので、改めて経営の改善をさせていただくと。総務課長がせんだってお示しをした特別委員会の中を、資料をさらに具体的にやっていくということ取り組みをしていきたいということであります。

それから、経営姿勢や体制を根本的に見直す必要はないのかということではありますが、これは村が経営から手を引いてしまえという意味なのかどうなのか、そこまででは決してないというふうに思っていますので、それこそ今の経営体制の中で、できる限りのことをやるという強い気持ちで乗り切っていきたいというふうに考えますので、先ほど答弁漏れがありました、この3点について答弁漏れをしておりました。申しわけありませんでした。頑張ります。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） しっかり頑張っていたきたいと、まず思いますので、申し上げて、ちょっとこの関連でもう少し質問をさせていただきたいと思えます。

実は、議会の中でも、みんな議員10人ですので、いろいろ話するんですけども、うなばら荘が潰れたがいいというような考え方をしとる者は1人もいないんですよ。けども、一つだけかかるんです。例えば、先般、法改正があって、一般福祉事業団になりましたよね。これの関連で、ちょっとまず聞いてみたいんですけども、簡単にちょっとあれして言いたいんです。これによってうなばら福祉事業団の経営というのは私企業に近くなったんでしょうか。あるいは公企業に近くなったんでしょうか。どっちだと思われますか。もしそれぞれその傾向がこの改正によって変わってきとるんだったら、やはりそれなりに考え方も変えてかからんと、中途半端なことしとって赤字は解消ならない。当然赤字だけじゃないんですよ。それは赤が出ても、もし公企業だっっちゃうことであれば、やらにゃいけんでしょう。村民福祉のこと、先ほど村長も言われましたけど、入浴券のことなんかも考えたりしとるんだということ言われましたけど、まさにそのとおりだと思いますよ、赤が出てもやらにゃいけん場合は。けども、それいうことであれば、それはきっちり村民にやはり説明しながら運営していくことが必要じゃないか。だから、改善経営計画、また改めて示すというニュアンスだったんでしょうか、どうか、ちょっと私もわかりませんでしたけども、それであればそういうことで、きっちりこういう姿を描いておるんだ。だから、

多少赤字はという説明されても、私は何ら、いいんじゃないだろうかという気がしますけども、その点、どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 法律改正は、どちらかといえば公が民間事業を圧迫すべきじゃないというふうなところがあったと思いますが、しかし、できて今まで運営してきた施設は、老人福祉に基づくものでスタートしましたし、今もお使いいただいておりますのはそのとおりで、お使いをいただいております。私の色が強くなったとはいえども、公の役割というのは決して薄くなったりしてはおりませんし、この高齢化社会の中では、さらに公の立場というのは重要になってきたというふうに思っています。この手の施設が全部赤字だわい、赤字でいいわいという言い方はしませんけれども、それは黒字の努力をやっていきますけれども、やっぱり老人福祉施設だという前提が一つあって、それは政府はもう否定されてしまいましたけれども、でも、今のうなばら荘の位置というのや立ち位置や事業の内容は、老人福祉が大きなウエートを持っておるといふふうに考えておりますので、引き続いてこの部分は西部広域の中から、西部広域の2市7町村から、ここにうなばら荘という老人福祉施設を建ててもらって、そこを運営を任せられている責任はありますので、西部広域全体の高齢者の福祉に資する施設でもなければなりませんし、またそれ以上に我が村の村民の、これまでうなばら荘というネームバリューといいますか、利用法の実態なども含めると、村民にとっては非常に重要な施設でありますので、これを決して火を消すようなことをしてはならないというふうに考えておりますので、経営は厳しいですけれども、努力をしていくということしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） この点、もう少しちょっとお聞きしたいと思っておりますけども、先ほどから西部広域の全体のいわゆる福祉施設だということをお聞きしました。それであれば、いわゆる、あれは何ですかいね、村のほうが、施設の修繕については西部広域が見るとは言いながら、その経営全般については村のほうが完全に負担しとるということですよ。これは間違いないことですので、債務負担行為から、それからこの年度末の補正からということなわけですし、ですけども、これは逆に言えば、確実に村民の負担にかかってきますよ、この部分は、税の部分ですから。だから、できるだけやはり指定管理を、これは非常に変則な、私自身としては変則な指定管理になっとなるような感じを受けますので、その部分はやはりそのことを考えながら、思い切って説明しながら改善していかなと、なかなか難しい部分があるんじゃないかと思っておりますけど、この点、もしありましたら。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） このたびの、平成7年に今の施設は改築になってます。このときに12億8,000万とかかかったと思いますが、それは従来のうなばら荘が出してきた利益、さらには平成7年以降出していく利益と、それから構成の2市7町村の団体の負担金で、平成26年まで償還に当たってきたと。その金額は9,500万円で、うなばら荘の利益が5,000万、それから、構成団体から負担金を毎年いただいたのが、20年間4,500万です。最後のころには、利益がもう3,000万ぐらいしか充当できなくなりましたので、9,500万のうちの3,000万は利益で、残りの6,500万は構成団体から金を出してもらって、今の建物が、施設が、借金がゼロになったということであります。今回の債務負担は2,500万ずつの利用料を払いますけれども、この利用料の2,500万は広域のその他の事業には使わないと。うなばら荘にだけ特化して使うということでありますので、それは10年間これから使っていくということ、28年度と29年度にはとりあえず1億五、六千万の修繕費をかけるということですが、それは、うなばら福祉事業団が指定管理料として払った、使用料として払った金で修理をしていくということでありますので、その点は御理解をいただきたいなというふうに思います。

構成団体の中では、やっぱりもっとうなばら福祉事業団は広域に金、払えやいと、おまえげばかりだがなという話も、ええことしちょうのはおまえげだけだがなという言い方もありますので、赤字はいけんということでありますので、頑張ってもらいますけれども、広域のほうから見れば、日吉津、大分協力してやっちょうけん頑張れという言い方もありますので、その点も申し添えさせていただいて、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。村長の気持ちはわかりましたので、こちらのほうも努力したいと思います。

そこで、一つだけお願いがあるんですけども、議会のほうは先ほどありましたように、議会改革の方向に向かったの、今、研究報告なんかが実際出ております。議員必携ちゅうのがあるんですけど、これに本当に詳しいことが載るとるんで、多分見とられるんじゃないかと思いますが、もし見てないようでしたら、ぜひ見てやっていただきたいと思います。

それで、そこでなんですけども、やはりいけんというものをやるというのは、入っていくちゅうのは、だから役員の中に、プチ機関ではありませんけども、そういうようなしっかり、村ちゅういいですか、村が財政的に抱えておるところに入っていくってという、入っていった者はもう、ちょっと何も言えんようになりますよね。だから、もし必要であれば、議会も本当に今、特別部

会までつくって、どうにかしてやっていこうと考えとるわけですので、行政のほうもそういう場をつくっていただきたい。議会全体を相手にするか、あるいは外の理事会に入れっっちゃう一方的な、今まで入ったからちゅうんじゃなくて、その部分をやはりぜひ検討してもらいたい、このように思いますので、これは答弁要りませんので。これはこちらのほうの要望としてあれしておきます。また後ほど結構ですので、またそれは可能かどうか教えてやっていただいたらと思います。

それから、時間の関係がありますので、3世代同居の関係です。これ先ほど答弁いただきましたように、国土交通省の関係になりますけども、これはインターネットなんかで見ますと、えらい無責任なあれなんですけども、3世代同居を支援したり、3世代の近居、近くに住んだら、例えば日吉津村も自治会が違ったらというような、それでもオーケー、あるいは近くのまたがったところまでかどうかは知りませんが、要は近居ということまであれした支援にしております。

といいますのは、今、介護とか少子化とかありますよね。大変、この間、ちょっと話ころっと変わりますが、あれは国勢調査ですか、これが出ておまして、私も非常に、ああ、いい方向になったのかなというふうに、ちょっと結果見て、速報値見させていただいて思いましたけども、あれとても人口割る世帯数っていったら、世帯が3.0でしょう。多分御承知のとおりだと思います、3.0なんですよね。やっぱりそういう中で、うまく家族が回っていくか。私も以前、話させてもらったことがありますけども、やっぱり現役世代の支援とか、それから家庭介護の支援、それから家庭教育の支援、家庭教育の基本条例どうだということまで質問させてもらったことありますが、やはりそのあたりが根本的な循環サイクルっちはいいですかね、このあたりがやっぱりなかなか難しいんじゃないかと。やっぱりどんどん、負の連鎖じゃありませんけども、深みにはまっていって、経費ばかり、財政支出ばかり結びついていくような方向になりませんか。そりゃそうですね、核家族ばかり入ってきて、それがそのまま大人になったら、誰が見るんですか、そしたら年寄り。それで、包括ケアシステムちゅうことで、みんなが抱えてどうだこうだと。本当に家族と同じような機能が発揮できるかっていったら、なかなか難しいんじゃないだろうか。私は正直、そう思いますよね。

だから、逆行するようなことはいけませんよ。昔に後戻りするようなことはいけませんけど、少なくとも並行して、今、即応的な、核家族に対するような、それは住宅施策でも何でもいいじゃないですか。そういうようなところでやると同時に、そういうような、いわゆる家族がうまくいくような、そういうような視点も持ってやはり施策を進めていかんと、やはり長い目で見た場合に、特にここ、先般、目標が2060年でしたが、たしか。地方創生の目標が、ちょっと3,6

00 だったですか、3,600 名の、何年後になりますか、4 半世紀後ぐらいな目標を立ててありますから、そこまで考えるのであれば、それぐらいなところまで考えながらやっていかんと、並行してやっていかんと、やはりいい方向に行かないんじゃないか。それぞれ、そのときそのときの財政支出ばかり大きく膨らんで、うまくいかないんじゃないだろうかという心配がちょっとあるもんですから申し上げたような。ですから、村長から答弁いただきましたようなグリーン制度ですか、これをもとにしたような、住宅の改善というような、じゃなくて、やはりそういうような広い意味でやっぱり考えていく対応は、国はそれこそ呼び水だけで終わりになるかもしれませんけども、やっぱり地方自治体自体が考えていかんといけんことじゃないだろうかなと私は思うんですけど、そのあたりどうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 実は、この国の制度、なかなか乗りにくさがあるなということでございまして、うちの新規住宅の購入、取得をされた際の償還利息の補助金 30 万を 3 年間するというものその考えの一つ前に、3 世代が住まれるための増改築を助成をしようというふうに考えましたが、これって、ただ限定的になるなという。今の我が村の住宅の宅地の大きさからすると、なかなか皆さんがそういうことにならんということございまして、先ほど井藤議員がありましたように、いわゆる近居ってやつで、近くに住むと。これについては、ちょっと考えてくれということ言ってますので、何らかの形でまたその方向性を出したいというふうに思います。

○議員（8 番 井藤 稔君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 一つだけ、参考になるかどうかわかりませんが、私が調べた中で、子育て世帯が、年齢的には 30 から 40 ぐらいという表現がしてありましたけども、この時代の約 20% が 3 世代の同居を希望しとられるんだという紹介が出ておりました。それで、たった 20% じゃないかと思うんだけど、実際のところは、3 世代同居しておられるのは約 5.2% のようでして、この年代が。だから、約 15% ほどは、望んでおられるけどそのようになつてない方が実際におられるわけですね。だから、こういうところ、ちょっとこれは正確な、どこがどんなデータかっちゃうことは、私も確認まではちょっとようしてませんが、そういうあれがありました。ですから、実際に意外と希望者があるんだということを考えていただいて、やはり生かしてもらおう。この意向があるうちに生かしてもらったらと思いますけど、この点どうでしょうか。先ほど村長、答弁いただいたのとあわせて、ひとつお願ひしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 3世代同居と、それから近居のことを申し上げましたけど、一緒に考えてみたいというふうに思いますが、土地の事情からすると、なかなか3世代難しいかなという気もしないでもありませんけれども、近居が理想的ではないかと僕は思いますけれども、いろいろお考えもあるようですので、その点については検討していきたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） それでは、次にマイナンバー制度の関係、ちょっとお聞きしたいと思います。2月中旬から実際に交付しておるんだということですけど、大体今、どれぐらい出ましたですか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 正確な枚数までまだ確認しておりませんが、大体通知としましては、100名程度の方に御案内しておりますし、30数人ぐらい、もうとりに来ておられるのではないかとこのところでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） マイナンバー制度、やはり他の自治体の運用状況を見ながら、やっぱり安全性を確認しながら推進していくということ、村長はそういう気持ちでやっておられるということがわかりました。

そこで、ちょっとあれなんですけども、お聞きしてみたいというのが、当初のうたい文句が、国民の利便性の向上とか、それから行政の効率化、公平公正な社会の実現、行政の効率化についてはもう少し運用してみにゃわからんと、今、村長のほうから先ほど答弁いただいたような状況なんですけども、このあたりがあって、その上で、やっぱり限定的に特定の分野からまずやっていこうじゃないかというところで、今現在あるのが社会保障の関係、税の関係、災害対策の関係ということで今進んどの段階じゃないだろうかと。交付はまだ本当多分一部だと思いますけども、これからが本当に正念場っちはいいですか。これで、ああ、便利がいいわ、あるいは安全に運用できるわということであれば、やはりどんどん、その確証がつかめたら、その時点でやっぱりどんどん進めていただいたほうが、それは口コミですよ、みんな、口コミです。わあ、便利がいいわということになったら、これは確実にみんなが、なら申請しようかということになってくるんじゃないか。ほとんどの人が申請されたかどうか、ちょっとようわかりませんが、多分そういうふうにつながってくるんじゃないだろうかと思います。これが逆に、何かセキュリティーでも問題があればなんですけども、これはセキュリティー、間違いない、もう大丈夫だよ、ラインも3分離したし、あとはもう暗号も使ってデータが補機で保てるようになってるから大丈夫だ

よということをちょっと村民の皆さんに、責任ある立場からちょっと言っていただいたらいいなと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 独自利用については状況を見ながらということで、消極的なふうに見られるのかもしれませんが、石橋をたたいてという気持ちでございます。このたびも2月補正でサーバーを分割したということもございますし、本村としては、もう間違いない体制を整えてきたというふうを考えております。ただし、状況を見ながら石橋をたたいてやっていきたいというふうに思うところでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） そこでなんです。やっぱりハードもできた、それから準備もできた、あるいは、もう一部走り出したというこの段階でなんですけど、しつこいようなんですけども、いわゆるセキュリティー委員会を設置するようになってますよね、セキュリティー委員会。このあたりの状況、あるいはセキュリティーポリシーの策定状況とその評価状況、これだけインターネットの社会でどんどん変わっていておりますんで、セキュリティーを一度設定したらもうそれで終わりっちゃうようなもんじゃ決してないですよ。どんどんそれに今後対応していかんやいけません。そのためにも、やはり緊急事態なんか発生したときの対応要領なんかも、確実にやっぱり捉えていかんやいけんと思いますんで、そのあたりについて、もう少し説明いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） セキュリティーポリシーに関してはルールをつくってるということでございますんで、ただ、つくったときのセキュリティーポリシーと比べますと、システムも変わってまいりましたし、このたびのマイナンバーという制度が始まったところでございます。一番心配されますのは、いわゆる機械の類というよりも、やはり人為的なミスが一番怖いというふうに考えております。このたびもこのマイナンバー制度を入れるに当たりまして、講師を呼んで勉強会を開いております。このマイナンバーの制度っていいですか、機械のことを知ってれば知ってるほど、別のもんに使ってミスを犯しやすいということも御指摘いただいておりますので、このあたりも再度徹底して、いわゆるセキュリティーポリシーを高めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 最後、一つだけ教えてください。もし、トラブルが発生した、例

えばサイバー攻撃を受けた、ウイルスが入った、このときにはどうしたらいいでしょうか。それは、もう全て職員の皆さんには徹底済みでしょうか。この点だけちょっと教えてください。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） この場合に、すぐさま対策の委員会をつくって立ち上げて、関係機関あるいは委託しておりますコンピューターの会社と、まずはここが一番先かなとは思ってまうけども、ここの情報を得ながら対策を練っていくという格好になろうかと思ひます。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員、よろしいですか。

○議員（8番 井藤 稔君） 長時間ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（橋井 満義君） 以上で井藤議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 引き続き、通告6番、議席番号5番、三島尋子議員の一般質問を許します。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島尋子です。3点について伺ひます。1点目は、村が出資等をする法人について、2点目は、女性活躍への支援を、3点目は、記事が生きる村広報をということで、村長からの答弁を求めます。

まず、1点目ですが、村が出資する法人について伺ひます。議会では、昨年より行財政改革と議会改革に取り組んでいます。これまでの進捗状況については、議会開会日に行財政・議会改革調査特別委員長から報告がありました。日吉津村が出資する法人等は、日吉津村土地開発公社、株式会社日吉津物産、一般財団法人うなばら福祉事業団の3事業所があります。いずれも100%の出資等をしております。昨年の議会と語ろうにおいて、うなばら荘についての質問もあり、現在、うなばら荘の経営等について、行財政改革部会で調査、検討し、議員全員で組織する行財政・議会改革調査特別委員会で審議しております。3月7日には、28年度うなばら荘の経営改善計画について、うなばら荘支配人、事務局長、役場の総務課長であります、このお二人から説明を受けました。しかし、この説明では、私は満足はできていないと申し上げたいです。改善は28年度だけ行えばよいということではなくて、今後の年次の方針を示していただきたいということです。また、自治体、役場としても、国の指針、第三セクター等への経営健全化に関する指針に対してどう対応していくかということを示してほしかったということです。

そこで、1点目の質問をいたします。出資等法人の経営状況などについては、地方自治法と村条例により、議会と住民に情報公開が定めてあります。現状はどうなっていますか、伺ひます。

2つ目は、自治体の職員には全体の奉仕者としての職務の専念義務があります。一般職員が出資等法人の事務を行うことは、職務の専念義務に反するのではないかと考えます。条例が必要ではないでしょうか。

次、3点目ですが、一般財団法人うなばら福祉事業団の定款によると、第2条に、事務所は日吉津村872番地15、これは役場の番地ですけれども、ここに置く。そして、第3条に、事務局を置くことあり、職員の任免は代表理事が行うと定めてあります。法人の定款に定めてあれば、代表理事は自由に自治体職員を任命できるのでしょうか。この点、伺います。

4点目は、議員はなぜうなばら荘の理事を受けないのかという意見があります。一般財団法人うなばら福祉事業団の代表理事としての村長の考えを伺います。

次に、大きく2点目ですが、女性活躍への支援について伺います。毎年3月8日は、女性の権利と世界平和をめざす国際女性デーです。また、10月11日を国際ガールズ・デーとして、女性と子供の複合差別を受ける女児の教育機会の保障と社会的地位向上の課題解決の注意を喚起し、意識を高めることが必要としています。安倍首相が、一億総活躍、女性の活躍、全ての女性が輝く社会と提唱しておりますが、「保育園落ちた日本死ね!!!」とのブログがネット上で共感を呼び、母親らの抗議があり、大きな声を上げました。この状況を、男性、お父さん、おじいさんはどう受けとめたのでしょうか。これはママやお母さん、ばあば、女性だけの問題ではないと思っております。これまでの一般質問でも、女性の活躍、手つなぎについては、何度か質問をさせていただきました。私も男女共同参画、女性の政策決定の場への参画などについての県が実施する学習、講座等、受講をしてみました。地域のつながりが希薄になり、日吉津村も同様と感じております。日吉津村にも素晴らしい女性がたくさんおります。女性の能力を引き出してほしいというところから質問をさせていただきます。

1つ目に、日吉津村は平成20年3月25日、男女共同参画条例を施行しています。第4条に、村の責務、村は3条の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現を主要な施策として位置づけ、男女共同参画の推進に資する施策を策定し、及び実行しなければならないと定めています。現状をどう受けとめておられますでしょうか。

2番目に、村内には子育て中の人や、いろいろな職種で個性的に活動している女性がたくさんおられます。地域を盛り上げ、持続可能な村づくり、地域づくり、防災への取り組みなど、女性が運営する日吉津村女性会議、これは仮称ですけれども、立ち上げて支援していく考えはないでしょうか。

大きく3点目ですが、記事が生きる村広報をとということで伺います。広報誌作成は大変気苦労

が多くて、難しいし戸惑うことも多いと思っております。現在の広報は、村の機関を一括掲載で発行されています。どういうことからこういう発行になったのかをお伺いします。

2つ目に、広報発行に当たっての編成方針はどのようになっているのかお聞きいたします。

以上よろしく願いいたします。答弁により再質問をいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 三島議員の一般質問にお答えをしております。

初めに、村が出資をする法人についてという質問にお答えをいたします。

情報公開に関しましては、平成13年に施行された情報公開に基づいて本村も情報公開条例を制定しながら公開請求に応じてきているところでもありますけれども、条例でもうたっておりますとおり、開かれた村政の実現に資することを目的としておりますが、出資している株式会社日吉津物産と一般財団法人うなばら福祉事業団に関しまして、本年度も6月議会定例会の場において、決算状況を含め報告をさせていただいたところでもあります。あわせて、土地開発公社の報告もしたということではありますが、これらの法人につきましては、現在、一般財団法人と株式会社日吉津物産について総務課長が事務をとっております、本村の課制設置条例に事務分掌として掲げ、総務課の事務分掌と定めております。また、一般財団法人うなばら福祉事業団の事務所は、定款の第2条で役場として定めております。第34条では、事務局について規定をいたしております。第34条の第2項では、事務局長、その他必要な職員を置くとして、第3項では職員の任免は代表理事が行うとしております。代表理事が村長の職にありますが、代表理事が直接、村職員を任免することはできませんので、村長が任命した職員を事業団の事務に当たらせ、代表理事が任命をすることになっております。

議員はなぜうなばら荘の理事を受けないのかという質問については、議会で語ろうに参加された方からも出されたというふうに聞いておるところでありまして、そのほかにも村民の皆さんから伺ったことがございますけれども、私の考えは、先ほど井藤議員にお答えをしたように、5月の12日だったのでしょうか、議会の全員協議会のほうで既に決定をなされておりますので、そのようなことで受けとめておるということであります。

続いて、女性活躍の支援をということで質問をいただいておりますけれども、改めて待機児童ゼロを打ち出してよかったかなというふうに僕は思っていますが、本村においては、平成25年3月に策定しました第2次日吉津村男女共同参画計画に基づいて、さまざまな場面において各課が周知、啓発や支援などを図っているところでもあります。具体的に申し上げますと、悪質商法や振り込め詐欺の被害防止のため、防災無線や広報誌での啓発を行っております。ひとり親家族や介

護、子育てに関する相談体制の充実など、女性だけでなく全ての住民への支援も行っております。村民の責務として、男女共同参画条例にありますように、家庭や職場、学校、地域などのあらゆる分野に村民の皆さんがみずから積極的に参画ができるよう、例えば講演会には託児を設けたり、会議のイメージがしやすいように委員会名にサブタイトルをつけるなど、講演会や会議に参加しやすくなるよう検討をしまいたいと考えております。地域や職場に出ていく女性を男性が後押しするような意識啓発を検討するなど、さらに支援や啓発に努めてまいりたいというふうに考えます。

続いて、村内で活躍する女性への支援と、日吉津村女性会議の立ち上げについて申し上げますと、地域を盛り上げるための活動をしていただいている女性がたくさんいらっしゃるわけございまして、とてもありがたい取り組みをしていただいておりますというふうに感謝をし、敬意を表するものでありますけれども、こういった女性への支援につきましては、新たに日吉津村女性会議を立ち上げるということではなく、日吉津村男女共同参画審議会において支援する体制を整えてまいりたいというふうに考えるところであります。また、コミュニティ助成などの補助事業の活用も検討をしていただいて、より一層活躍していただけるような男女共同参画の推進に努めてまいりたいというふうに思いますけれども、実際に事に当たっておりますと、非常に女性が多忙をきわめていらっしゃるという忙しさもあるようですので、そこら辺を克服しながらこの取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

次に、記事が生きる村報ということですが、広報誌については、平成17年に村報の広報ひえづと公民館報を合体させました。経費削減の視点もございましたけれども、村報と「つくし」の両誌を読んでいただくための相乗効果を期待したというものであります。あわせて、当時はそれぞれの係が広報の配布日に、それぞれの係で担当する折り込みチラシをつくって、多量にそこに入れておったということもございましたので、それはやっぱり広報誌を利用すべきだ、「つくし」を利用すべきだということで一体にして、何と申しますか、それぞれの担当が広報の配布日ぎりぎりにチラシをつくって折り込みをするというような作業を避けるため、広報と「つくし」を一体化し、そして基本的にはその折り込みも、係の単独の折り込みも、どちらかといえは広報で全部賄うようにということでの取り組みが最初であります。

それから、広報誌の中身でありますけれども、総務課の広報担当が各部署から掲載記事を募集し、全体の構成を決めております。編成に関しましては、必要に応じて広報担当と記事掲載の担当課がその都度確認をしながら進めている状況であります。関係機関からの案内、お知らせなどが誌面の大部分を割いてございまして、村内の情報に乏しいという声を頂戴をしておるところであ

りますので、レイアウトについても目を引くような工夫を凝らしていく必要があるかと思えます。そして誌面に関しましては、今後職員で検討する機会を持ってまいりたいというふうに考えますので、御理解をいただきたいと思えますし、やっぱり広報誌で担当がそれぞれの広報係であっても、それぞれの事務事業の担当であっても、連絡のための広報であってはならないと、やっぱり現場に出て、村民の生の意見や生の姿を広報誌に反映することが大切ではないかというふうに私は考えますので、今後そのような指導も深めてまいりたいということをお願いして、三島議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 済みません。3番目からいかせていただきます。広報のことですけれども、大変担当者は苦勞されてるだろうと思ってます。以前に私もしたことがありますので、難しいなと思いつながら、自分の思うようにはならないしってことを感じたこともありますけれども、現在の広報見させていただいて一番感じることは、もうちょっと字が大きいといいなっていうことと、それとA4いっぱいこづらっと書いてありますので、その文字数、目に入る数っていうか、それが文字が12、3くらいがいいとかっていうことを習ったような気がしまして、やはりそういうふうな考え方っていうのはできないのかなっていうことと、それと児童館とか、チューリップ通信ですね、これ私は大変いい記事がたくさんこづら面を無駄なくレイアウトされて、いっぱいこづら載せてあります。読みたいなって思われると思うんですけど、字が小さくてなかなかぱっとこづら見ていくっていうことにはならないのかなと思うんですけど、せっかくいい記事を出しておられるのに惜しいなってことを感じてます。

それ費用のこともあるかと思えますけれども、一括してこういうふうになされるっていうことになれば、もう少し誌面をもう倍ぐらいにふやしていただいて、せっかくの皆さんへの通知っていうかお知らせ、皆さんにわかっていただくっていうことがありますので、そういう面ではふやしてはもらえないものかなっていうことを思いますが、この点はいかがでしょう。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 御指摘のとおりでございます。今、昔、鳥取県あるいは西部の中で、広報の連絡協議会っていうのがありました。これがなくなりまして、今独自で独学でやらないけん。以前は、例えば新聞記者の方とか雑誌記者の方が講演に、実際教えてもらったりとか、カメラマンの方にカメラの写真の撮り方教えてもらったりということがありましたけども、今その会なくなりまして、独学でやらないといけないという厳しさがあります。

そういう中でつくってきているわけですが、先ほど三島議員から御指摘いただいたことについ

ては、全体の誌面見てもやはりここはもうちょっとちっちゃくてもいいんじゃないかというような記事もございますから、校正の段階でもうちょっと精査して御要望にお応えできるよう形に向かえたらというふうに考えるとでございます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） よろしくお願ひしたいと思います。

皆さんが多分、待って早く来んかなと思って読んでもらえるような記事になればいいと思っておりますので、それとですが、先ほど村長のほうからは、今後は現場のほうに出かけて、生の声を入れた広報誌づくりを指導していきたいということがありましたけれども、それはいいことだと思います。進めていっていただきたいと思いますが、1人で編集していくってことは大変本当厳しいっていうか、なれないと大変だと思います。ですので、毎月ではなくてもいいですけども、各担当課っていいですか、そういうところから委員さんていうか、そういう方が出られて、定期的に話し合って反省をしながらできた広報誌を評価もして、今後こういうふうにしていくとか、こういう記事を1面に持ってくるとか、いろいろそういう検討する会っていうか、話し合いを持たれたらどうかなと思ってらるんですけども、こういうことはいかがでしょう。お考えになりませんか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） やはり単独で勉強していくっていう中では、なるべく多くの職員が目を見て、それから、御意見を頂戴しながら進めていかないといけないと思いますので、定期的についていうのはなかなか難しいかと思いますが、その都度、横の連絡をとりながらやっていますし、この広報にかかわる協議の場を持ちたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 定期的にっとは言いましたけども、年に3回、4回でもいいと思います。3カ月、4カ月に1回ぐらいでもいいですので、よその広報も見ながら進めていっていただくとなおいい広報になるかなっていうことを期待してますので。

次に、女性活躍への支援についてお伺いをいたします。20年の3月にできたっていうのは、これは私も参画させていただいたんですけども、これをしながらですが、よく聞きますのは、村の審議会の委員さんに女性を依頼っていいですか、お願いするとなかなか承諾がいただけないってことを聞きます。そういう面において、今はどういう状況なんですか。これを策定して、条例が設置できたときに女性を何ぼ、40%でしたっけね、そういう方向づけがされてたと思うんですけども、それはどういうふうになってますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 三島議員の質問にお答えいたします。

今言われましたように、女性のそういった審議会の出席の割合が40%、4割になるようにということですが、現在のところはそこまでまだ到底達しておりませんし、実は12月に1度、男女共同参画の審議会のほうを開催いたしました折に出てきました、男性の委員さんのほうの意見の中に一つちょっと気になるといいますか、非常に貴重な意見いただきましたので、それ一つ報告させてもらおうと思うんですけど、女性の登用ということで、いろいろな会議に出ていくような女性に対して、今度は家庭で男性が後押しをしていけるように行政としてもいろんな方策を考えてほしいという意見をいただきまして、まずこれが一番重要なと思います。今後、担当課とか、あと関連する各課とも協議をしながら、そういったことで女性に出ていただきやすい環境を整えていきたいと考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 大変いい返事をいただきましたけれども、そのことだと思います。

女性が出ていくのにはやはり男性の協力がなくて出ていけないと思っております。今までもずっとそうだったと思います。女性が外に出かけてその発言できる環境づくりっていうのが大事だと思っております。何かようしゃべるとか、どうとかっていうことではなくて、やはり生活の中ではいろいろ女性は感じることがたくさんあると思っております。たまってると思うんですね。だから、その点をうまくこう引き出せるようにこう応援をしてほしいってことを思っています。これまで私が質問をしてきた中では、本当、日吉津村を考えると、たくさんの方がいろんなところで活躍をしておられます、村内、村外いろいろですけども。それがこのごろ地域が希薄になってきた中でですけども、ちょっと言わせていただくと婦人部さんを見てもですけども、なかなか皆さんが寄って話し合っ、あら、どうしようねっていうことの話合いができづらくなってきておるっていうことがあります。ですので、一つのグループグループはやってるかもしれませんが、村全体を見たときにそれが本当にうまくかみ合っ、やっていけるかっていうと、それは疑問です。自分たちのグループだけっていう感覚が大きいと思っております。

ですので、それを何とかつなげていきたいっていうことを思っています、それをするのに、何事もですけども、きっかけっていうのがないと、なかなか立ち上がっていきませんし、また何で何するだっっていうのが、これまでも大きくこう出てきておったことですので、そういうことがあるとやっぱり出づらくなりますので、日吉津村をいろんな今の社会情勢、いろんなことで出てますけれども、女性の力が重要っていいですか、発揮しないといけないときだと思っております。

すので、それを私は日吉津村からこう発信していきたいなことを思います。

日吉津が、女性が動けば男性の方も動きやすくなるし、日吉津村はそれこそ、総合戦略じゃないですけど、そっちのほうへもうまく動いていくってことを思っております。ですので、ぜひともその女性への支援ていうのを大きく広げていってほしい、支援をしてほしいってことを思います。その点、どうお考えでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 今も言われましたように、女性への支援を広げていってほしいということでもいただいておりますので、今後ともこういった委員会の中での貴重な意見ていうのをまず吸い上げていくということと、それと後は、さっき村長のほうからもありましたように、そういった助成事業等があれば、そういったものが活用できるような方向に、中身によってはどうしても活用できんていうことはあると思いますけれど、活用できるような方向に持っていければと考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 大いに女性が活躍できる場を与えてほしいなことを思っていますし、待ってるばかりではいけませんので、女性は女性として自分たちが出ていって、こう活躍できる場を設定はしていかないとはいけませんけれども、そういう場合にはやはり大いに声を出して応援をしていってほしいってことを思います。

次に、1番目の、村が出資する法人についてということに入らせていただきます。先ほど来、いろいろ答弁はいただいておりますので、聞いてはおりますが、先ほどちょっと村長の声が小さくて聞き取れなかった部分がありますので、申しわけないですけども、2度聞くかもわかりませんが、地方自治法の243条の3で、財政状況の公表ってということと、それから、条例に定めてあって、毎年2回以上の歳入歳出予算執行の状況を住民にも公表しなさいってことがあります。それにもよりますが、法人の場合もそういうふうな定めがあります。221条の第3項に、法人も普通公共団体が出資している法人、損失補償を行う等、債務を負担している法人についても毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならない。先ほど村長から6月にしていますってことがありましたけれども、報告でなされてはおりますが、それが確実に住民にも伝わるように公表がしてありますでしょうか。その点を伺いたします。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 議会のほうには、それぞれの法人が決算後に、6月に報告させてい

ただいておりますけども、住民さんに対して直接そのペーパーでありますとか、そういったような形ではお示しはしておりません。経営状況等についての報告をこの場で、議会の場で報告させていただいているというのが現状でございます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） そうですね、土地開発公社は、次の広報が出たときに確かに貸借対照表は載せてあります。ですが、今こういろいろと課題となっておるうなばら荘については出たことがないと思っています。一番皆さんに関心がある、そういうことのところをやはり出していただきたい。それは条例とか、そういうもので、ここにありますよね、それにのっとってきちんとやっていただきたいなっていうことがあります。それは広報がそれこそ誌面の関係で一度に出なかったら次のときでもいいとは思いますが、議会には6月に提出がされますので、やはりその点、住民にわかるような提示をしていただきたいっていうことをお願いはしたいんですが、いかがですか、今後は出していただけますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 決して悪意を持って出さないわけではありませんので、積極的にそれは出して、現実の中身を村民の皆さんにしっかり理解をいただいて、経営の厳しさや、さらには今のうなばら荘のその存在価値あたりをしっかりと理解をいただくための取り組みをしていきたいというふうに、以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） その議会に出される報告のときですけれども、そのときにはその決算の状況も出していただくようにはなっていますが、当該年度の事業計画についても出すっていうことになってますので、その点もあわせて提出を願いたいと思います。

次に、自治体職員の一般職員が出資等法人の事務をするっていうことについてですけれども、先ほど私のとり方がちょっとあれでしたらまた訂正していただきたいですが、条例の分担、事務分担ですかね、あの中で総務課の中にしてあるっていうことがありました。私も見ました。そしてそれが、地域振興課ですか、総務課の。何かそういうふうな何かうなばら荘の何とかっていうことが入ってましたが、日吉津物産と土地開発公社っていうのは産業課に上がってますでしょうか。どうなんですか。私はそこら辺がちょっとよく、見つけなかったんですね。それを見ながらでしたけれども、地方公務員には30条があって、サービスは根本基準っていうのもありますし、専念もしなければならぬっていうことの中ですけれども、公益法人等への一般職が出ていくことについて事務を行うことについてですが、その点との絡みをお伺いしたいです。ち

よっと調べてみますと、そういうところの事務をするのには条例をちゃんと定めてきちんとしていかないといけないということがないように私は受けております。地方公務員の一般職員っていうのがありまして、最初言いましたように公務員は全体の奉仕者としての専念義務があって、一部の奉仕者ではないということがありますね。それをしてきた場合、ここずっとこう法がありまして、その点はどう受けとめればいいのかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 課設置条例、日吉津村課制設置条例に定めております。たしか総務室と協働推進室に分けての記載だったと思いますけども、それぞれうなばら荘に関する事、それから、日吉津物産、開発公社、それぞれ載ってるということでございます。それと課の設置条例のほうに載せておりますので、条例に設置しないといけないというその全体の奉仕者であるのかなんとかございますけども、条例に定めてるとするのは、その中で事務分掌に定めてるということで、問題がないというふうに理解しております。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 私もちょっと条例を見てみました。服務規程、服務が条例でありまして、その次に、専念する義務の特例条例っていうのがありまして、それに規則がついてます。その中にはうたってあるんですけれども、その中の特例に関する規則の2条の3号っていうですかね、それは、書いてあるけれども、今のここに私が今質問しておるそれに当てはまるのかなっていうことを思ってるんですね。決して、何ていいますか、どう言ったらいいですかね、今しておるのをやめてしまいなさいとかいうことではなくて、きちんと定められたようにして実行をしていかないと、専念義務をした、1年に幾ら、それこそ総務課長は、うなばら荘の事務局長として理事会に出たり評議員会に出たり、向こうの経営改善とか、そういうことに携わっておられますので、時間が幾らぐらい割くかっていうことがあるんですよ。それをしたときに問題がないようにきちんとしておいた方がいいじゃないかっていうことを感じたわけです。ですので、その点をちょっと検討をされて、きちんとした方がいいかなと。それは私のとり方がまた違うって言われればそれはそれで、直していかないとはいけませんけれども、この義務の中にも免除の、村長が、任命権者が定める場合はいいっていうことがありますけれども、でもそれが、ただそういうことだけでできるのかっていうことですよ。役場が必ずする業務ではない、法人はっていうことを考えた場合に、やはりその点をこう考えてきちんと対応をしていくのがいいかなと思いますし、免除の期間っていうのが1日または1時間とするとか、そういうことがありますので、ここに載っておるのでは、そういう面も含めて検討をしてほしいなっていうことを思います。

それと、先ほど議員は何でうなばら荘の理事を受けないかっていうことを伺いまして、前の同僚議員からもありました。そのときに、村長は5月12日の議員の決定によって、それはそういうふうにきちっと受けとめておりますっていうことの返事をいただいたかと思いますが、それはそういうふうな考えでいいですね。

そうしますと、今度27年の補正予算、いいでしょうかね、これはもうここでないとあれができませんので、させていただきますけれども、28年の支出負担行為っていうのが出されておまして、それはどういうことでそこに28年が出てきたかっていうことを伺いたいです。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） まず先にちょっと服務のことについて、誤解のないようにと思えますけれども、服務規程の中に職務専念があると。これは一つは、例えば農家の方だとか、家で農業があるとか、別のその副業、副業っていいですか、家事があるとかっていうところに、場合にはやはり職務専念と、副業に当たるということもありますので、そういった視点で職務専念をしていると、服務規程に沿って提出物は出していただくということになっております。ところが、このうなばら福祉事業団の事務局っていうのは、先ほど村長からありましたけれども、課の設置条例の中に事務分掌とのせて、してのせて、村長から事務局の職員として福祉事業団の仕事しなさいよということを命令を受けて、その後に事業団の代表理事から改めて仕事を仰せつかるということでございますので、あくまでもそれは業務でやってるということで御理解いただきたいと。服務規程というのを職務専念とはまた別の視点だということでの、私としては理解をしとるところでございます。

それと、債務負担行為、28年の債務負担行為につきましては、これはもう以前は複数年で上げさせていただいてたんですけども、翌年の、基本的に前年度でその債務負担行為を起こすということが基本のようでございますので、上げさせていただいてるということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） ちょっと、翌年度で、28年度予算にも出てますよね。同じものが7年と8年に出てるっていうことはどういうことかなっていうことを思いますね。その点お願いします。

それと、先ほど業務でやっているっていうことがありましたけれども、これちょっと違うのかなと思うんですけど。先ほど、初めに総務課長が答えてくださったのは、営利企業っていうのは農業も何にも入りますよっていうのがあって、それは職員さんもそういう届けをしないといけま

せんっていうことがありますね。そういうことかなと思って聞いたんですけど、それではなくて、職員が自分がするでなくて、命令でしてくるっていうことですよね。それは、じゃ、法人、企業でも条例に課の中に事務のあれを定めていけばできるのかっていう、そういうことです。それは私はできないじゃないかなと思いますね。やっぱり何かの決めをしといてそこにうたっていかないと、いけないのじゃないかなと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） そういった意味では、出資してる会社、法人でございますので、出資をしている法人でございますので、そこには当然業務として入り込んでもいいというふうに考えております。

それから、債務負担行為につきましては、27年度の補正で上げさせていただいております。

今、28年度でもっておっしゃったんですけども。

○議員（5番 三島 尋子君） 済みません。

○総務課長（高森 彰君） 28年度には、債務負担行為は載せておりません。

○議員（5番 三島 尋子君） 議長、申しわけありません。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 失礼しました。28年度の債務負担行為でしたね、そのもうちょっと詳しくしていただきたいんですけど、27年のときに債務負担行為で出た分だけっていうことで載せてありますね。今回、支出行為で出た、出されたっていうことの意味というか、そういう。どう……。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 当該年度で債務負担行為を起こす場合には、金額を入れないといけないということがございますが、金額が未確定の場合には前年度で債務負担行為を起こすということでございます。それで今年度は金額が決まりましたので、改めて補正で計上させていただいたという流れでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） ということは、補正予算で1,800万を上げたので、それについての支出をしたっていうことの、そこに上げてきたっていうことですね。済みません。皆さんにわかるように言ってください。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 債務負担行為の27年度、当該年度にかかわる分は補正予算の中に金額

として上げた、1,800万円を、かな、1,800万円上げたということです。28年度の債務負担については、ルール上その当該年度ではなしに前年度で債務負担を書けということがあったようですので、これまで当該年度の予算でやってましたけども、補正で次年度の債務負担を約束をさせていただきたいというもので、金額が確定しておりませんので、それは損失補填だということでの提案でありますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。ですから、補正予算の中には2つの意味がありますので、当該年度の歳出確定を債務負担をお願いするということと、28年度の、どうなるかわかりませんが、頑張っていくという決意の中でも村の債務負担行為の承認がないと経済的なものが動かないということもありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 今までは、こういうふうにしてありましたですかいね。支出負担行為って出てましたっけ、うなばら荘の。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 債務負担行為はその都度起こしております。

○議員（5番 三島 尋子君） ありました。次の年度の。

○総務課長（高森 彰君） はい。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 先ほどの初めのことですが、ちょっとそこら辺はもう一度調べて対応してほしいなということをおもいますが、一般法人の場合ですけれども、普通の地方公共団体がもう自分ところが完全に何もこう関係はしてて、請負でもないですけども、同じような仕事をしておるっていい場合はいいですけども、機関が一緒だった場合はいいけども、法人ていうのはもう全然違う会社ですので、それがただ条例だけに決めれば担当の役務、仕事の中に決めればいいということではないというふうに解釈をしています。その点をちょっと調査をしていただきたいということにしておきます。

それと、うなばら荘の定款の中に、この前、特別委員会の中でちょっと申し上げましたけれども、事業ですね。目的ですかね、中の2号でしたっけ、あれについてお聞きをしまして、調査をしておきますってことでしたが、どういうことだったんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 福祉施設の受託管理ということだったかと思いますが、福祉施設の受託っていうこと。うなばら荘を、そのものの経営を受託して管理するという意味合いでござ

ざいました。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） うなばら荘を受託するっていうことの意味、ああ、そうなんです。目的も何かそういうあれがあるけど、また改めてそこに目的でそういうことが書いてあるんですか、事業。じゃ、どっかからのあれを、施設の何か受けて受託をして事業するっていうことではなくて、うなばら荘自体っていうことなんですね。はい、了解しました。わかりました。

あとは、何か見落としてるかな。言わなければならないことは、もうよかったですね。じゃ、いいです。女性の活躍については、ぜひ今後検討をしていただきたいっていうことで、質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） 以上で三島議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） ここで暫時休憩に入ります。再開は3時35分より再開をいたします。

午後3時20分休憩

午後3時35分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告7番、議席番号6番、江田加代議員の一般質問を許します。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。私は、今回、生活困窮者支援について伺います。大きく分けて2点伺います。

平成24年の日本の貧困率は16.1%で、国民の6人に1人が貧困状態にあると言われております。貧困率は、所得の少ない人を含め、国民一人一人の手取り収入を計算し、それを低いほうから並べ、真ん中の人の額の半分を貧困線とし、それに満たない人の割合を示すものです。貧困線は年収122万円で、月収にすると約10万1,600円です。この額は、家賃などを差し引くと生活保護基準以下となります。1人世帯の貧困率はさらに高く、54.6%で、2世帯に1世帯以上が貧困状態にあるということになります。この実態を踏まえ1点目の質問をいたします。

高齢者の生活支援の充実を求めて質問いたします。高齢者にかかわる政策に大きな影響を与えているのが介護保険制度であり、この制度が高齢者の貧困と格差の拡大の一要因になっている。30年の研究データをもとに今後の日本社会のあるべき姿を提言された研究者があります。私も

同様に考えております。財政面から見ても、高齢者にとっては医療と介護を切り離して考えることはできません。介護保険制度導入によって、公衆衛生や老人福祉の大部分が介護保険に委ねられました。サービスの利用が利用者のみずからの意思で自由に選択できる制度に変わった結果、比較的にな生活が安定している高齢者、制度を積極的に利用できる人、それらの人にとっては身近な制度となりましたが、経済的な理由から必要なサービス自体が受けられない高齢者、自分から声を上げない高齢者にとっては決して身近な制度とは言えない状況があります。生活上で問題を抱えていても、みずから声を上げることができず、途方に暮れてしまう方が多くおられます。灯油代にも事欠き、医療を受けないようにして生活を防衛していても、保険料は年金から天引きされてしまう。介護保険から脱退できないでしょうか。また、介護保険料は減免制度がありませんので高額であり、65歳に到達された方が1万2,000円の請求書を手にも、こんな保険に加入した覚えはない、脱退できないかと相談に来られた方もあります。年金の受給額が目減りする一方で、介護保険料、医療保険料の年金からの天引き、消費税率の引き上げなどで高齢者の生活状況は悪化しています。困っている人を探し出して支援の手を差し伸べていただきたく、次の2点について質問いたします。

今、1億総活躍時代を目指し、施策が考えられています。行政が主体となって、困っていると声を上げられない方にアプローチできる、専門的知識を取得された人に権限を与えた公的ヘルパー制度を提案いたします。

2点目は、医療費の支払いが原因で生活困窮状態を訴える人が多くおられます。医療扶助の対象基準はどのようにして算定されるのでしょうか。

次に、2点目です。2点目は、子供の貧困対策の拡充を求め質問いたします。総務省が5年ごとに実施する就業構造基本調査のデータを分析、生活保護費の受給対象となる最低生活費以下の収入しかなく、かつ17歳以下の子供がいる世帯の20年間の推移を調べた結果、子供の貧困率が5.4%から約2.6倍の13.8%に悪化したこととの報道がありました。親の経済的な事情によって子供の受ける教育は左右されることがないように、学校給食費の無償化実施で保護者負担の軽減を求めたいと思います。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 江田議員の一般質問にお答えをいたします。

高齢者の生活支援をという質問でございまして、公的ヘルパー制度をという御提案をいただきました。本村における生活困窮の相談については、平成27年の4月に施行されました生活困窮者自立支援法に基づいて、福祉保健課内に相談窓口を設置して、専任の相談支援員を1名配置し、

あわせて県西部で就労支援員を共同設置して、相談業務を行っておるというのが実態であります。

本年度の相談について、福祉資金の借りにかかわるものが3件、就労支援にかかわるものが4件ございまして、そのうちの2件が生活保護の相談となりました。

生活困窮者の相談支援については、このように窓口での対応のほか、医療保険料、税金等の支払いが困難な方を各担当者が訪問した際、家庭や生活状況等について聞き取りをする中で、生活に困窮されている旨の相談があった場合には、相談支援員へつなぐなど他の課との連携も図りながら、生活相談の支援に取り組んでおります。

また、民生委員さんや児童委員さんが担当地区でさまざまな相談を受けられる中で、福祉保健課へつないでいただくこともあります。毎年夏に、65歳以上のひとり暮らしの高齢者宅を地域包括支援センター職員と福祉保健課職員で全戸訪問し、熱中症の予防の声かけとあわせて、生活の困り事などを聞くなどの取り組みも行っております。

このように窓口での相談支援だけではなく、村民の皆さんへ直接出かけて生活困窮者の把握に努め、相談支援員につないでおります。保健師や社会福祉士などの連携も図っておりますので、今のところ公的ヘルパー制度の導入までは考えていないというものでありますので、御理解いただきたいと思っております。

なお、平成28年度からは、村の社会福祉協議会に委託しまして、ふれあいのまちづくり事業の中で、福祉コーディネーターによる福祉見守りマップを活用した高齢者宅への訪問を始めることといたしております。

今後、生活困窮者相談支援員、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など関係機関のネットワークの強化を図りながら、金銭的な困窮だけでなく世帯全体の生活相談に対し、早期に支援をできるように努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、生活保護の医療扶助の対象基準はということでもありますけれども、生活保護の実施に当たっては、まず、申請を受け、保護を要するか否かの判定をしなければなりません。この保護の要否の判定については、国が定めた最低生活費と、世帯の前3カ月間の平均収入から勤労に伴う必要経費等を除いた収入充当額との対比によって決定をされます。収入充当額が最低生活費に満たない場合には保護が必要と判断をされ、保護の開始となります。

医療扶助は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助などの最低生活費に含まれるため、医療費の支払いが原因で生活困窮になられる場合があっても、医療扶助のみの対象基準で計算をされるものではありませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

子供の貧困解消をという質問につきましては、中身は学校給食費のことでもありますけれども、

教育長から答弁をいたしますので、よろしく願いをいたしまして、私からの答弁を以上とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 山西教育長。

○教育長（山西 敏夫君） 江田議員の学校給食に関する一般質問にお答えいたします。

平成26年に、子供の生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困が世代を超えて連鎖することがないように必要な環境整備と教育の機会均等を図ることを理念とした、子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定をされました。

この対策は、関係機関相互の連携のもとに総合的な取り組みとして行うとあり、教育支援、それから、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援などが上げられており、本村でも各関係課と総合的に取り組んでおります。

教育委員会では、就学奨励費や奨学金制度などにより保護者負担の軽減を図っておるところでございます。江田議員の御指摘のとおり、保護者の経済事情により子供の受ける教育が左右されることがあってはならないことだというぐあいに思っております。そのために準要保護制度があり、生活にお困りの方には御利用いただいているところでございます。

他の自治体では給食費の滞納者が後を絶たず、財政的にも懸案になっている中で、日吉津村は滞納がございません。このことは、日吉津村の保護者が子供のことをまず優先に考え、生活をやりくりしながら給食費を払おうと努力しておられる姿のあらわれだと思います。そうした親の姿を見ながら、子供たちも親への感謝の気持ちを持ち、育っていくことは、子育ての原点であろうというぐあいに思っております。

学校給食法第11条において、行政が、給食を提供する施設や設備、調理にかかる経費を負担し、それ以外の経費については保護者が負担をすると、親として子供を育てる義務を示しているところでございます。

経済的に困窮されている場合は、現行の制度を御利用いただくことをお願いし、江田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） ありがとうございます。まず、順番を変えまして、学校給食のことを再質問させていただきます。

私このたび、この学校給食について取り上げましたのは、かねてより日吉津小学校においては給食費の滞納がないということをお聞きしておりました。具体的に少しお聞きしたいですけれども、ちょっとお待ちください。まず、学校給食につきましては、むしろ私は生活困窮者対策とい

う以上に、最近いろいろな方から、あらゆる子供のいろんな制度についての利用が所得制限を設けた利用が多いと、そうした中で学校給食ぐらいみんな平等に無料にしてもらったらいいのにと
いうようなことをかねてから聞いておりました。私たまたま北海道の三笠市というところが、こ
こも町長さんが転出者の抑制と転入を促す定住効果が期待できるので、全員が平等に恩恵を受け
ることができるこの学校給食の無料化に踏み切ったという記事を読みました。これを私、本当に
今行ってみますと、社会保障制度が自助共助ということで展開されておりますので、本当に中間
所得層の方が非常に負担が重くなっているというふうに感じております。確かに国のやり方を見
ますと、低所得者に対する支援の何ていいますか、手は非常に丁寧になったなっていうふうに感
じております。いよいよ自助共助でかなわないところを公助でやっていくっていうのが今の政策
のようですので、そうしますと、本当に低所得者よりむしろぎりぎりの生活ラインにおられる方
はすごく負担がいろいろとふえてるんじゃないかなということを考えるわけです。そのあたりで、
本当に児童手当や、それと児童扶養手当についてはたしか、これも所得制限があります、ありま
すよね、両方とも。そういったぐあいで本当に所得制限がきちっと設けられた制度にばかりな
ってきましたね。そうしますと、本当に生活保護基準以下の方のことももちろん支援していかな
といけんですけど、今は結構国がそれはやっておるっていうふうには、何ていいますか、方向にな
ってますので、そのあたりの、生活保護に到達されてないですけども、ぎりぎりの線の、そうい
った方たちをやっぱり応援するべきではないかなって思いますけど、これはどなたに、村長にお
聞きすることになるでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 生活困窮ということで、相談に来られるっていうことで、この
122万が貧困線というのは理解できてるんですけども、実際に生活保護ということになると、
先ほども答弁したように、生活費を計算をして、実際の収入等を調べて生活保護になるかどうか
っていうことですので、あくまでもこの122万が貧困線ではありますけれども、生活保護のラ
インということではありませんので、実際に低所得者対策、例えば国保の減免とか、そういうも
の、生活保護ラインの例えば1.何倍とか、そういうぐあいにラインが決めてありまして、一応生
活保護のラインを目安に低所得者対策等も行ってますので、そこにかかわる人がもしあったとき
には、実際に生活困窮で対応できるのか、生活保護のほうに持っていけないといけいないのか、そ
ういうところを面談しながら行っていきたいと思っております。

先ほどもあったように、アウトリーチっていいですか、こっちからも出かけたりして、そうい
う方を調べていけないといけいないということはありますけども、実際に福祉保健課のほうで所得

が幾らあるかっていうのは実際問題なかなかわからないとこです、一部、その相談の待ちっ
ていうところもあるかなと。ただ、そういう方がおられたときには誠心誠意対応していきたいと
いうぐあいに思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） この給食のことについては、試算していただきましたら、1,00
0万も財源必要ないような試算をいただきましたので、私本当にこれやっぱり、私いいセールス
ポイントになるなって思ってます。この三笠市は、住宅会社が学校給食無料の町とかいって宣伝
されたそうです。たら、やっぱり住宅を建てる人がふえたというようなこともありますし、やっ
ぱり本当にはこの学校給食ぐらひはみんな平等に援助してあげるっていう、そういった何ていい
ますか、よそがやってない、日吉津ならできるんじゃないかっていう、ああ、日吉津だけんでき
いだわなっていうような、そういった本当に私、全てのことに所得制限を設けた制度ばかりで
すから、せめて少し余裕のある方にもそれなりの支援の手を差し伸べて、余裕のある人にも日吉
津村に興味を持ってもらおうと、ああここは、何ていいますかね、所得制限なんかのことを考えず
に平等に子供の学校給食のことを考えてるところだぞというようなことが行き渡れば、私はいい
なって思っておるわけですけども、教育長いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 山西教育長。

○教育長（山西 敏夫君） 先ほども言いましたけれども、親としての原点をすごく頑張っておる
村なんだなっていうのを、私も教育長になりましてから、ずっとそれを感じておるところです。
役場の事業等につきましても、宿泊体験にしましても、食べるものについては参加者にはぜひそ
れは出していただいて、ほかの分については行政のほうからお金を出したりはしますけども、や
っぱりこのことに関してはずっとやってきておりますし、またこの5年、6年ぐらひは本当に親
御さんよく頑張っておられるなっていうのを実感しておるところで、逆に胸張って周りにも言え
ることだというぐあいに思っておるところでございます。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 教育長の考えはわかりました。小学校の子供ということになりま
すと、どうしても就学援助のことを質問したいですけども、このたび米子市が就学援助のいろ
いろと基準を高くしております。生活保護基準の1.2倍を1.3倍に持ってきてますし、かなりい
ろいろなところで新入学用品を半額補助を全額にしたりとか、10分の5を10分の10にした
りしておりますが、一つこの給食なんですけれども、この給食はどういうふうを考えればいいで
しょうか。これまで箕蚊屋中学校と淀江中学校においては、1食287円ということで補助して

おりました。それでさらに9割の補助だったのが、これが全米子市同じになりまして、1食223円ということになっておりますが、7割補助になりましたけれど、これを単純に計算すると年間1万以上の負担がふえると思うんですけども、このあたりは正確にはどのように変更になったでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 江田議員の御質問にお答えしますが、申しわけありません。箕蚊屋中学校の、27年度から変えたんですかね、ちょっと手元に資料持ってきていませんので、正確にというところではあれなんですけど、いろんな今言われた学用品費とか、そういうところは上げますということで、12月の議会だったかいつだったか江田議員から御質問があって、そのときには資料出させてもらったと思いますが、今まで半額だったり、金額が少なかったものを基準に合わせるぐらい単価が上がっていつてますが、給食費のほうは下がってる。トータルすると年額で、1,000円か2,000円だったかちょっと忘れちゃったけど、細かい金額は。トータルでは上がってると、給食費は下がってもほかの手当が上がっているんで、年額支給される補助額は若干上がったよということだったと思います。あのときにそういった資料でお答えしたと思いますが、その給食費のほうは下がるけども、それは箕蚊屋と淀江が給食だったんだけど、米子市内が全て給食になっていくので、米子市の財政的な判断でそこは抑えられたけども、ほかの支給額が上がっているんで、年額はトータルすると若干上がったということだということで理解をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） わかりました。27年度より、トータルしたら少し拡充されたということですね。はい、わかりました。

それと、就学援助金ですけども、これは就学援助金はいつお支払いになりますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 給食費、これにつきましては、それぞれかかる費用を学校給食の会計から村のほうに請求がありますので、認定された準要保護の方の給食費ですよ。それはそれぞれの精算日に直接こちらから払います。なので、保護者は経由しません。保護者のほうにお支払いするのは学用品費だったり、それから、修学旅行費だったり、新入学児童の学用品費だったり、あと校外生活費等ありますが、基準に達するものについてはお支払いしますが、学用品費というのが年間で考えていますので、大体7月に半年分を精算させてもらって、7月と3月に2回に分けて学用品費のほうはお支払いしてます。校外生活費等は3月にかかった費用の限度額まで

で、かかった費用の実費をお支払いしていますし、修学旅行費についても、春出かけるわけですが、それは一時的に保護者の方が支払われて、精算が終わって村の1,000円の補助金を控除したその金額を7月にお支払いをするという格好になってます。それぞれによって違いますが、給食費と医療費、これについては村のほうが直接払いをしていますので、保護者の方が1回払ってということではありません。

それと、済みません、先ほどの給食費の中でいいますと、村は牛乳の補助を17円していますので、村が全く給食費に手出しをしていないかって言いますと、このものはずっと以前から牛乳代17円、1回当たりしてまして、年間で今の試算で190人で計算しますと61万6,930円、これは支出してるわけですね。江田議員の資料要求の中で、938万幾らと書いていますが、これはそれが足してありませんので、17円分を足すとトータルでいうと997万9,000円、全額で考えればそうなりますよということで、ちょっと説明させていただきます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） わかりました。新入学用品、新入学の子供の就学援助なんですけど、これは7月と3月っていうこと、7月に払われる。3月。済みません。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 新入学については、1年生のときだけです。1年の4月までに認定がされていないとお支払いしないんですが、これは7月のときに一括してお支払いします。新入学で認定をされた4月までに認定をされた、子っていうことで、1年生のときだけです。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 例えば4月に入学されますので、それ以前に入学の準備されるわけですよね。そうすると、保護者さんが立てかえて、後でそのお支払いするという形なんではないか。これは、そういうふう聞いておまして、これは入学に間に合うように早く給付してあげるってようなことはもう絶対できないものなんではないか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） かかる費用という部分でいうと、こちらは定額でお支払いします。その内輪で終わっている可能性もありますけども、定額でお支払いをしていますので、それはあらかじめかかった費用としてお支払いはさせていただきますけども、7月にはこちらはそれ以上であろうかと思いますが、定額でお支払いさせていただくということで御理解いただけたらと思います。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 子供の関係については以上にします。

続いて、高齢者の生活の実態についてなんですけれども、いろいろと公的ヘルパー制度いかがでしょうかというようなことを提案させていただきました。いいのですが、本当に高齢者の生活実態がどのようにこの介護保険以後変わっているかなということは気にはなっておりましたけれども、いつも資料出していただきましてありがとうございます。このたびのこの介護保険事業の月別実績分析報告書を見せていただきました。一点、お尋ねしたいですけれども、この介護サービスの支給限度額比率のところなんですけれども、これが支給限度額比率って使った額なんですけれども、これが要支援1から要介護5まで軒並み利用率が落ちております。私が驚きましたのは、一番驚いたのは、これ在宅の方ですから、要支援5の方の介護サービスの利用率なんですけれども、私が前いただきました、10カ月前ほどの資料と比べてみましたら、要介護5の方で8割以上のサービスを利用しておるっていうふうに出ておりました10カ月前は。そしたら、一番こないいただきました直近の資料見ましたら、8割以上っていうのは、要介護5で、100%だったんですね、10カ月前は。それがこのたびは42.9%に落ちております。このあたりはどういうふうな背景が考えられますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 介護保険の細かい中身については、連合のほうでもなかなか、例えばそのサービスが減ったとか、その理由がなかなかわからない部分ですけども、全体的にはサービスの利用が計画どおりきてるということを伺っておりますので、多分その月別ということで、前後があるかもしれませんが、年間で27年度を見たときにほぼ計画どおりきてるっていうことは理解しておりますので、サービスについてはそういうことで現行どおり、計画どおり移行してるというぐあいに理解しております。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 例えば、要介護5だけじゃないんですね。要支援1から、ただ一つ、何%かな、要介護2の方が、10カ月前は64.4%だったのが65.7%ですので、わずかに伸びてますけど、要支援1は57.1%だったのが43.6%、要介護1なんかは74.3%が57.7%、物すごい落ちてるんですね、どの介護度も。これがどうして、その計画どおりに行くところということになるのかねと思ったときに、これちょっと私納得いかないですけども、どういうことでしょうかね。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 今ちょっと手元に資料がないんですけど、それは月別の報告書

ということで出した分なので、その月ごとによっては多少変動はあるというぐあいに理解しております。先ほど申しましたのは、年間で考えたときに伸びてるサービスもありますし、若干下がってるサービスもありますけども、総額的に計画どおりのサービスを使っていたというところであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） しつこいようですけども、これ総額じゃないんですよね。これは1人当たりの金額が出てますので、私これケアマネジャーさんに聞いてみたんです。要介護5の方が在宅で介護されているのに、介護保険を100%ぐらいサービスを利用しておった方が40%、平均してですよ、これは1人当たりの。こういうことってどういうことか、どうでしょう。かいうことをちょっとケアマネさんに聞いてみたんですけど、ケアマネさんがわからないって言うておられたんです。それはなぜかっていうと、高齢者の方の生活の実態をやっばりお尋ねするわけにいかんって言われるです。年金幾らもらっておられますかとか、そういったことをお尋ねするわけにいきませんので、十分把握してませんけれども、もしかしたらいろいろと生活が大変でサービスを少しずつ削っておられるのかなという印象を受けますっていうことだったんですけども、そのあたりのことが私は本当に、何ていいますか、私も介護保険のことをいろいろ興味を持って関心を持って、皆さんと一緒に話したりするのに、最近本当に余り皆さん訴えられんようになりましたね。それを私心配してるんですけども、そのあたり、だけでも、先ほど本当に訪問活動に力を入れておられますし、そのあたり高齢者の生活実態の変化っていうものを福祉保健課では、何ていいますか、つかんではおられると思うんですけども、私はこれ大きな変化が起きてるんじゃないかって思うんですけど、いかがですか。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 包括支援センターとか、そういう職員から特に大きく変化っていうことは聞いておりませんが、やっばり中には医療費が少し払えないとか、例えば税の集金とか、そういうときにやっばりそういう話の中で、本当にそれが実際に医療費が払えなくて生活困窮なのかどうか、そういうところは確認をしておりますので、そういうところで本当に必要な支援が必要になった方については生活困窮のほうで、例えば生活福祉資金の借入れをお話をしたりとか、そういうぐあいに持ってっておりますので、そんな多くそういう状態になってるというぐあいにはこちらのほうでは理解をしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 恐らくこれも何回も言ってると思うんですけども、例えばです

けども、介護保険料、今、国保も年齢に達したらそうなんですけど、年金から天引きしますよね。そうした場合、例えば本当に今月は本当に家族の医療費、病院に入院して医療費がかさんでとっても大変だっていうときに、本来年金から天引きされてなかったら役場に相談に来て、これを分割で払わせてもらえませんかとか、しばらく待っていただけませんかということができるかと思うんですけども、このそういった生活者の実態を何も考えず年金から天引きされてしまうんですけども、そういった方の例えば介護保険が払えんようになったけん、分割にしたいってというのは、相談があったとしましたら、受け付けされますか。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 国保とか、ほかの部分は年金天引き等、選択ができるんですけども、介護保険の場合できませんので、相談を受けて、何ができるかっていう相談は対応していきたいと思うんですけど、その天引きをやめるという形にはなかなかならないというぐあいに思いますし、国の当初の基準が80万円以上の方っていうことで設定がされてまして、確かに今医療費が必要であったり、いろいろなことでぎりぎりの線をいっておられる方もあります。そういう方にはやっぱり支援が必要になるってということもあると思いますので、その辺は対応していきたいというぐあいに思います。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうしますと、かなり本当に訪問活動に力を入れて、満遍なく、本当に私ね、困っておられる方を探し出さんといけんっていうくらいに思っております。この介護保険料なんですけれども、かなり介護保険料が高齢者の方の生活を圧迫しておるっていうふうにつくづく思います。例えば賦課のもとになる所得ってというのが、所得ゼロの方が後期高齢者の医療費は4万2,480円、年間払っておられます。これも年金から天引きです。そして、その方が介護保険料は5万8,500円で、トータルすると10万9,800円になります。これは所得ゼロの方です。また半面、所得の多い方ですけども、例えば課税所得が329万くらいある人については、年間の保険料が介護保険料より医療保険のほうがずっと高いです。といいますのが、やっぱり医療保険料っていうのはある程度減免があって、それなりに所得に応じて払うようにはなっておりますけど、介護保険については、医療保険は30万以上払っておられますけども、介護保険料は11万なんです。それを見ると本当に所得の少ない方に物すごく介護保険料っていうのは重くのしかかっております。これを今ここで言っとったってどげしようもないわいっていいことで済ますっていうことは、もう皆さん生活かかっていますので、そのあたりについて、何か手当ありませんか。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 介護保険の介護保険料も一応段階別になっておりまして、多分言われたのか、非課税と課税のぎりぎりの線だと思うんですけど、どうしても65歳以上になってくると、年収、年金の年収があっても控除がありますので、所得がゼロになっても年収が120万以上あるってことはありますので、多分その辺の基準でその低所得の段階別っていうのも介護保険料も定めてありますし、それから、支払いのほうもそういう部分では低所得に対しての基本的に1割負担っていうことで、これも9割は介護保険のサービス料は市町村が払うということになっておりますので、そういう部分では低所得の対策が全くされてないということではなくて、されてるぐらいに思っておりますので、あとは相談の中身によっては支援できることは考えていかなきゃいけないかなというぐあいに思ってます。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 私、本当にね、本当介護保険料は私もう皆さん実感されてますよ、本当に高いっていうことをね。65歳になられた方がもうびっくりされてます、本当に多くの方がね。本当に逆進性が強くて、本当に何ていいますか、高いんです。それで、さらにいろいろとまた制度が変わりまして、例えばサービスの利用料の引き上げ、1割負担から2割負担になりましたよね。この方も高額所得者だけいいがんで言ってしまうえばそうなんですけれども、でもやっぱりヘルパーさんなんか聞いてみますと、そうなんだけれども、その家庭の全部をしょっておられるような人だって言われました。その方が1割負担が2割負担になりましたよね、去年の8月から。いつかの資料いただきましたら、対象者が村内で12人だそうです。いずれそれにしても、1号被保険者の2割くらいはそういった該当者がいるんじゃないでしょうかっていうことですので、全国的に。そういったこともありますし、例えば補足給付ですけど、施設に入っときの部屋代と食事代も、これも幾ら特養に入って、住所を1人にしたにしても、連れ合いさんが課税世帯だったなら補足給付もやめましたよって、これも去年からそうになりましたよね。8月、去年の。そうしますと、これ、この実績分析表見ましたら、15人から9人になってます、対象者が。ですから、やっぱり外された方なんだなって思うんですけれども、そうするとこの補足給付っていうのは、本当にこれは2割か、どうも2万円から7万円の間で負担がふえたって言われますね。そういった形で本当に高齢者の生活っていいですか、環境が物すごく変わってきております。私もう少しいろいろなヘルパーさんとか、介護に従事されておる人にいろいろな愚痴こぼしておられるのかなって思っていました。でも、本当にそんな話は聞かなくて言われますし、プライバシーに踏み込んでいくこともできないので、年金幾らもらっちゃうなあかもよう聞かずにおるっ

ていうようなことも言われました。ですから、私は本当にこれは、何ていいますか、いろいろな角度からそういった人たちを見つけ出してほしいって思っております。

このあたり、例えば本当にすごいですよ、サービスの利用料が2割ですよ。それと補足給付が、世帯課税の方が補足給付なし、それから、配偶者が18万、この補足給付がなくなったということは、配偶者の方が月18万円の年金をもらわれたらもう補足給付なしですよっていうことになりますよね、課税世帯になりますから。そうすると、月6万の年金しかもらっていない連れ合いさんが施設に入っていて、その連れ合いさんのところに水光熱費合わせて、合わせたら月6万円の年金しかもらっておられない方が10何万の請求が行くことになりますので、こういったことをよく調査してサポートしてあげないと、両方が共倒れになってしまうっていう実態だと思っています。そのあたりを、何かすごく十分に減免措置はしてありますっていう御答弁でしたけど、本当介護保険は、何ていいますか、もう年金から天引きされてしまいますので、保険料をじゃ生活防衛するためには必要でも利用することを我慢するしかないです。ですから、そういった方たちが確実に、これもう人数として資料いただいたわけですから、おられますので、ぜひともそういった方を、何ていいますか、探し出すくらいな勢いで訪問活動していただきたいって私思いますけど、いかがですか。今の体制でできますか。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 包括支援センターも、それから、生活相談員ていいますか、生活困窮の事務局も直営ということであちのほうで行ってますので、そういうところを探していかないといけないということが役目だと思っております。ただやっぱりその本当にそのほかのお金のこととか、いろいろなことを状況を聞かないと、それがなかなか本当に厳しい状況なのかというのは面談してみないとわかりませんので、そういうところに入っていないといけないかなというぐあいに思っています。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 済みません。ちょっと私、本当に住民の皆さんの声を届けるのが仕事だと思って言わせていただいております。

もう一つ、こういったこと言われた方がありました。世帯課税と世帯非課税でいろいろと線が引かれます、福祉のサービスの利用は。そうすると、親と同居をすると、親と同居したことにすると世帯非課税だったのが、世帯課税となります。そうすると病弱な親を持つ子供と健康な親を持つ子供の負担の公平はどうなってるんでしょうかっていって言われたお年寄りがありましたけど、そういった場合、どのようにお考えですか。

○議長（橋井 満義君） 高田福祉保健課長。

○福祉保健課長（高田 直人君） 世帯課税等については、介護保険もそうですし、障害のほうでも、これが国の考え方が世帯ということで、担当者、私が障害の担当のときも、この世帯と所得者のそういうやっぱり世帯で考えるのはまずいんじゃないかというような話も出ておりました。担当者レベルで考えたときに、個人的に考えると所得で見てあげればなと思うんですけど、やはり扶養義務ということもあって、やっぱり世帯ということが日本の基本になっておりますので、今それを変えるということではちょっと私もどう答えていいかわかりませんが、個人的にはそういうことも含めて今後は語られる部分があるかなというぐあいには思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 介護保険の場合は、保険料の分割で払わせてください、しばらく待ってくださいの相談も、しても無意味ってことです。それで、この実績分析表見ますと、認定を受けて、さらに認定を受けて介護保険を利用されてる方はわずかで、85%近く、83%の方は自立の方です。ですから、私思いますのに、介護保険のサービスを利用されている方はまだ誰かしらが見守っておりますけど、残りの85%の、いわゆる自立の方の中から本当に困り事の声を聞くような気がします。そこでですけれども、私、村長にお聞きしたいですけど、この社会保障審議会で生活困窮部会で一生懸命発言していただいたと思うんですけども、私この介護保険についてですけれども、介護保険にどれぐらいお金がかかってるかなと思ったんです。28年度の日吉津村の一般会計から広域連合への負担金が6,199万3,000円で、国民健康保険の被保険者が払う2号被保険者の負担分が387万2,000円、それから、65歳の方が年金から天引きされておられるのも広域連合の予算決算書に載ってますので、それを見ましたら、日吉津村の方が年間6,000万払っておられます、介護保険料をね。それとあと、組合健保、共済組合、協会けんぽの中で、個人住民税は日吉津村に納めておられますけれども、それぞれの保険の被保険者の方が2号被保険者としてそれぞれの保険から介護保険の負担金を引かれておられると思いますけど、それを抜いたところでも、トータルすると日吉津村民が介護保険の事業に約1億3,000万、年間使ってるんですよ。私本当に、これで介護の認定を受けてサービス利用されてる方は本当に15%くらいですので、あとの85%の方は介護保険料払うだけっていうことになってます。私ね、ずっと介護保険の見直しのたんびに給付の重点化、効率化、適正化、このことをいっつも課題にしておられますけれども、この1億、毎年日吉津村民が介護保険に1億3,000万も支出しておるっていうあたりのこと、村長いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 給付の実績はちょっとわかりませんが、1億3,000万に相当する給付ということで考えたときには、今、南部箕蚊屋広域連合は2万7,000人の人口規模で、給付の総額が22億ぐらいになっておるとお思いますので、いわゆる利用率、健全な方が、いわゆる自立の方がいらっちゃって保険が成立をしておるとおということでありますので、実際に介護保険をお使いになる場合は、なられるような場合は、何ていいますか、その保険料払ってらっしゃるときは元気がいいということでもありますし、介護の給付を受けられるようになると、実際にその恩恵を受けられるのは御家族だというふうに僕は思っていますので、非常に厳しさはあろうかと思えますけれども、それから、制度がどンドンどンドン変わっていきますけれども、やっぱりその給付がふえていくということでは、ある程度の重点化だことの効率化だことの、その辺は制度を運営していく、保険制度を運営していく上では、当初の介護保険は何でもありだよということで、言ってみればできる機能まで介護してしまったと、生きておる元気な機能まで介護を生活支援などでしてしまったというような反省点もあるわけでありまして、生活不活発病を促進するようなところもありましたので、やっぱりそこは改めて自立の方向でかじを切られたということでもあります。1億3,000万払っておるとおということでありますけれども、根拠としては比較はできませんけれども、総額的には22億ぐらいの保険給付がありますので、それだけの効果はあっておるとおふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 確かにこの介護保険でも医療保険でもですけど、制度の持続可能性っていうのを常に追求しています、見直しのたびに。だけれども、本当に確かに制度は持続していくかもしれませんけれども、私本当に高齢者はもう限界だと思っています。本当に私、何て、持続可能な制度にしようと思ってるうちに国民、高齢者の方の生活が持続可能でなくなって、脅かされてしまつとるというようなことも思います。それで、ある方が、お元気な方ですけども、御主人が介護が必要になって、ずっと家から出てこれんようになった方がありますが、話を、今たまたま税金の申告の時期だったからですけども、介護保険に入っているのに制度に不安があるのでって言って、生命保険は民間の保険に入っておられました。民間の生命保険プラス、介護保険ですね、民間の。私こんなにたくさん年金から天引きされて、掛け捨ての保険を掛けているのに、その制度が不安でかなわんけん、保険かけましたって。そしたら何と税金の申告して、こんなにたくさん保険料払っちゃったかと、介護保険料も入れて、民間の保険料も入れて、全部を計算してみたらこんなにたくさん保険料を払わんと安心が獲得できんかなって思ったら、何のための年金かなってって言われました。ですから、私やっぱりね、そういったことはやっぱり皆

さんからその元気を吸い取ってしまうようなことがありますので、ぜひその辺を、何ていいますかね、支えてあげられるようなこうした訪問活動、社協に委託されて、社協も今度は訪問活動一生懸命やるよって意気込んでおられました。ですから、本当にそのあたりで、私やっぱり見えないところで助けてって声によく出さん人、そういった人は必ずいるっていうことを常に考えていただいて、私もケアマネさんに何でこうなったのかわかりませんって言われたときはちょっとショックだったんですけど、それくらい現場ではいろいろとプライバシーの問題もあったりして、配慮しながら仕事されていると思うんですけども、ぜひともその辺を、ぜひとも、何ていいますか、よく探し出して、困った方を、ぜひサポートしてあげてください。以上、終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で江田議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） あらかじめ、ここで申し上げます。本日の一般質問は、予定の日程が完了するまで時間を延長することを、ここで申し添えます。

次、通告 8 番、議席番号 1 番、河中博子議員の一般質問を許します。

河中議員。

○議員（1 番 河中 博子君） 1 番、河中博子です。きょうは、昨年 9 月に策定されました日吉津版地方創生総合戦略の中から 4 番目の柱、元気なむらづくりを中心に、村づくりは果たして村民が主役で行われているのかを考えてみたいと思います。

もう一つは、うなばら荘の経営健全化に向けた具体策についてお尋ねします。

その前に、ちょっと明るい話を 1 つ、2 つさせていただきます。これまで 2 回にわたって役場職員の研修や資質についてお尋ねしてきましたが、最近庁舎内で顔を合わせますと、おはようございますという声が聞こえるようになりました。そんなときはとてもうれしくて、すがすがしい気持ちになります。きっと住民に対する窓口での対応もよくなったんだろうなというふうに思っています。

もう一つ、昨年 11 月に開催されました行政主催の村ミーティング、初めての取り組みだったと思いますけれども、職務分担表は村報で見えてはいても、職員一人一人の仕事内容について知る機会もありませんでしたので、新しい発見もあり、試みとしては成功だったと思います。行政がみずからの仕事を村民に説明するという、情報公開の姿勢を示されたことをまず評価したいと思います。課題は、いつものことながら参加者が少ないこと、さらに工夫をして発展させていきたいと思っています。

さて、本題に戻りますが、地方創生総合戦略、元気なむらづくりの基本目標は、むらづくり・

情報発信・暮らしの支援及び広域連携により、元気で安心して暮らせるむらをつくるとなっております。昨年12月の一般質問でも申しましたが、村づくり、人づくりは地方創生のかなめ、原点だと思っていますので、大いに期待しているところです。昨年9月の策定からまだ5カ月足らずですけれども、現在どの部門がスタートし、また成果はどのようにあらわれているのかをお聞きします。一つは、ヴィレステひえづを拠点にした村づくりや人づくりを進め、活動が促進される仕組みをつくとあります。これの具体策はどのようなものなのでしょうか。

もう一つ、自主活動組織の支援として、新たな活動組織の組織数を5組織とありますが、この具体策。つまり、どういう活動組織をつくろうとしていらっしゃるのか、年齢、男女など具体的にわかりやすく説明していただきたいと思います。

ここでは、村民が主役との関連をお尋ねしたいと思っています。総合計画を初め、パンフレットや村長の話の中で村民が主役という言葉をよく使われます。確かに行政の一方通行ではなく、住民の立場で物事を考え、実行する、住民とのコミュニケーションを探るため、深めることは必要不可欠ですが、果たして村民の気持ちは十分に拾い上げられているのだろうかと思う節もあります。一昨年の複合施設建設の村民集会におきましても、たくさん出た提言の中で行政側がこれが、これはよいといったものを実現のために努力されれば、村民の声を取り入れたと言えますが、それがほとんど見られなかったという声も聞いています。また、意見を言っても実はもう既に決まっていて、聞くふりをしているだけだと指摘する人もいました。これで村民が主役と言えるのでしょうか。村民が主役という言葉の意味をお尋ねします。

続いて、情報発信の中の魅力発信事業についてです。パンフレット、ホームページ、ケーブルテレビ、つまり中海テレビですけれども、活用して広く村のPRを行うとありますが、それぞれに現在どういう状況なのでしょうか。予算216万円のホームページリニューアルはいつ完成するのか、進捗状況をお聞きします。

2項目めは、うなばら荘についてです。同僚議員の質問と重複しないよう、私の別の視点でお尋ねしますので、よろしく願いいたします。ことしも日吉津村が指定管理団体になっています。一般財団法人うなばら福祉事業団に対し、補正予算案の中に赤字補填の1,800万円という額が上がってきています。27年度からはプロの会計士に依頼して経理上は取り組んでおられるようですが、この1,800万の明細といたしますか、内訳をわかりやすく説明していただきたいと思います。

消費マインドが冷え切ったこの御時世ですので、黒字経営は難しいとしても、赤字が予想されるならば、なおさら細かい経営改善計画が立てられてしかるべきだと思いますが、いかがでしょ

うか。うなばら荘の採算部門と不採算部門はどのように分析しておられますか。月別の経営分析、年度内に赤字が出ると予想された場合の、それを解消するための方策について御説明ください。

以上、村づくりは果たして村民が主役で行われているのか、情報発信の強化について、もう一つ、うなばら荘の経営健全化に向けた具体策は何かをお尋ねします。

なお、答弁によりましては、再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 河中議員の一般質問にお答えをしております。

元気なむらづくりの推進方策はという質問でございますが、平成21年の4月に自治基本条例を施行して、参画と協働の村づくりを基本としながら、政策や事業計画の策定など村民の皆さんに最初から参画をしていただいて、協働をしていくということにしておるところでありますけれども、村内にはさまざまな形で村づくりが実践をされているというふうに思います。

近年の共同住宅の増加によって、地域コミュニティの根幹とも言うべき自治会への加入率が低下する傾向にもあります。さまざまな活動を通じて自治会への加入にもつなげたいと考えております。それは、ヴィレステひえづを軸として事業を展開をしておりますということでもあります。

先ほど河中議員から、ヴィレステの検討委員会の中で既に出来レースだったというようなお話もいただいたところでありますけれども、決して私はそんなふうに思ってませんし、私からこうせあせせということは言っていないつもりではあります。事業費の最大はここまでだよということは言わせていただいて、それに伴ってこれだというのはあったかと思っておりますけれども、皆さんの議論を阻害するような気持ちは全くなかったというふうに考えております。

昨年9月に策定しました日吉津村地方創生総合戦略の中に、元気なむらづくり！、村民が主役のむらづくりという項目を設定をいたしております。具体的な施策として、新たに5つの組織が立ち上がることを重要業績評価指数、KPIとして定めております。このKPIを達成するために村では、自分たちの暮らしや地域を見直し、地域の将来を考え、安心して暮らせる活力ある地域づくりに向けて取り組みを行うコミュニティの推進を支援するための事業に対する助成を実施して、地域コミュニティ活動の充実を図ってまいりる方向であります。27年度の助成事業としては、3つの自治会及びコミュニティの推進組織よりコミュニティ活動支援事業とコミュニティづくりの推進事業の申請がございまして、4つの新規事業と2つの継続事業、計6つの事業に対してそれぞれ上限5万円の助成を行ったところであります。今後もこのような助成制度の周知をしながら、安心して暮らせる活力ある地域づくりの推進や支援に取り組んでまいります。

これまでも、多くの村民の方に村づくりに参加をいただいておりますというふうに考えております。

過去には、村づくりや人づくりといった事業は、社会教育が担ってまいってきたわけでありましてけれども、生涯学習社会が進むにつれて、健康、福祉、あるいは防災といったさまざまな分野において、広く地域コミュニティという視点での取り組みが展開をされるようになりました。これは時代の変遷のあらわれだと考えるところでありますけれども、青年団や婦人会といった長く続いた組織もなくなる一方では、富吉自治会では青春部という青年組織ができたり、自主的な女性の会や芝生化推進隊といった、年代や目的に即した組織が新たに立ち上がって活動されているという実態がございます。

ヴィレステひえづは生涯学習の拠点にしていくという方向でございまして、地方創生のかなめとして位置づけ、ヴィレステひえづを中心に集う団体を育成し、ボランティアも募るなど、新年度に各種事業を展開をしてまいります。

次に、情報発信に関する御質問でありますけれども、本村の情報については、村報・ホームページ・ひえづチャンネルなどを活用して情報を発信をしているところであります。自治基本条例でも定めておりますとおり、情報の提供は、情報を共有し村民が主役の村づくりを進める上では大切であるというふうに考えております。

また、地方創生に係る総合戦略においては、ホームページのアクセス数を2割ふやすとするKPIを目標を掲げていますし、SNSとの連携や動画による村の紹介など、情報発信に努めてまいります。

そのほかにも、村外に向けて発信するということでは、本年度は中海テレビで日吉津村のCMを制作して放映をしたところでありますし、村の魅力の発信事業の一環として、転入者向けのガイドブックを作成いたしております。また、西部の9市町村で構成する西部地域振興協議会では、移住定住と観光に関するPRを地方創生事業として取り組んでおりまして、今後も日吉津村の魅力を県内外へ広めてまいる方向であります。

次に、うなばら荘の質問であります。経営健全化方針を示せということではありますが、具体策はということでもあります。うなばら荘の経営につきましては、リーマンショック以降、特に外食産業等のサービス業については、景気が低迷をしております。経営改善計画につきましては、3月7日に開かれました議会全員協議会の場でお示しをしたところであります。新年度は、増収施策、費用削減、戦略的な設備投資の3本を柱としながら、具体的に踏み込んだもので進めていく必要があるというふうに考えております。経費を抑えながら売り上げを伸ばすということが基本ですけれども、全国に向けて非常に難しいことではあるんですけれども、精いっぱい努力をしながら、全国に向けて発信するためのプロモーションを展開をしてまいる予定であります。

特に、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、SNSを利用する方がふえておりますので、フェイスブックなどの検討も進めてまいりますし、ホームページなどウェブを使った機能の拡大も進めていく考えであります。

また、井藤議員の質問でもお答えをしましたが、今年度はJAFと契約をし、会報を通じてうなばら荘の宣伝をしていただくことにしております。

当然のことではありますが、黒字への転換を念頭に、毎年、経営コンセプトを設定をいたしておりますけれども、さらに具体的な計画を立てながら進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いをして、河中議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） もう一度、じゃあ、再質問させていただきます。

まず、一番最初ですけれども、村長がお考えになります村民が主役の村づくりというのは、どういうイメージといいますか、方向性を持っておられますでしょうか、お聞きします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 平成15年に単独の選択をしましたが、それは大きな自治体を住民の皆さんが望まないということでございましたので、合併の判断以前に、村民の方向や村の方向は皆さんで判断をしましょうということにして、地域づくりにおいても村づくりにおいても、やっぱり人それぞれがお持ちの力を発揮していただいて、地域全体の合意の中で村づくりの方向を定めるということにしたところでございます。それが行政の立場で考えたときには、村民の求められる総意の方向に従って行政としては地域づくりを、軸足は村民の考えられるところに置いて進めていくというところでやっていくということでもあります。その中には、前提条件で、全てが丸というわけにもいきませんので、前提条件の選択肢も示しながら、村づくりの方向というのはやっていく必要があるというふうに思います。

市町村合併をして、合併をする以前は、村、いわゆる合併の先にあるものは何かということで、全国的には、合併の先に来るものは、いわゆる行政組織のスリム化だ、人の削減だということでございまして、そこでは本当に合併前に2つの町が、80億の予算規模だったところが今60億の予算規模まで絞ってやっていたらっしゃるという、隣のほうの町もあるわけでもございまして、それは本当に効率を求めながらやっていたらっしゃるということですが、我々も効率を求めながら、それでも、先ほどの話にありましたように、生活困窮や子育てについては、非常に目線の近いところに住民の顔が見えるというところでそれは評価を受けて、その取り組みについても評価を受けておりますけれども、やっぱり基本は、村民の皆さんが描いていらっしゃる村づくりの

方向を、全体で判断しながらやっていくということが村づくりの基本だというふうに考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 村民が主役のということで、村長のお考えよくわかりました。

次に、ホームページを一新して見やすくするという、9月に216万か何かの予算が組まれました。3月いっぱいということだったように思いますが、それは今どの程度まで進んでいますでしょうか。

それともう一つ、中海テレビを使いました日吉津村のVCMです。9月の補正予算が通りましてすぐ、10、11、12と、10月が住環境、11月が子育て、12月がシニア時代というふうにその3パターン制作されて、現在はこの3本を単純にくっつけて15分番組として放送されています。もちろん皆さんごらんになっていらっしゃると思いますけども、この村PRのVCMの感想と、それから効果がどのようにあらわれたのだろうかということ、もし中間的に総括していらっしゃるいましたらお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 地方創生関連の事業ということで9月に補正させていただきました。

御指摘のとおり、中海テレビを使ってのVCMをつくっております。短時間でつくったということもありまして、議員からも御指摘いただいたところですけども、後ろにあんまりおもしろくないっていいですか、枯れたような枝が映ってたりとかいうことでは、チェックを入れる私どもの責任をすごく感じております。そこまでちょっと目が行き届かなかったということでは、100点満点のものではなかったのかなというふうには思っております。

西部地域の中でごらんいただけてるようでございますので、ほかの町の方からは日吉津ようやとるなという声もありますし、それから、あんまり西部の地域の間での人口のやりとりやめようやみたい、そういった冗談交えたことも、皮肉めいたっていいですか、やとるなという中ではそういった言葉も頂戴しておるところでございます。

ホームページの作成でございますけども、順調に進んでおりましたけども、今月に入ってからですね、サーバーの容量に問題があるということが課題として見つかりまして、どうもけさの段階で聞いたところ、それは別のサーバーで対応できるということでございますので、来週にはごらんいただけるということで、ほんの3月の最後の最後になりますけども、でき上がって、新しいものをごらんいただけるという状況になるということでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） VCM、後ろに枯れた松があるということを言いたかったんですが、私は黙っていましたら、課長のほうから言っていただきまして。

私の感想ですけれども、1番の日吉津村としての政策目的であります日吉津村の魅力を、ゲストで出てくださってる人たちが人とのつながりがよい村だというふうに、最高の褒め言葉で紹介してくださってると思います。細かいことを言えば、それこそちょっと難はありますけれども、他市町の方がごらんになったら、まさか中海さんがこういうふうに言えて、せりふまでは言われておられないと思いますので、やっぱり人間としてのつながりがいいというのをね、皆さんがおっしゃってたので、そういう部分ではとても村のPRでは成功したと思っています。

実は、私、日吉津村では見れないのかと思っていましたね、去年の12月にちょっと放送日時調べて放送を待ちましたら、たまたま2回とも放送がありませんでした、それから放送事故かなと思って、以前ちょっと課長には報告したんですけれども、問い合わせましたところが、手違いがありましてということで、この分については後で放送させていただきましたということでした。

先ほどのホームページと絡んでなんですけれども、また後で話しますが、本当に過密都市のほうにこの日吉津のPRの、動画のPRを流すということは非常に効果がありますし、ぜひそういうふうにやっていただきたいなと思うんです。リニューアルなさったんですから多分できると思うんですけれども、ただ、そのときには今のをそのまま流してもだめです。本当にもうちょっといいものをつくられたほうがいいと思います。

地方創生に関しましてなんですけれども、私はいつも申していますけれども、人口増を図ることはとっても重要なことではあります、ふえればいいというものではないと思っています。国は自治体間競争をあおっていることは確かですけれども、自治体はそれに踊らされることなく、村独自の総合計画との整合性を図りつつ、長期のビジョンを持って取り組む必要があると思っています。地方の人口減少とか限界集落の増加などは大問題ですけれども、国も大都市の過密対策を問題視しておりまして、都市から地方への人口移動を目指しています。しかし、現実はまだ都市過密の逆の方向に進んでいます。日吉津村ではコーポが建ち並び、人口が増加する数少ない地方の村ではありますが、人口をふやさねば立ち行かないという現状ではありません。じっくりと受け入れ態勢を構築して、過密都市からのIターン、Uターンを、できれば生産年齢の若年、中年層を求めべきだと思います。そういう意味で、新しいホームページで村のPRの動画をうまく利用してやっていただきたい、そういうふうに思っています。

それから、うなばら荘についてなんですけれども、理事長であります村長みずからが肝に銘じて取り組んでいらっしゃいますので、今さら私、素人が言うことではございませんけれども、経

営改善に向かって、やはり前向きに当たっていただきたいと思います。赤字基調の経営になりましても、職員、それから従業員は、相変わらずお客に対してもてなしの心が感じられない対応を重ねています。村長はうなばら荘の宴会の食事について評判をお聞きになったことはありますか、お伺いします。後で結構です。

真剣な努力をした後に出た赤字ならば、村費で穴埋めすることに村民の理解は得られると思います。時の流れと時節によりましては経済環境が厳しいときもあるでしょう。新しい試みが功を奏するまで時間が必要だということもありましょう。それには努力の跡とイノベーションの痕跡、従業員の対応の変化、そうしたものが村民の目に見えてこなければなりません。私は、行政、議員、村民の有識者、経営の専門家とうなばら荘の主要メンバーを加えて、うなばら荘の経営改善と従業員各位の働きがいの向上、意欲の向上、いわゆるモラルの向上を目的として、うなばら荘経営改革委員会の立ち上げを提起したいと思いますが、理事長である村長のお考えをお聞かせください。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） それでは、過密と動画の辺は判断をしながらやっていきたいというふうに思います。ただ、根底にありますのは、やっぱり人口をふやすということにしていますけども、もう一つ踏み込むと、再々言ってますけど、学校運営ができるだけの子供の数を確保していかないといけないというふうに思っています。今、少子化ですので、その部分では相当力を入れていかないと、かつても言いましたけれども、小学校に入学される30人の保護者で、日吉津で大きくなられた保護者は4割しかいらっしゃいませんので、6割は村外から、今の段階でも来ていただいておりますので、やっぱりそこは1学年30人というものを確保するということを大前提に進めないと、学校が12人や15人の1学年では決して僕はいいいとは思ってませんので、そのところが一番頑張りどころかなというふうに思っていますので、PRについてはそういうことでやっていきたいというふうに思います。

それから、うなばら荘の食事の評価ですけれども、いろいろありますので、やっぱり改善に努めていく必要があるというふうに、特に村内の皆さんは、僕は立場上仕方がありませんけれども、1月に6回うなばら荘に行きましたので、全部自費ですけども、公費で行ったことはありません、全部自費で参加してますけれども。1月に6回行きましたので、やっぱり同じものを食べるということがありますので、その辺もありますし、その辺はやっぱり適宜変えていく必要があるというふうに、お互いにそれは従業員も認識をしておるところであります。

それから、意欲という部分では、まさしくそのとおりで、言われる部分でありますので、そこ

にむらが全体としてありますので、一つの方向に職員の気持ちを向けていく必要が、不十分だったなというふうに思っておりますので、そのところでこれまでも何回か御意見をいただいておりますので、何と申しますかね、人間も一生懸命取り組むときは目が輝いていますので、やっぱりそういう職員にしなければならないと、仕事においては。それが、一言で言うとそういうことかなというふうに思いますので、そのような取り組みをしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 済みません、一番聞きたいことの答えがありませんでしたので、もう一度伺います。

先ほど申しました行政とか議員、それから村民の有識者、それから経営のプロ、うなばら荘の方、それで勝手に私が名前つけてますけども、うなばら荘経営改革委員会のようなものを立ち上げて、自由に発言しながらやっていったらどうかなと思うのですが、そういうようなことはお考えになりませんか、いかがでしょう。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） さまざまな理由や、いろんな人の意見を聞くのが当然でありますので、執行機関であります理事会と、さらには村民の意見を、その理事会執行部、それから評議員会が決定機関ということになってますので、そちらと協議をして、河中議員の提案に応えられるような検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） もう一つ、最初の質問で聞いていません。改めて今回の1,800万円の中身を教えてください。

○議長（橋井 満義君） 高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） 1,800万円の赤字の内訳ということでございますけども、損益につきましては全体での損益で収支を計算しております。また、部門別には分けてないわけでございます。仕事の中身としては、応接、調理、事務方というような中での職務分担になっただけですけども、トータルでの損益で1,800万円ということしか今のところ申し上げられないかなというふうに思っています。ただし、採算性の高いものについては、いわゆる宿泊に関しては採算性が高いというところの分析はしております。これは売り上げの大体3割で賄っていくというのが今基本でございまして、残りの7割で諸経費を払っていくというシステムでございまして、そういう中では宿泊のほうが、宴会ももちろん大事なお仕事なんですけども、歩どまりがいろいろ

は宿泊、それから日帰り温泉に関しましては、これは宿泊いただいている方からすると、ちょっと満足感が足りない部分ということの声もいただいとるんですけども、日帰り温泉でいただく入浴料につきましては、これ生の金額でございます。お金が、投資がかからない部門でございますので、ここについての採算性は高いんだらうというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） うなばら荘は、なかなか難しいということはわかりますけれども、本当に前向きに一つずつやっていけば、そんなにそんなにというような気もしておりますので、ちょっと言葉足らずですけども、ぜひとも頑張っていたきたいと思えます。

今さら素人の私が申し上げるようなこともございませぬけれども、企業の経営は波があるってことはもう必然ですので、経営計画をしっかりと立てて、短期のものと長期のものとを明らかにしたり、そのための日々の経営データを積み重ねて、6カ月たてば中間総括して、残りの半年でどう対策をとるか、そのとき赤字であれば、何月までにどれだけ回復させるか、そのような分析と増収対策が立てられなければならないと言われております。今回のことで28年度の経営改善計画をいただきたいということで提出していただきましたけれども、各プランの設定とか費用削減などたくさん書いてございますけれども、いわば、それは言ってみれば当たり前のことで、それ以外のことを根本的に取りかかっているかというふうにも思えます。経営分析は、どの分野が黒字で、どの分野が赤字か、先ほど総務課長おっしゃいましたけれども、採算部門と不採算部門を明らかにして、全体的にどう改善するめどがつくのか、内部で十分な検討を重ねるべきものです。そのためには、原材料はもちろんのこと、マンパワーもどの部分に概算どれだけ充てるか、どの部分は人手が何人、何人役と割り振って人件費計算を加えるのが常識だというふうに言われています。もちろん理事長であります村長には釈迦に説法でございませうけれども、ぜひ本当に経営計画ということをも村民が納得できるような形で取り組んでいただきたいと思えます。

終わりに、私は、このたびの平成28年度一般会計予算定例会というのは初めての体験でした。各担当課で細部にわたってよくもこれだけの事業を受け持っていていらっしゃるなど感服したところです。これは上手でも何でもございませぬ。どうか暮らしやすい日吉津村の村づくりを目指して、村民が納得のいく行政運営を行っていただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で河中博子議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） ここで暫時休憩に入ります。再開は5時25分です。

午後5時14分休憩

午後5時25分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

本日最後となりました、通告順9番、議席番号3番、松本二三子議員の一般質問を許します。
松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 3番、松本です。9人目ともなりますと皆さんお疲れでしょうから、できるだけわかりやすく簡潔にしたいと思います。

今回は3点について質問させていただきます。まず1点目が、村の都市計画はどう進むのか。

①として安全面は大丈夫なのか。②として米子市、境港市との連携は、です。

2点目は、中央公民館の跡地の現状と今後について。中央公民館が解体された跡地は駐車場として使われていますが、その駐車場の評判はどうか、今後の活用の考えを伺います。

そして、3点目は、日吉津村の社会教育の現状は、です。①として日吉津村における社会教育とは。②として行政各課の連携について。③として家庭教育への考えはということです。よろしく願いいたします。必要があれば再質問をさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 松本議員の一般質問にお答えをしております。

まず最初に、村の都市計画はどう進むのかということで、安全面は大丈夫なのかということが1点目であります。都市計画につきましては、平成27年の3月に米子境港都市計画区域マスタープランが見直しされて、日吉津村内の国道431号沿線区域は商業地として位置づけられました。地区計画制度の導入によって環境整備を図ることになっております。現在、村内で複数の地区で地区計画制度による商業施設の検討が進められておるようであります。

地区計画を都市計画決定する手続の中では、周辺道路への影響等の評価も行うということになっております。一定規模面積以上の店舗を建設しようとするには、大規模小売店舗立地法の手続においても同様の評価基準があります。

山路議員にもお答えをいたしました。今後、具体的な開発計画の中で道路計画が提案をされますので、あわせて警察との協議も要するというところでありますので、村からは当面、山路議員の

質問でもお答えをした431号線の北側のアスパル付近からホレコまでにかけての間については、既に開発業者さんが具体的な動きをされておるといことは、地権者の皆さんのところに土地の利用について同意をお願いして回っていらっしゃるという状況でありますので、いずれ出てくるということではありますが、都市計画区域のマスタープランは、既に県知事が承認をしております。それ、米子、境港との議論も既に完了したものでありますので、商業施設の開発がいずれ進んでくる段階であります。これからは計画の議論も協議も出てきますけれども、業者のほうは農地転用や開発行為の手続をやっていくということになりますので、その計画の提案された際には、しっかりと村の意向を伝えていきたいというふうに思います。

それから、米子と境港市との連携はということでお答えをいたしますけれども、米子と境港を結ぶ高速道路ということでお答えをすればよろしいでしょうか。

境港では、それこそ物流・観光・水産業の拠点として港湾機能の強化やクルーズ船の誘致が進められて、さらに平成28年6月には、鬼太郎空港への香港の定期便が就航の予定であります。境港を中心に物流の拡大に、経済活動の活性化や外国人観光客によるインバウンド効果の発現等、大きな発展期を迎えておるといことで、既に境港の港湾や、それからクルーズ船のターミナルについては、さらには魚市場の新規投資など、具体的な金額も出されて取り組みがされる方向が出ておりますので、かなりの動きが出てくるだろうというふうに考えております。

そういう中で、境港は日本海側から拠点港の中でも高速道路までの距離が最も長く、重要港湾境港及び米子鬼太郎空港のポテンシャルを最大限に発揮させ、弓ヶ浜半島地域全体がさらに発展するためには、物流・人の流れのアクセス性をよくする境港と米子を結ぶ高規格道路が必要であるというふうに言われております。

境港－米子間の道路のあり方につきましては、これは米子間というより、いわゆる山陰道の尾高のバイパスまでのことを考えておいたほうがいいと、あのエリアだということであります。うちを通るといことで、今の格好であります、今の日吉津を通るといことでありますけれども。境港－米子間の道路のあり方というのは、尾高のインターチェンジまでの話であります。平成24年に国と県と米子境港都市計画区域の構成自治体であります米子市、境港市及び日吉津村で、米子・境港地域と道路のあり方勉強会が設立をされました。これまで6回の勉強会が開催され、地域の課題やまちづくりの方向性などについて議論がされております。その中で、やっぱり米子と境港を結ぶ何らかの道路の必要が確認をされておるわけであります。前段申し上げました、境港がこのエリアでの物流や人の動きの拠点になるという方向性が見えてきたことによって、米子－境港間の道路の必要性が確認をされたところでもあります。

今後は、道路整備によるストック効果やデータ分析に基づく課題整理をしながら、道路整備のあり方の議論が進められる予定でありますので、まだまだやっと入り口に着いたということでもありますので、どちらかといえば、まだ野のものとも山のものともわからんというところで、動きは出つつありますけれども、どこで一気に進んでくるのかなという気がしておりますけれども、必要性はかなり高いということでもあります。

次に、中央公民館の跡地に関する質問でありますけれども、2月の15日に解体を終了して、17日から駐車場として利用開始をしております。この駐車場は50台を駐車することができまして、保育所の園児の送迎、保育所、小学校、ヴィレステひえづ等での行事やイベント時の駐車場として御利用いただいております。特に保育園児の送迎時の駐車場として利用してからは、以前に比べ、もとのところに保育所の送迎の車がとまるということでもありますので、村道を横断することなく駐車場に入って、そこから保育園に子供を送ることができるようになったということでもあります。

今後の活用はということではありますが、ヴィレステひえづを建てる際に開催した村民説明会で説明してきましたとおり、当面は、保育所あるいは児童館の送りや、ヴィレステや小学校、保育所、福祉センター等、近隣施設のイベント時の駐車場として利用していこうと考えております。ただ、このごろヴィレステの、日曜日は芸能大会で松本議員には司会進行お世話になりましたけれども、1時半の時点であそこの駐車場に車が僕のともう1台、2台しかなかったと。それから、せんだっての図書館大会でも、何か車が2台ぐらいしかなかった、結構ヴィレステのお客さんも、あの周辺で駐車場の消化ができていくということだと思えます。ただ、じゃあ、それでいいのかということではありません。トレセンの駐車場には平日は社協の職員の車がほとんどとまっていますので、トレセンの駐車場は前のほうしかあいてないということですので、相対で駐車場が大丈夫なのかということ考えたときには、不十分さも実際にはあるんだろうなという気がしております。社協の皆さんには、トレセンの奥のほうからとめていただいておりますという部分では、事業所の前に駐車場がないということでは多少不便さがあるのかなという気がしております。ということで、当面はこのような使い方をしていくということで御理解をいただきたいと思えます。

社会教育の現状につきましては、教育長から答弁をいたしますので、よろしく願いをして、松本議員の一般質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 山西教育長。

○教育長（山西 敏夫君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、本村の社会教育についてお答えをいたします。生涯学習の拠点としまして、ヴィレステ

テひえづを利用し、ふれあいフェスタや芸能大会の開催、また各グループ活動の支援や出会いストリートを利用した学習成果の作品展示などを行っておるところでございます。

また、図書館では、乳幼児からシニアまで知的欲求にお応えできるよう、あらゆる情報を収集し、提供をしています。子供たちの読書推進として地域ボランティアに呼びかけ、読み聞かせや絵本ライブなどを行っておるところでございます。

また、青少年育成の推進といたしまして、カルチャー土曜塾などのガッツ日吉津っ子の育成事業の実施や、子どもの日まつりを初めとする子供のための各種事業、各自治会子供会育成者の活動支援、また青少年育成日吉津村民会議による夏休みの巡回指導を行っております。

人権教育の推進といたしましては、人権・同和教育推進協議会による村の人権・同和教育研究会、チューリップセミナー及び小地域懇談会の開催を行っております。

社会体育といたしましては、スポーツ推進員の方によるスポーツの普及、スポーツ少年団の活動推進、毎年4月に実施するチューリップマラソンや、秋に実施する村民運動会等の実行委員会の支援を行っておるところでございます。

また、社会教育につきまして、社会教育主事講習を先月、社会教育係長が取得をいたしました。また、社会教育と福祉保健課との連携といたしまして、人権教育の題材として小地域懇談会等で行っております地域における子育て支援、また認知症の方の人権、高齢者の人権を取り扱っております。

次に、家庭教育についてお答えしたいというぐあいに思います。鳥取県では、子育て王国ととり条例を策定し、第5条に市町村の役割について示しています。具体的には、保護者支援として親になるための学びの支援、支援の必要な子供と親への早期支援、児童虐待防止、地域の子育て参加や理解などが上げられております。

本村では、家庭教育に関係する機関として、子育て支援センター、保育所、児童館、小学校などがありますが、それぞれの施設で保護者の研修の機会や支援の場を設けております。

連携事業といたしまして、小学校では、箕蚊屋中学校区の小学校や中学校と共同でノーメディア週間などを実施しております。

特に、日吉津村では、家庭教育のスタートである就学前の親育てに力を入れておるところです。福祉保健課と教育委員会事務局との連携を強くし、連続性のある家庭教育支援を行っておるところでございます。教育委員会事務局の参事が継続的に指導・助言やコーディネートを行い、関係機関の連携を図っております。

例えば、保育所では、とっとり子育て親育ちプログラムを、保育参加の日を使いまして全保護

者に行っております。子供の褒め方や叱り方、子育ての悩み解消など、ワークショップ形式で実施をしています。こうした活動を全保護者に継続的に行っているのは、県内では日吉津保育所だけであります。親の学習の機会であり、就学前から親同士をつなぐ効果が上がっております。そのほか、保育所入所式に外部講師による講演会や懇談会を開催したり、スクールカウンセラーを保育所に導入をしております。

子育て支援センターでは、赤ちゃん体験や外部講師による学習の場の提供を行っております。また、就学支援として、3歳児・5歳児健診のときから、福祉保健課と教育委員会事務局との支援会議の開催や保護者の個別相談を行っております。

また、児童館や子育て支援センターなどでも、保護者へ提案や助言ができるよう職員の研修や運営の助言を行っております。特に、いい児童館便りをつくるようになったというぐあいには褒めていただきましたけども、子育て支援アドバイザーが指導・助言をして、いろいろな形で随分変わってきたなというぐあいに思っているところでございます。

当村では、保護者に一番近い関係機関が連携をして、具体的な目標に向かって親育ちを支援していますので、御理解いただきますようお願いし、松本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） では、再質問させていただきます。

まず、都市計画のほうですけれども、今定例会の村長の施政方針の中で、生き生きとした村づくりということで村の土地利用計画というのがありました。読んでみますと、村民の参画で策定した土地利用計画及び本村都市計画マスタープランとありますが、この村民の参画で策定したという、この村民さんというのはどういう、委員さんか何かでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松本議員の質問にお答えいたします。

日吉津村土地利用計画といたしまして、単独存続を決めました平成16年ごろから各種会議をもって決めておりますけども、いろんな会議等で、今、構成メンバー等は記憶、ちょっと覚えておりませんけども、平成の17年に決定しております。こういうものでありますけども、はい。

○村長（石 操君） メンバーは。

○議員（3番 松本二三子君） メンバーは、いい。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） あ、そうですか。

○村長（石 操君） 公募でメンバーを決めとるって言っちゃかんと。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 公募でメンバーをいただいて、最終的には都市計画審議会のほうとも絡めて決定しております。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。今出ました都市計画審議会のほうなんですけれども、この都市計画審議会っていうのがよく女性の会からも出させてもらってますけれども、これは大体年に何回ぐらいされるもんなんですか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松本議員の質問にお答えいたします。

平成26年と平成27年は年に1回であります。具体的に審議する案件がまだございませんので、今の状況というものを説明するということとしておりまして、平成27年度も2月の15日に行っておりまして、今の新しく都市計画区域内の調整区域内での許可の関係とか、また、今の34条11項っていいですけども、大規模連檐区域っていいですか、既存住宅の周辺での土地開発ができる区域を決めて、何軒家が建ったとか、今後の開発の方向性とか、また、先ほど申し上げましたように、今の地区計画の制度の内容とか、そういうものを説明しておりまして、なお、平成28年度につきましては、この開発が進めば、それに伴って審議が必要となりますので、来年度以降は回数がふえるかと思えます。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） それで、今後は県などと協議を重ねて地区計画を導入し、商業、居住、営農環境など良好な村づくりを進めてまいりますとありますけれども、大体、ですね、あんまり専門的にはわからないんですけれども、ずっとそういう書類をよく、担当の方に議会でも説明を聞いたこともありますので、そのときの資料っていうのをすごくたくさんいただくんですけれども、いつも土地利用計画、都市計画マスタープランと来て、ここで今度はまた地区計画っていうので、すごい計画がいっぱいあるんですね。資料を見ますと、大体きれいに色分けした村の地図がついてて、同じような内容がずっと並んでるんですけれども、本当に実際わかりにくく書いてんのかなぐらいな、ちっちゃい字でいっぱい書いてあるんですけれども、計画を立てて5年、10年とかって見直してっていうのがずっと、いろんな地区計画とか都市計画マスタープランとかあるんですけれども、つくって見直してみたいな、ずっとやってて、どれだけ進んでいくのかなっていうのがすごく何となく心配になるんですけれども、もう、まあ、いいんですけれども、これで、一番最初にできた平成17年ぐらいの分が出てたんですけども、多分それで10年たって6次総と絡めてっていうのだと思うんですけども、10年前と今とでは多分随分、小学

校の今の1年から6年ぐらいの人数ぐらい変わってるんじゃないかなと思って見てたんですけども、この10年っていうのは、27年に新しく見直されたっていう間で、その見直された部分っていうのは、人口増加がしてますので、日吉津村は。そのあたりの17年から27年の中で、じゃあ、何を、全部言わなくていいですよ、これっていうのを、何を見直したかっていうのをちょっと教えてください。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 日吉津村は、日吉津村全域が米子境港都市計画区域内にございまして、一般的に家とかそういうものが建てられる市街化区域、王子製紙を含みます上口1区、2区、下口、日吉津村役場から南側が市街化区域ですし、あと、431を含む北側のほうの区域は市街化調整区域といまして、一般的に住宅やそういうものが建てられない区域でございます。以前は分家住宅とか診療所とかそういうものができましたけども、日吉津村では、特別に田園居住区整備事業、またジャスコの誘致とかそういうもので特別にしておりますけども、もともとが米子境港都市計画区域内でございますので、日吉津村だけが土地利用計画を決めましても、その中で開発、農地転用、そういうものができるっていうとできませんので、その担保となる上位計画であります米子境港都市計画区域マスタープランにきちとうたっていないと、何ぼ日吉津村がこうするといいますが、なかなか農地転用とか、そういう国の基準を転用とか、そういうものをしていくことができませんので、それがようやく昨年、何とかかなり無理を言って日吉津村の計画を、土地利用計画に沿ったものを認めてもらったということで、これによりまして、農地転用とか、そういういろんな地区計画を決めるための前提条件といえますか、そういうものが整ったので、それができましたので、これからはそれに沿った関係者の同意が得られれば、その区域を決めまして住宅を建てるとか、商業系につきましても、どういうものの商業系だったらいのかとか、そういうものを決めて、全員の方が同意されれば、その区域が農地転用ができることで開発へ向かっていくということをこの間ずっとやってきたということでもあります。以上であります。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） わかりやすい説明をありがとうございました。よくわかりました。

先ほど言われました2月15日ですね、都市計画審議会が、27年度の1回目あったようですが、これも、ちらっと見せてもらったんですけども、移住定住促進に関するアンケートというのがついてたんじゃないかなと思うんですけど、以前から子育て支援に日吉津村が力を入れても、子供が小さいときにだけ日吉津村に住んで支援をしていただきまして、小学校に上がると

きに家を建てたいなと思っても土地がないという悪循環で、中古住宅もありませんので、日吉津はなかなか。いざ小学校に入学という前に他市町に出ていってしまうという、この悪循環が回ってたんですけれども、最近、上口の1、2あたりと、今吉さんですね、今吉あたりにも新築住宅がどんどん建てられて、売り土地も出てるんですけれども、検索しますと、結構すごい、次々来てるんですけれども、これはこの分の関係でしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 松本議員の質問にお答えいたします。

地方創生の関係で移住定住っていうことで関係しますけれども、日吉津村内で市街化区域、または今吉の土地区画整理区域内、また都市計画法の、新しく規制緩和になりました海川周辺とか今吉周辺とか、そういうところで住宅を建てられる方の区域にアンケートをいたしました。このアンケートはといいますと、日吉津村内で家を建てようと思ってもなかなか土地がないということで、土地所有者の方がどういう形で考えをお持ちなのかっていうことで、このアンケートをいたしましたところ、中には売ってもよいとかそういうことがありまして、そういう中で業者を紹介いたしまして、その方で土地を売買とかしまして住宅というふうになっておりますけど、このものが呼び水になっとる場合もありますし、以前から考えておられたっていう方もありますけども、かなりこのものによってすごい、連日のように問い合わせ等がたくさん来ておりますので、宅建業協会に紹介いたしまして、ありまして、今のところ約30件ぐらいは住宅の建設とか、そういうものの分譲的なものが出てきて、実際それが取引になって建つかということまではわかりませんが、土地が実際売買が決まったとか、もう建築確認が出たとか、ここ半年でも十四、五件は出てまして、また今後、分譲地として8件とか、また3件とか、そういうことで問い合わせとかも、業者のほうに任せたとということが来ております。以上であります。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 本当にいいことだなと思うんですけども、急に売り土地がぐんとふえてて、これが、何が聞きたいかっていうと、もうちょっと早くできなかったものなのかなっていうのがすごく聞きたかったんですけども、先ほどの理由で、じゃあいい、なので、今になってできたっていうことですかね。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） かなりはふえておられますので、ふえておると思います。取り組みっていうか、実際売ってもいいという方が、今まではぼやっと思っておられた方が実際、宅建業協会の方にあっせんいたしまして不動産業者の方を決めてもらって、その方といろいろ話を

してる中で、ホームページとかに出してもらったりとかってということで、実際手放すっていうか、売ってもよいということの紹介をもってまたあっせんして、もう購入の希望とか、そういう具体的な話が進むことによって、また次々と、じゃあ私もとかというところで話は次々と来ております。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 行政のほうの努力でふえてきたということでよろしいでしょうか。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） ありがとうございます。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。

それと、先ほどの米子一境港間の高速の話なんですけども、ここ最近、議員の研修で米子市とか境港の議員さんと一緒になるときがあって、研修があるんですけども、やたらと米子道から直接高速で境港に行けると、流通とか渋滞緩和にいいなっていう話が上がるんですね。これ、日吉津村は黙って聞いていいものかどうか何かわからなかったの、ちょっと聞いてみるんですけども、いわゆる今、鳥取市のほうに行くのに高速がと行くと、前通っていた、あれはどこ、琴浦とかかな、あの辺の下道を通らなくなってしまって、あの辺のお店があんまり人が来なくなってるっていうのを聞くのをそのまま思い浮かべたんですけども、まあ、イオンがあって、今度、ここにも載っていますけれども、株式会社ウシオが富吉地区で地区計画に、開発に取り組んでいますというのがあるので、多分来るのを、そこを見込んで、ウシオとかの、来るからちょっと大丈夫かなみたいな考えが村のほうにあるのかなというのをお聞かせ願いたいんですけども。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） それぞれの米子、境港の気持ちが、どちらかといえば、軽率とはいいませんけれども、今の段階でどこがいいとか、あそこがいいとかという話ではないと思っています。この圏域でどんな道路が、どこにどんな道路が一番いいのかということをもとに議論を、その辺から議論が始まらないと、今のまんまだと綱引きになる可能性が非常に高いというふうに思っていますので、一番最初に話が出たのは、もうかれこれ、10年までなりませんけど、そのころでしょうかね。それで、そのときはとりあえず僕は反対をしました。でも、西部圏域全体で考えたときには、今の段階であそこがええ、ここがええ、うちは反対だとかいうその、まだそこまで至らないと思っています。実際にどこにどういう形でやろうかという議論が出るようになったときには、うちの意向をやっぱり言うべきだというふうに考えています。今はそんな時期ではまだないということですので、ともに綱引きの中に巻き込まれるようなことは避けておるといふところであります。御理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 先ほどの、イオンがあって、ウシオが来るってということで、反対に、先ほどから出てますように車の往来がどんどんふえると思ひまして、交通安全面とか防犯の面で心配が出てくると思うんですけども、特に交通安全の面で、以前、イオンのあれは裏ってうんでしょうか、郵便局があって、ガソリンスタンドがあるところも交通事故が多かったから、信号がついたところがあるんですけども、あそこは事故がなくなったんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 松本議員の質問にお答えいたします。

先ほど言われた場所ですけれども、確かに以前、信号がつく前にはどうしても出会い頭の事故っていうのもあったように聞いておりますが、最近では、特に事故があったということでの情報等は私のほうは持っておりません。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） ということは、信号の効果が出てるってということだと思いますので、信号を取りつけるほうに向かったほうがいいのかと思うんですけども、結局あそこで事故が多かったから信号をつける、次、九里さんところで事故が多いから、じゃあ、土地まで直して信号をつける。不思議に、私は車を運転しませんのでわかりませんが、車を運転する方っていうのは何でか信号を避けて通る癖があるのでしょうか。次、じゃあ、どこから近道をしてイオンに行くのかなっていうのがちょっと心配な面もあるんですけども、そうなってきた場合に、次々、もう村内全部の道路を大きくして、いいおうちが建って、ウシオが来てみたいなすごいことになると思うんですけども、その辺のところを結局、先ほどの都市計画とかの分ですと、将来の方向性を盛り込んでいますって書いてあるんですけども、その辺の将来の方向性っていうのはどういう考えでおられるのでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 村の土地利用計画は、平成17年から考えると、ある程度一定の役割を果たしたというふうに僕は見えます。イオンの駐車場が裏にできたのも、あれで10年かかりました。それから、今回の開発業者のホレコ川の西は、あれは平成11年から話が来てますので、やっぱり開発というのはそんだけ時間がかかります。住宅が建つということもさっきありましたけれども、今、うちげの中では一番の土地利用計画の課題は、建てたくても建てられないということがあったので、今回のその取り組みにしたところですけども、まだまだ市街化区域にはたくさん土地があります。住宅建設可能なところは、ざっと大ぐくりで言いますと、11ヘクター

ルある。ですから、11ヘクタールですのでかなりの面積、それは点々ばらばらですので、まとまってませんので、11ヘクタールあるということでございまして、431の沿道は、ある程度使い道の方向が決まってしまったというふうに見てます。これからは、じゃあ、どんな使い方をしていくのか、うちの土地とどんな使い方をしていくのかということ考えてときには、改めて土地利用計画をちょっと見直しをせんと僕はいけんところに来たかな、うちの土地利用計画は見直しをせないけんところに来たかなというふうに思ってますが、先ほど課長が申しましたように、米子と境との共同作業、共同のエリアですので、やっぱり一つのことをなし遂げるのに10年ぐらいかかりますですね、土地利用計画からいくと。ですから、ある意味、もう早いとこ次の方向を決めたのがいいのではないかという気はしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） ありがとうございます。

信号をつけたらつけ放しじゃなくて、やっぱりどういう状態なのかっていうのを、何ていうんでしょう、考えられたほうがいいんじゃないかなと思います。これでこちらは終わります。

時間がなくなってきましたので、中央公民館の跡地のほうなんですけれども、これはこっちなんだ。先ほどの、住宅がふえていって、若者っていうか、子育て世代がたくさん入ってくるってところなんですけれども、実際問題、保育所、先ほど日吉津村は待機児童ゼロっていうのを、出してますんで、前面に。じゃあ、いざたくさん家が建ちました、全部子供がいます。保育所にじゃあ、あと何人入れますかってなったときに、今の保育所、2つプラスになってますけど、そうなったときに今の保育所ですね、3歳以上の、おられるほうの保育所になるんですけども、それでやっていけるかなっていうのが心配でしたし、あと児童館の耐震ですね、トイレも直してくださいっていうのを待っても、ちょっと待ってくださいみたいな感じなんですけれども、その辺のあの辺の子育て、何ていうんでしょう、地帯っていうんでしょかね、中央公民館の跡地の土地ですね、あの辺を使って、ちょっとではなく大々的に直さなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですが、それも当分かかるとは思うんですけども、人は来ました、子供は来ました、受け入れ態勢ができませんということでは本当にどうしようもないんですけども、その辺のことはどう考えとられるでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 今、いわゆる日吉津の保育所は、従来120の定員であったのが、今、140だか150だか、150……（「日吉津の保育園は123です」と呼ぶ者あり）うん、だけど、140まで入れられる。（「143まで大丈夫です」と呼ぶ者あり）今、定員は、日吉津

のほうですが、120ですけど、143まで入れられると、あと23。それから、それぞれの小規模保育所がゼロ歳から2歳までがそれぞれ15ずつか、最大20、うそか、15でストップか。（「19です、最大」と呼ぶ者あり）ですけど、最大が19までいくということですので、ゼロ歳から2歳までが38ですので、143と38で181になるということのようですので、そういう意味では、小規模保育所のほうにゼロ歳から2歳を振り向けますので、お願いを、振り向けという言い方は悪いです、担っていただきますので、それは一つよかったなというふうに思います。そこで唯一の保育所では、どちらかといえば3歳以上かな、そこを140受けられるということだと思っておりますので、ある程度の余裕はできたというふうに見てますけれども、御質問のように、施設としては非常に建ってから経過年数がたってますので、平家建てですので耐震化の補強は必要ありませんけれども、次のことを考えていく必要があるのかなという気がしておりますが、今、全国で見ますと、先進的な事例としては、それがいいか悪いかは別にして、子供も高齢者も一緒に過ごす施設などが実はできておまして、それは子育てにも役割を高齢者が担っていただくということと、高齢者の持っていらっしゃる力をそこで出していただくということの事例が先端的な事例としては出ておりますので、やっぱりこれからの地域資源が少なくなる、人が少なくなるという中では、そういう組み立ても一つ考えておく必要があるかなということと、今の段階でまだまだ財政的にはそこに踏み込むだけの体力がありませんので、もうしばらく我慢をしながら、そういう見据えてやっていく必要があるのではないかという気はしています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 今の、保育所をつくるのをすごく嫌がるような地域もあるようですので、日吉津村はそういうことがないと思いますので、ちょっと箱物ばかりつくってっていう声も聞こえておりますので、近い将来、遠い将来、お願いしたいと思います。

時間がなくなってきましたけれども、社会教育のほうなんですけれども、何を聞けばいいんだ、大体聞きたいことを聞きたいんですけれども、連携のほうですね、講演会とか、私は講演会は好きなのでよく行くんですけれども、最近、教育委員会に聞くのも変なんですけれども、教育委員会さんが、小地域とかもそうなんですけれども、昨年あたりは福祉と組んで子供の人権とか、小地域でやっとならしたんですけれども、そういうことが聞いたかったんですけれども、今回の小地域懇談会なんですけれども、教育委員会だから仕方がないな。私も議会から人権に出させてもらってますので、何か所か出たんですけれども、前年度は、子供のときは教育長さんが来られていました。ことしは10月から人権の担当になった職員さんが1人で段取りをしながら、荷物を持って各公民館にやってきて対応をされて、会長さんとか自治会長とか委員さんのほうを回って、職員

さんも能力のある方でしたので十分対応しておられたんですけども、これは、教育長さんが前来てたと思うんですよ、参事さんも皆さん。今回この、新たに來なった職員さんを1人でやってこさせたというのは何の理由があったのか教えてください。

○議長（橋井 満義君） 山西教育長。

○教育長（山西 敏夫君） 人権・同和教育協議会がありまして、本年度からは自主的に、その部が3つございます。その中の小地域懇談会の部の中で動いていくという形で、ことしは題材は何にしようかっていうことから始まって、その部の会の中で話し合いをして出ておられるということで、ことしは高齢者の人権をいうことで、そこで決定されて自分たちが出ていって、去年は初めて小地域、初めてではないですけど、以前はずっとありましたけども、久しぶりにああいう形で地域に出て小地域懇談会をさせていただいて、教育委員会が主になってある面動いていきましたですけども、ことしはほとんどの部でそれぞれの部の部長さんを中心として動いていっておられるということで、それと、たまたま私もちょっと都合が、ほかの分と重なった部分もありまして、本年度あれでしたんですけども。ただ、そういう自主的な形のを尊重して、それから、ほかの、去年は参事等も出ていましたけども、そういう形で本年度はやらせていただいたということでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） ということは、用事があったので來なかったっていうようにとってしまいますけれども、その言い方をされてしまいますと。しかしですね、10月から來た職員1人ですので、確かに皆さんもうなれておられるんで全然、普通に進んだんですけども、ただ、本当に、声の中に去年も來とられる方があったので、ことしは教育長も出てこんだなという声は確實に出ていたので、そこでちょっと聞いてみないといけないなと思ったんですけども、挨拶ぐらいは出てこれるようなあれはなかったんでしょうか。お忙しかったんですか。

○議長（橋井 満義君） 山西教育長。

○教育長（山西 敏夫君） ちょっと言いわけになるかもしれませんが、ほかの会と重なった部分が多かったと思います。それとまた、私の家内も出てますし、それから弟も出てますし、いろんな面でちょっといろいろと、直接はあれなんですけども、事実はほかの会と重なったというのが正直なところで。

○議員（3番 松本二三子君） わかりました。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 会が重なったのはいいですけども、いつも思うんですけども、

弟さんとか奥様は自分の役割で出てこられてますので、別に家族がおられたからといって、堂々と来ていただきたいと思いますので、反対に奥さんたちに失礼だと思しますので、よろしく願いしたいと思います。

次、何を聞けばいいのかな。あとですね、社会教育を聞いていて家庭教育に持っていくのは変なんですけれども、実際、子育てにすごい役に立つ、人権のときにそれこそネウボラを大山町でやっておられる松本さんとかが来られたとき、あれ、確実に子育ての役には立つと思うんですけども、全く子育て世代の方がああいう会に最近見られないんですね。残念に思うんですけども、やっぱりそういうところに、先ほどから親になるためとか親育ちとか言っておられますけれども、すごく家庭教育力の低下っていうものを言われてるんですけども、その点はどう思われますか。

○議長（橋井 満義君） 山西教育長。

○教育長（山西 敏夫君） 家庭教育力の低下っていうのはあろうというぐあいに思います。それとまた、先ほどもちょっとお話ししましたですけども、参事のほうが保育所、それから3歳児、それぞれの健診等々で出ていろんな指導を行っております。小地域懇談会については、もっと声かけをしていただきたらというぐあいに思うところがございます。去年は、上二にはいろいろ声かけをしていただきましてありがとうございました。

○議員（3番 松本二三子君） いえ。

○教育長（山西 敏夫君） たくさん若い方に出てくださいまして。

そういうような形で、今後もうちょっと行きたいというぐあいに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（橋井 満義君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 小地域は各地区で集めますので大丈夫なんですけども、結局、今ね、ずっと食育っていうことが言われてたんですけども、家庭なりどこなりで。今、眠育っていうんですね。子供が寝ないっていうか夜更かしをするっていうんですかね、睡眠の「眠」の眠育っていうんですけども、小学校、中学校の子供で睡眠時間3時間っていうのが、毎日ではないですよ、週のうちで何回。何をしてるかっていうと多分ゲームかなとは思いますが、そういう状態になってきていて、よく小学校とか中学校で早寝早起き朝ごはんっていうのをやっておられますけど、もうこれが難しい時代になってきていますので、親御さんばかりとは思いませんけれども、いわゆる親御さんが遅くまで起きているので、子供も一緒になって起きてるっていうような、そういうところだっていうのをわかっていたいただきたいなというので。

あと、社会教育で全部済むんですけど、女性教育に対する予算もたしか出ていたと思ったんですけども、これ、昔、女性のリーダー研修とかあったんですけども、私が思うのに、先ほどの流れからですね、おばあさんというか祖母の世代に最近の子育て事情とかを知ってもらうための講演とか、いわゆる自分たちの時代とは違うっていうことを知っていただきたいっていうのは、私もどっちかっていうとそっち世代になってしまいますので、自分でもわからないところがあるんですけども、いわゆるお母さん同士の世代間交流みたいな感じなんですけれども、そういうものとか、防災ですね、災害時で、いわゆる地震が来て体育館に泊らないけんやになったときに、女性の目線でかかわるっていうことを考えていただきたいっていうのがあるんですけども、いわゆる洗濯物一つ干すにも、下着を、こういうついたのはいただけるのかもしれませんが、洗濯ばさみが。それを普通に干せるわけがないんですね、女の若い人たちが。それにかぶせるカバーとかを今もう売ってるんですよ。それを考え出したのはやっぱり女性の考えですので、そういうことが、私たちにもわからないかもしれないけど、男性にはわからない目線っていうのがあると思いますので、男女共同参画ですので、女性ばかりの講演会をしろとは言いませんけれども、女性にそういう、何ていうんでしょう、知識とかそういうものをわかっただけのような、そういうのも女性教育だと思いますので、あんまりかた苦しいことをするとすごく難しいと思いますね、女性がリーダーになりなさいなんてことをやっていると、とっても人が集まらないと思うので、いろんな世代の方が一緒に、今の本当の、反対に若い人たちに高齢者の考えも聞いていただかなきゃいけないし、割かし世代間交流をすると、おばあさん世代と若い人の間に挟まって大変なことがよくありますので、あの辺が理解し合えるといいんじゃないかなと思いますので、そういう点も社会教育だと思いますので使っていただきたいなと思って、きょうは質問をさせていただきました。

時間がなくなってきましたので、この辺にしたいと思いますけども、教育課長のほうが小学生の人数が190人ぐらいまで落ちるということをおられましたので、やっぱりそういう、どんどん減っていくんなら、やっぱり頑張って子育て支援もしなきゃいけないんじゃないかなと思いますので、頑張っていただきたいと思いますので、私たちも、議員たちも頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 以上で松本議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、3月18日金曜日午後1時30分より討論、採決を行いますので、各

議員は議場に御参集ください。

お疲れさまでした。

午後6時22分散会
